



# 標津町 文化財保存活用 地域計画

令和7年6月  
標津町教育委員会



# 目次

## 第1章 計画作成の背景・目的

1	計画作成の背景・目的	1
2	本計画で扱う文化財「標津キラリ遺産」	2
3	標津町文化財保存活用検討委員会の設置と経過	2
4	本計画の位置づけ	5
	(1) 標津町文化財保存活用地域計画の行政的位置づけ	5
	(2) 北海道文化財保存活用大綱	5
	(3) 標津町の上位計画	5
	(4) 標津町の文化財関係計画	6
	(5) 標津町のその他の関連計画	6
5	計画期間	7
6	計画の進捗管理と自己評価の方法	8

## 第2章 標津町の概要

1	自然的環境	9
	(1) 位置	9
	(2) 地形・地質	9
	(3) 気候	11
	(4) 生態系	11
	(5) 景観	12
2	歴史的背景	13
	(1) 標津町の歴史概要	13
	(2) 地名	17
3	社会的・経済的諸環境	18
	(1) 人口の推移	18
	(2) 土地利用	20
	(3) 産業	20

(4) 交通機関	20
(5) 博物館施設	21

### 第3章 標津キラリ遺産の概要と特徴

1 これまでの標津キラリ遺産把握調査	22
(1) 標津キラリ遺産の把握調査	22
(2) 標津キラリ遺産の把握調査の状況	23
(3) 標津キラリ遺産の把握調査に関する課題	23
2 標津キラリ遺産の状況	24
(1) 指定等文化財	24
(2) 世界文化遺産暫定一覧表記載候補に関連する概要	26
(3) 日本遺産『「鮭の聖地」の物語～根室海峡一万年の道程～』の概要	26
(4) 北海道遺産	27
(5) 未指定文化財	27
(6) 標津キラリ遺産の周辺環境	28
3 標津キラリ遺産	28
(1) 有形文化財	29
(2) 無形文化財	30
(3) 民俗文化財	30
(4) 記念物	30
(5) 文化的景観	31
(6) 伝統的建造物群	31
(7) 埋蔵文化財	31
(8) 文化財の保存技術	31
(9) その他	31

### 第4章 標津町の歴史文化の特性

1 標津町の歴史文化を培った歩み	34
2 標津町の歴史文化の特性	37

## 第5章 標津キラリ遺産保存・活用の基本理念と方針

- 1 標津キラリ遺産保存・活用の基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 39
- 2 標津キラリ遺産保存・活用の基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 40
- 3 標津キラリ遺産保存・活用に関する町民の意識・・・・・・・・・・・・ 41
- 4 標津キラリ遺産保存・活用の課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 42
  - (1) 標津キラリ遺産のさらなる充実に関する課題・・・・・・・・・・・・ 42
  - (2) 持続可能な標津キラリ遺産保存・活用体制の強化に関する課題・・・・・・・・・・・・ 42
  - (3) 標津キラリ遺産を通じた標津町のブランド力強化に関する課題・・・・・・・・・・・・ 43
- 5 標津キラリ遺産保存・活用の方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 44
  - (1) 標津キラリ遺産のさらなる充実に関する方針・・・・・・・・・・・・ 44
  - (2) 持続可能な標津キラリ遺産保存・活用体制の強化に関する方針・・・・・・・・・・・・ 44
  - (3) 標津キラリ遺産を通じた標津町のブランド力強化に関する方針・・・・・・・・・・・・ 45
- 6 標津キラリ遺産保存・活用に関する措置・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 45
  - (1) 標津キラリ遺産保存・活用に関する具体的措置一覧・・・・・・・・・・・・ 46

## 第6章 関連文化財群

- 1 関連文化財群の設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 48
- 2 各関連文化財群の詳細と保存・活用に関する措置・・・・・・・・・・・・ 52
  - (1) 関連文化財群1「鮭の聖地の源流を支えた自然環境」・・・・・・・・・・・・ 52
  - (2) 関連文化財群2「自然と調査した鮭の聖地一万年の源流」・・・・・・・・・・・・ 55
  - (3) 関連文化財群3「水産のまち誕生・発展の道程」・・・・・・・・・・・・ 59
  - (4) 関連文化財群4「開拓精神が生み出した新たな産業文化の道程」・・・・・・・・・・・・ 63
  - (5) 関連文化財群5「海と山を結び暮らしを支えた根釧台地への道程」・・・・・・・・・・・・ 66

## 第7章 標津キラリ遺産保存・活用の推進体制

- 1 標津キラリ遺産の保存・活用を支える取組と体制・・・・・・・・・・・・ 69
  - (1) 行政の取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 69
  - (2) 専門機関等の取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 69
  - (3) 学校の取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 70

(4) 他地域団体の取組	70
(5) 個人による標津キラリ遺産の保存・活用の取組	71
2 計画の推進体制	71
3 標津キラリ遺産を保存・活用するための体制整備の方策	74
(1) 官民協働による保存と活用推進に向けて	74

## 第8章 標津キラリ遺産の防災・防犯について

1 標津キラリ遺産の防災・防犯に関する課題	80
(1) 防災の現状と課題	80
(2) 防犯の現状と課題	80
2 標津キラリ遺産の防災・防犯に関する方針	80
(1) 防災の方針	80
(2) 防犯の方針	81
3 標津キラリ遺産の防災・防犯に関する措置	81

### 巻末資料

1 既存の調査	資 1
2 標津キラリ遺産リスト	資 6
3 標津キラリ遺産の周辺環境リスト	資 12
4 標津町文化財保護条例	資 14
5 標津町文化財保存活用検討委員会規程	資 17

# 第1章 計画作成の背景・目的

## 1 計画作成の背景・目的

標津ほか6つの戸長役場が置かれた明治12(1879)年から90周年となる昭和43(1968)年に、三本木遺跡の試掘調査、標津町史の発刊、町内記念の木への標柱設置、会津藩土頭彰碑建立が行われると、地域の歴史、文化財への意識が高まりました。これを受けて、標津町(以下、「本町」とします。)は昭和45(1970)年3月に「標津町文化財保護条例」を制定し、文化財調査委員会も設置して文化財保護行政を推進することとしました。

昭和52(1977)年には文化庁主催の広域遺跡保存対策調査研究事業のモデルケース第1号に、「北海道標津郡標津町を中心とする遺跡集中地域」として伊茶仁川・ポー川流域の堅穴群が選ばれ、多くの遺跡が集中する重要な地域をどう保存するか調査研究がなされ、そこでの方針に基づき、昭和54(1979)年に標津遺跡群が史跡に、それを取り巻く標津湿原が天然記念物に指定されました。また、昭和55(1980)年に、これらの公開活用拠点となるポー川史跡自然公園を整備し、展示解説施設として歴史民俗資料館と開拓の村をオープンして、町内文化財の保存・活用を図ってきました。

しかし、近年は社会情勢や文化財を取り巻く地域環境が大きく変化し、行政だけでは個々の文化財の保存・活用のニーズに応えられなくなりつつあります。そこで平成29(2017)年10月に設置した史跡標津遺跡群・天然記念物標津湿原活用整備委員会において、史跡・天然記念物を中核としながら、町内文化財の総合的な保存・活用を継続するための検討が行われました。地域コミュニティとの共同による文化財の保存・活用体制の確立や、「歴史文化基本構想」の策定により、文化財の価値をストーリーで伝えることの有意性が指摘されました。

この指摘を踏まえ、標津町教育委員会はこれまでの町内文化財の調査研究成果を整理し、住民対象のワークショップ開催などを重ねながら、地域の歴史文化の特徴を捉える作業を進めました。この取組は、令和2(2020)年6月の日本遺産『「鮭の聖地」の物語～根室海峡一万年の道程～』の認定につながっています。

平成31(2019)年4月に文化財保護法が改正され、「文化財保存活用地域計画」の作成が制度化されました。本町では令和元(2019)年5月から地域計画作成に向けた検討委員会を設置しました。また、昭和52(1977)年の広域遺跡保存対策調査研究以来の基本方針である、史跡標津遺跡群と天然記念物標津湿原の保存・活用を中心に据えた計画とするため、地域計画と並行して、それぞれ個別の文化財保存活用計画を作成することとしました。

標津町文化財保存活用地域計画(以下、「本計画」とします。)は、上記の背景を踏まえ、文化財保護法第183条3に基づき、本町における文化財の保存・活用のマスタープランとして作

成し、計画期間内に実施するアクションプランを確実に実施することで、未指定文化財を含む幅広い文化財の積極的な保存・活用を推進するものです。

## 2 本計画で扱う文化財「標津キラリ遺産」

文化財保護法は、文化財を、「有形文化財」、「無形文化財」、「民俗文化財」、「記念物」、「文化的景観」、「伝統的建造物群」の6類型に区分し、類型外の「埋蔵文化財」と「文化財の保存技術」も保護の対象としています。これらには法や条例に基づく指定等文化財と、指定等を受けていない未指定文化財があります。

本計画では、上記の8つの区分に加え、伝承や伝統的文様など、各類型には直接あてはまらないものも含め、これら全体を「標津キラリ遺産」として呼び、計画の対象とします。

また、「標津キラリ遺産」の周辺環境も歴史文化の参考にしながら、保存・活用の方策を定めていきます。

「標津キラリ遺産」の呼称は、本計画作成の過程で検討委員会委員の意見を踏まえて設定されたものです。本町の総合計画である「標津町ふるさと新生プランステップⅡ」では、目指すまちづくりの目標として、「協働が咲かせる 小さくてもキラリと光る定住地域」が掲げられており、また町民祭りにも「水キラリ」の名称が用いられています。本町の文化財もまた、1つ1つは小さくてもキラリと光る、まちの魅力を語るうえで欠くことのできない地域の資源として、「標津キラリ遺産」の保存・活用を進めます。

## 3 標津町文化財保存活用検討委員会の設置と経過

標津町教育委員会は、文化財保護法改正後の令和元（2019）年5月、有識者と地域の文化財関係団体からなる標津町文化財保存活用検討委員会（以下、「本委員会」とします。）を設け、その下部組織として地域計画部会、史跡部会、天然記念物部会の3つの部会を置き、それぞれの専門事項に関する指導を得ると共に、3部会に横断する事項について合同会議を重ねました。

令和元（2019）年度は主に地域計画部会の検討会議を中心に進め、本町の文化財の保存・活用の方針として、史跡標津遺跡群と天然記念物標津湿原（以下、それぞれ「標津遺跡群」「標津湿原」とします。）を中核に据えながら、標津キラリ遺産の総合的活用を図る方針が示されました。

令和2（2020）年度～令和3（2021）年度は、令和元（2019）年度の地域計画部会での方針を踏まえ、保存・活用の中核となる標津遺跡群・標津湿原の個別保存活用計画検討を優先的に進め、令和4（2022）年3月に個別の計画素案を作成しました。

令和4（2022）年度からは地域計画の検討を再開し、標津キラリ遺産の保存・活用の担い手などを主題に、具体的措置を重視した検討を進めました。

なお本計画の検討にあたり、第1期の令和元（2019）年度～令和3（2021）年度は、これまで標津キラリ遺産の保存・活用を担ってきた地域団体の代表者を中心とした委員構成で検討を重ね、令和4（2022）年度からの第2期では、今後標津キラリ遺産の保存・活用を担っていく若手中心の委員構成に変更しました。

また検討過程では、標津町文化財保護審議会から意見を聴取し、必要に応じ文化庁文化資源活用課から指導・助言、並びに北海道教育庁生涯学習推進局文化財・博物館課から助言を得ました。



写真1 委員会開催

#### 標津町文化財保存活用検討委員会委員名簿

区分	氏名	備考
地域計画部会	第1期（令和元（2019）年5月～令和4（2022）年3月）	
	渡 辺 好 之	標津町文化財調査委員会委員長
	井 南 進	標津町観光ガイド協会会長
	鎌 田 敏 和	標津町ポー川史跡自然公園外来生物対策会事務局
	田 村 憲 夫	標津の森を守る会会長
	小 川 悠 治	標津アイヌ協会会長
	中 村 憲 二	標津町歴史文化研究会会長
	篠 田 静 男	標津転車台保存会会長
	市 村 政 樹	NPO 法人サーモンサイエンスミュージアム
	松 下 和 江	標津野の植物の会
	第2期（令和4（2022）年4月～）	
	井 南 進	標津町観光ガイド協会会長
	西 尾 朋 高	標津サーモン科学館副館長
	清 野 和 之	南知床標津町観光協会事務局
	齋 藤 智 美	地域ガイド Amutoki
	西 山 美 紀 子	標津アイヌ協会
	和 田 徳 子	デザインノツケ
	鈴 木 祐 二	北海道標津高等学校教諭
	大 木 敏 道	元郷土史研究会会員
谷 内 和 夫	伊茶仁地区町内会長	
アドバイザー	田 才 雅 彦	文化財サポート

## 標津町文化財保存活用検討委員会検討経過

会議	開催日	主な議題等
令和元（2019）年度		
第1回地域計画部会会議	令和元年5月10日	文化財保存活用検討委員会の設置目的、標津町内文化財の現状と課題、今後の予定について
第2回地域計画部会会議	令和元年6月7日	研修会（持続可能な地域創出と文化財）
第1回3部会合同会議	令和元年10月29日	各部門の検討課題と今後の予定について
第3回地域計画部会会議	令和元年11月28日	標津町内文化財の現状と課題、史跡・天然記念物のあり方について
第4回地域計画部会会議	令和2年2月10日	「史跡標津遺跡群・天然記念物標津湿原保存活用構想案」について
第2回3部会合同会議	令和2年3月12日	各部会の検討経過について
令和2（2020）年度		
第1回地域計画部会会議	令和2年12月1日	「史跡標津遺跡群・天然記念物標津湿原保存活用方針」に関する有識者会議での検討経過について
令和3（2021）年度		
第1回3部会合同会議	令和3年7月19日	「史跡標津遺跡群・天然記念物標津湿原保存活用計画」に係る地域連携事項について
第2回3部会合同会議	令和4年3月29日	「史跡標津遺跡群・天然記念物標津湿原保存活用計画」素案について
令和4（2022）年度		
文化財保存活用ワークショップ	令和4年7月7日	文化財の保存・活用の具体的措置について
技術指導	令和4年7月29日	これまでの地域計画の検討結果概要について
第1回地域計画部会会議	令和4年10月27日	地域計画構想案について
第2回地域計画部会会議	令和5年3月16日	地域計画たたき台案について
令和5（2023）年度		
第1回地域計画部会会議	令和6年3月13日	地域計画進捗状況について
令和6（2024）年度		
地域計画案パブリックコメント	令和6年9月9日 ～10月11日	パブリックコメントの実施 4件の意見
第1回地域計画部会会議 兼文化財調査委員会	令和7年2月21日	申請に向けた地域計画案について

## 4 本計画の位置づけ

---

### (1) 標津町文化財保存活用地域計画の行政的位置づけ

本計画は文化財保護法及び標津町文化財保護条例に準拠し、「北海道文化財保存活用大綱」、本町の上位計画である「標津町ふるさと新生プランステップⅡ」（平成23（2011）年3月31日策定、平成30（2018）年3月31日最終改訂）、「標津町教育大綱」（平成31（2019）年3月31日策定、令和4（2022）年3月31日改訂）との整合性を図りながら作成した文化財保存活用のマスタープランかつアクションプランです。

なお、標津町文化財保護条例の内容は巻末資料に示しました。

### (2) 北海道文化財保存活用大綱

文化財保護法第183条の2の規定に基づき、北海道における文化財の保存・活用に関する総合的な施策の方針を示すものとして、北海道が令和2（2020）年度に策定しました。北海道総合計画や北海道教育推進計画における文化財分野の個別方針として位置づけられ、持続可能な開発目標（SDGs）とも関連付けながら、各種方針が示されています。

### (3) 標津町の上位計画

#### 1) 標津町ふるさと新生プランステップⅡ

「標津町ふるさと新生プランステップⅡ」は、町民一丸となったまちづくり推進のため、平成18（2006）年に策定されたステップⅠをベースに、その後の変化し続ける社会情勢への対応やニーズに合わせた質の高い施策展開のために、平成23（2011）年度から令和3（2021）年度の計画期間として策定しました。令和4（2022）年度からはステップⅡの計画期間を延長すると共に、平成26（2014）年4月策定の「人口減少時代に挑戦する政策パッケージ」、令和3年4月策定の「標津町ひと・まち・しごと総合戦略」をステップⅡの重点施策に位置づけ、“まち”づくりの根幹をなす“ひと”の確保と“しごと”の安定と発展による持続可能なまちづくりを進めています。

標津キラリ遺産の保存・活用は、「標津町ふるさと新生プランステップⅡ」に定めた5つの基本目標に、「3 人と文化が育つまちづくり」の1つ「地域文化の振興」の内、「文化財の保全と活用」として設定しています。

#### 2) 標津町教育大綱

「標津町教育大綱」は、「標津町ふるさと新生プランステップⅡ」に基づく教育行政の個別計

画として策定したもので、最新の計画は令和4(2022)年3月改訂、計画期間は令和4(2022)年度から令和6(2024)年度です。「ふるさと標津の特色を生かし、心豊かに創造的に生きる力を育む」を教育目標に定め、その施策展開方針の1つ「歴史と文化財の保存と活用」に、本計画を位置づけています。

#### (4) 標津町の文化財関係計画

##### 1) 「史跡標津遺跡群・天然記念物標津湿原保存活用計画」

本町に所在する標津遺跡群と標津湿原の一体的な保存・活用を図るため、令和4(2022)年3月に作成した計画です。本町では、「広域遺跡保存対策調査研究報告書」(昭和52(1977)年3月刊行)以来、時代のニーズに合わせてながら、2回にわたり史跡・天然記念物の保存・活用の方針を「史跡標津遺跡群・天然記念物標津湿原保存整備計画」として定めてきました。「史跡標津遺跡群・天然記念物標津湿原保存活用計画」は、本計画との整合を図りながら新たにまとめたもので、本計画もこの計画に示された方針を取り入れています。

#### (5) 標津町のその他の関連計画

##### 1) 標津町過疎地域持続的発展市町村計画

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条の規定に基づき、本町の持続的発展に向けた方針を定めた計画で、平成28(2016)年3月に策定しました。平成28(2016)年度から令和3(2021)年度の5ヵ年の計画期間で策定され、令和7(2025)年度まで期間延長しています。町民との協働のまちづくり、北方領土返還対策、新エネルギーの活用促進、産業後継者対策等の項目について、課題と対策を示しています。

##### 2) 標津町アイヌ施策推進地域計画

アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律に基づき、本町のアイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及啓発等の方針を定めた計画で、平成30(2018)年3月に作成しました。計画期間は令和元(2019)年度から令和5(2023)年度を第1期、令和6(2024)年度から令和10(2028)年度を第2期として計画しており、本計画とも密接に関係する、『鮭の聖地』のストーリーを通じ、史跡標津遺跡群など、町内に点在する文化財に根差したアイヌ文化普及啓発を図る方針を示しています。

##### 3) 標津町森林整備計画

本町における長期的な森林づくり構想及び森林施業者の施行規範を定めた計画で、現行の計画は平成29(2017)年3月に策定し、計画期間は平成29(2017)年度から令和9(2027)年

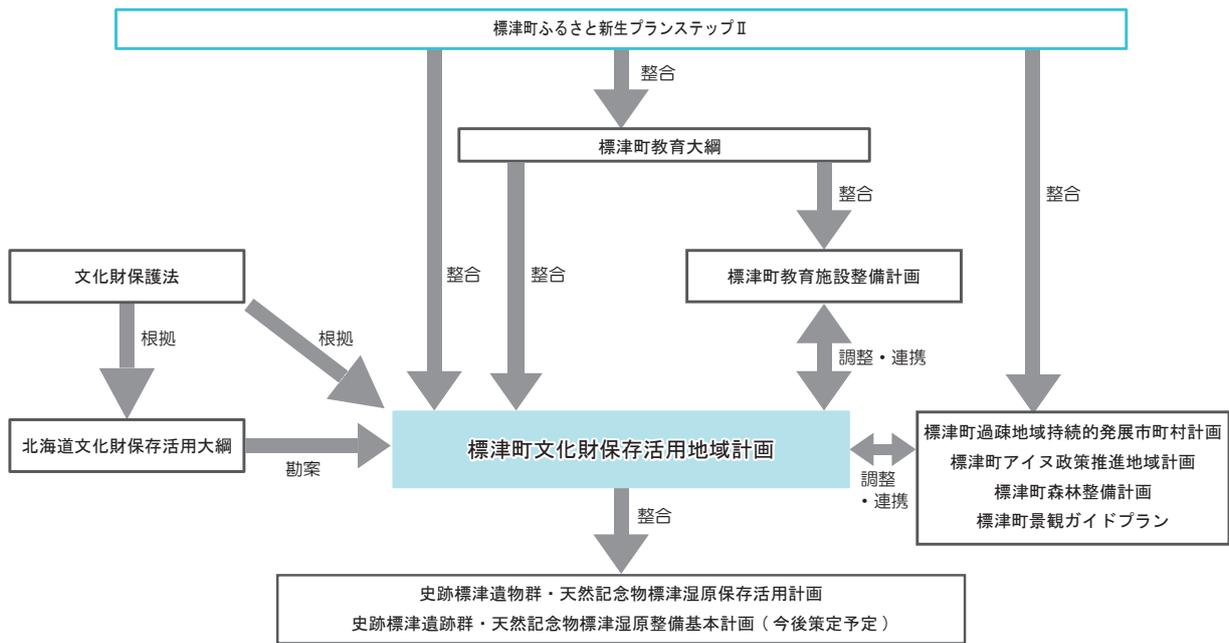


図1 関連計画図

度の10年間です。標津キラリ遺産の多くが標津町森林整備計画対象の森林内に所在することから、本計画も森林整備計画との調整を図りながら作成しています。

#### 4) 標津町景観ガイドプラン

町内のサイン類のデザインやサイズなどの基準を定め、景観に配慮したサイン整備を進めるためのガイドラインとして、平成8(1996)年度に作成しました。令和3(2021)年度に改訂版を作成しています。標津キラリ遺産関係のサインとも関連することから、本計画はこのガイドプランと連携させて作成しています。

#### 5) 標津町教育施設整備計画

町内で老朽化が進む教育施設の建替、大規模改修が必要な時期を整理し、計画的な施設整備を進めていくための計画です。令和3(2021)年3月に作成し、計画期間は令和3(2021)年度から令和12(2031)年度の10年間です。収蔵庫等の文化財関係施設も対象とすることから、本計画はこの計画と調整を図りながら作成しています。

## 5 計画期間

本計画の計画期間は、「標津町教育大綱」の次期計画期間の始期に合わせ、令和7(2025)年度から令和16(2034)年度の10年間とします。

## 6 計画の進捗管理と自己評価の方法

本計画の進捗管理・評価は、標津町文化財調査委員会が行い、必要に応じて有識者・関係者の評価も得ながら進めます。年に1回程度、委員会を開き、標津キラリ遺産の保存・活用に関する具体的施策について諮問するとともに、意見を本計画に反映させながら、進捗状況等の管理を行います。

本計画は計画期間が10年間と長期にわたるため、計画期間を各5年間の前後期に分けて進捗の管理と自己評価を実施します。

まず、前半5年度経過時点で、事業計画の進捗状況の確認と自己評価を実施し、中間評価を行います。その評価結果を踏まえ、後期の事業計画について必要な更新・修正を加え、後期により効果的な取組ができるよう事業の推進を行います。また、文化庁長官による変更の認定が必要な「計画期間の変更」「町の区域内に存する文化財の保存に影響を及ぼすおそれのある変更」「地域計画の実施に支障が生じるおそれのある変更」以外の軽微な変更を行う場合は、当該変更の内容について文化庁及び北海道へ情報提供します。

さらに計画期間最終年度前年の令和15年度には、後期の進捗確認・自己評価を行い、次期計画作成時の計画立案・事業実施に取り組みます。

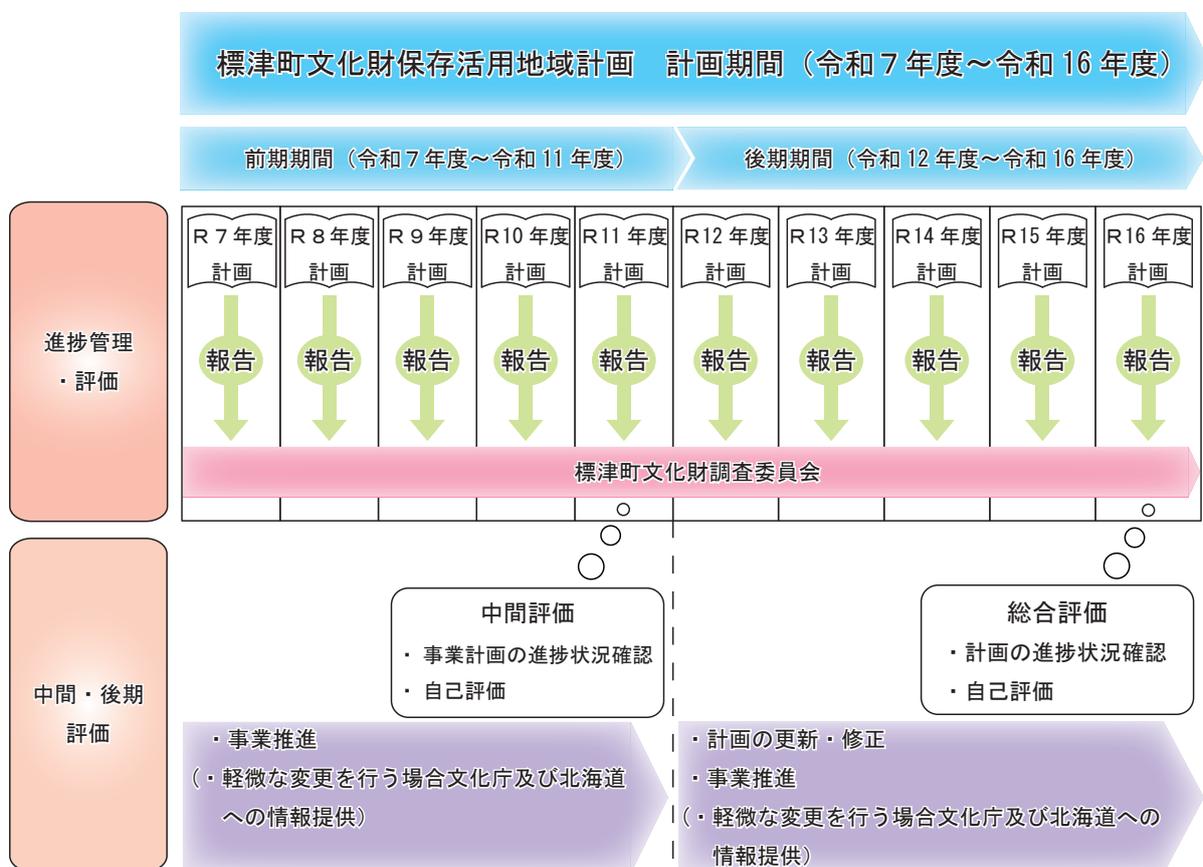


図2 計画の推進管理と自己評価の方法

## 第2章 標津町の概要

### 1 自然的環境

#### (1) 位置

本町は北海道東部に位置し、面積は東京 23 区とほぼ同じ 624.69 km<sup>2</sup>です。北から西に世界自然遺産『知床』から連なる知床連山の山並みがそびえ、東は根室海峡に面し、24 km先の海上には北方四島の1つ国後島を望みます。南にはラムサール条約登録湿地で北海道遺産にも選定されている『野付半島』が展開しています。

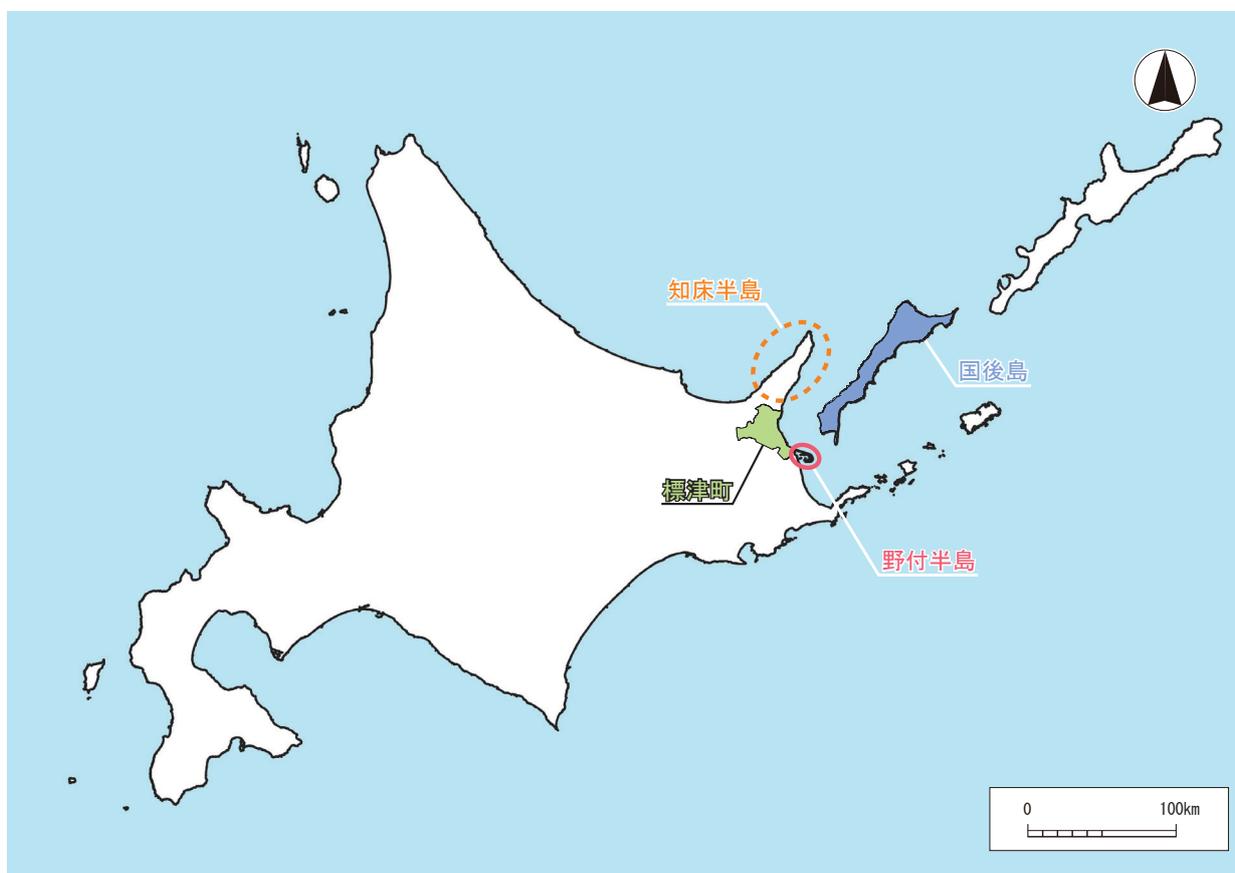


図3 標津町位置図

#### (2) 地形・地質

本町の地形は、標津市街の北8 kmを流れる忠類川ちゅうるいがわを境にして異なります。忠類川の南は、屈斜路カルデラ形成に伴い噴出した火砕流堆積物を基盤に、摩周火山ましゅうかざんのテフラやその再堆積物が堆積した根釧台地こんせんたいちを形成しています。台地は河川浸食によって起伏の多い地形となっています。一方、忠類川の北は、第三紀末以降に隆起した知床連山から河谷作用や氷河作用によって運ばれたこぶし大からカボチャ大の礫が、根釧台地の上に堆積した扇状地で、山地から連続した緩斜面の地形となっています。

海底地形は、野付半島と国後島の間は水深 10m 前後の遠浅の地形が続き、忠類川以北の沖合から知床半島に向かって次第に深くなり、半島先端部付近の水深は 2,000m を越えています。

根室海峡の沿岸流は北から南へと流れ、忠類川以北では海岸浸食が進み、薫別川付近では海食崖の比高差が 40 m に達しています。浸食で削られた砂礫は海流で南へと押し流され、水深の浅くなる標津沖に堆積することで、全長 24 km の長さを有する日本最大の砂嘴である野付半島が形成されています。

河川は北から順に、<sup>うねべつ</sup>植別、<sup>もとさきむい</sup>元崎無異、<sup>さきむい</sup>崎無異、<sup>こたぬか</sup>薫別、<sup>ちゅうるい</sup>古多糠、<sup>いちゃに</sup>忠類、<sup>しべつ</sup>伊茶仁、<sup>ちゃし</sup>標津、<sup>こつ</sup>茶志骨、<sup>とうほろ</sup>当幌の 10 水系があり、約 4 km 間隔で並行しながら、根釧台地を開析して東へと流れ、根室海峡に注いでいます。

忠類川以北 6 水系は、知床連山を源流とし、勾配が急で短く、早い流れのまま海へと注ぎます。一方、伊茶仁川以南の 4 水系は、本町の範囲では低湿な原野の湧水も集めて緩やかに流れる典型的な湿原の河川で、河口一帯に泥炭層に覆われた湿地帯を形成しています。



図4 標津町地形図

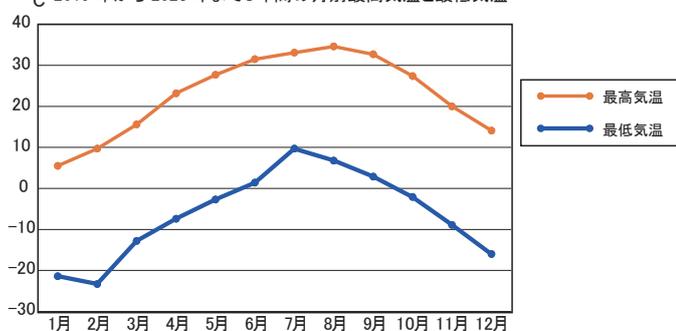
### (3) 気候

本町における月別の過去5年間平均月気温は第5図の表のとおりで、最高気温は34.6℃、最低気温は-23.3℃を記録したことがあります。月平均気温5℃以上の月について、平均気温から5℃を差し引いた数字を積算した温量指数は49.5℃で、標高の高い山岳地帯を除くと日本では最も低く、植物にとって生育環境の厳しい地域です。6月から9月の夏期に40日ほど海霧が発生するため、気温が上がらずに冷涼多湿になります。冬は晴れの日が多いですが、積雪が少なく地下凍結が90cmにも及ぶため、冬季スポーツはスケートが盛んです。また、オホーツク海北部のアムール川河口でつくられた流水が南下し、2月から3月に知床半島を回り込み根室海峡へ入ってきます。これは世界的に見て緯度が最も低い地域にやってくる流水であり、漁業の妨げになる一方、多くの栄養素やプランクトンを運び、豊かな海を作り出しています。

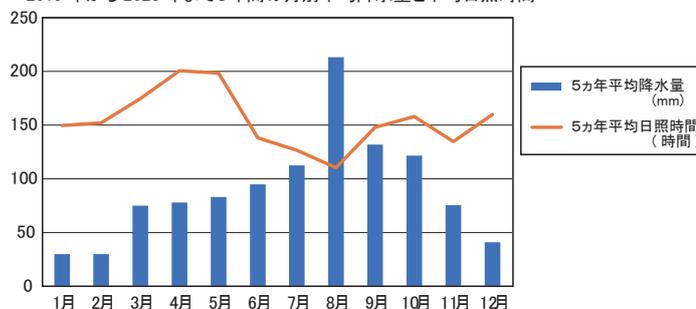
2019年から2023年まで5年間の月別気象統計

月	平均気温 (℃)	最高気温 (℃)	最低気温 (℃)	平均降水量 (mm)	平均日照時間 (時間)
1月	-5.72	5.5	-21.4	29.9	149.62
2月	-5.34	9.7	-23.3	30	152.28
3月	0.32	15.6	-12.8	75	174.74
4月	4.68	23.2	-7.4	78.1	200.74
5月	9.3	27.7	-2.7	83.2	198.38
6月	12.54	31.5	1.4	94.9	138.08
7月	16.96	33.1	9.7	112.7	126.72
8月	18.72	34.6	6.8	213.2	110.56
9月	17.06	32.7	2.9	131.9	148.06
10月	11.18	27.4	-2.1	121.7	158.08
11月	4.94	20	-8.9	75.5	134.8
12月	-2.56	14.1	-16	41	160

℃ 2019年から2023年まで5年間の月別最高気温と最低気温



2019年から2023年まで5年間の月別平均降水量と平均日照時間



### (4) 生態系

図5 気温・年間降水量・日照時間のグラフ

本町には海、川、湿地、原野、山林という多様な環境に応じた動植物が見られます。

植物では湿原性植物をはじめ、環境省レッドリスト2020掲載植物を含む多くの種が確認されており、氷期の生き残りとなるエゾゴゼンタチバナが自生する点や、山地性の種が低地で確認できる点に特徴があります。

動物は陸上の国内最小種とされるトウキョウトガリネズミから、最大種のヒグマまで、北海道東部に生息する在来種のほとんどが確認されています。海ではアザラシやトド、鯨類等の哺乳類が生息し、砂礫を中心とする遠浅の海底地形には、カレイ類が多く、コマイの最大産卵地です。

また、本町を流れる河川のすべてがサケマス遡上河川となっており、シロザケ、カラフトマスなど毎年多くのサケ科魚類を確認できます。

海、湿原、山林ではそれぞれの環境に応じた多様な鳥類が確認されています。特にオジロワシは本町の複数個所で営巣し、年間を通して観察することができます。冬期にはオオワシも飛来し、川筋や野付半島で多くの個体を観察することができます。

昆虫はおよそ 800 種が確認されており、高山蛾に分類される蛾類を低地で確認できるなど、植物と同様に高緯度地域ならではの特徴を有しています。

#### (5) 景観

本町の景観は大きく海岸部と内陸部に分けることができます。国後島を望む海に面した海岸部では、縄文時代以降の遺跡と江戸時代に築かれた漁場から発展した集落が河口付近に展開しています。

内陸部の根釧台地では、明治開拓以降に拓かれた酪農景観が広がっており、明治時代に設定された殖民区画の名残が、格子状防風林としていまに残されている景観は、北海道遺産「根釧台地の格子状防風林」に選定されています。



写真2 トウキョウトガリネズミ



写真3 標津町から見た国後島



写真4 格子状防風林

## 2 歴史的背景

### (1) 標津町の歴史概要

#### 1) 古代

根室海峡に面した北海道東部地域と国後島・択捉島・歯舞群島・色丹島の千島列島南部地域には、縄文時代から同一の文化圏を形成していました。本町は、オホーツク海を通じて北海道北部や、サハリン、沿海州と交流があり、太平洋側を通じて北海道南部、本州と交流してきた地域です。また、千島列島から遠くカムチャッカ半島へ続くルートもあり、本町は文化の交差点といえる地域でした。人の移動に伴う直接的な大陸文化の波及あるいは大陸文化の影響は、縄文時代の石刃鎌文化、擦文時代のオホーツク文化などにみられます。



写真5 オホーツク式土器

本州からの文化的な影響としては、奈良・平安時代並行期に、本州北部の社会を通じ、間接的に律令社会の影響を受けた擦文文化があげられます。特に本町では5世紀から9世紀にかけて北海道オホーツク海沿岸からサハリン、千島列島に分布域を拡げていたオホーツク文化が土着しました。また、擦文文化の影響を受けて9世紀末から10世紀に成立したトビニタイ文化の中心地であり、根室海峡沿岸～南千島に1つの文化圏を築いてきました。その後13世紀に土器の使用が廃れ、遅くとも16世紀までにはチャシが築かれるようになります。未だ詳細な過程は明らかになっていませんが、こうした歴史を経て、近世古文書等で北海道東部根室海峡沿岸を中心に居住していたとされるアイヌの一集団「メナシアイヌ」の文化が育まれたと考えられています。

先史時代の本町の特徴として、標津遺跡群の発掘調査では、縄文時代前期からアイヌ文化期まで、あらゆる時代の堅穴住居跡から多くのサケの骨が見つかっています。北海道内の他地域では、縄文時代まで遡ってサケの骨を主体とする構成で動物遺存体が見つかることは稀であり、本町においては、越冬食料資源として、鮭を重視した暮らしが長く続いたことがわかります。



写真6 発掘調査で見つかったサケの骨

#### 2) 中世 アイヌ文化期

本町の中世は、考古学ではアイヌ文化期と呼ばれている時代で、鎌倉時代から室町時代に相当します。この時代の特徴的な遺跡にチャシ跡があり、本町ではこれまでに17のチャシ跡を

確認しています。チャシ跡は一般に、「砦」と解釈されることが多いですが、近年の調査研究では、祈りの場のように、その地に暮らす人々にとっての聖域的な場所と捉えられています。北海道各地のチャシ跡の分布をみると、河川に沿って内陸部に多く分布する傾向があります。しかし本町をはじめ根室海峡沿岸の各市町で確認されているチャシ跡は、多くが河川河口付近で海に面して構築されているのが特徴で、海に根差した暮らしを送っていたと推測されています。

### 3) 近世1 アイヌと和人の確執

元禄13(1700)年に松前藩が幕府に献上した『元禄御国絵図』に「ちべ内」と記載されたのが「標津」が文献に現れた最初です。その翌年に松前藩が大船を霧多布きりたつぷに初めて派遣して商場を開いたことで、標津地域のアイヌと和人の関わりが強まりました。その後の出来事を拾うと、享保16(1731)年にクナシリ、エトロフのアイヌが初めて松前に至り、延享3(1746)年に松前藩が飛騨屋にキイタツへの交易船の取扱を命じました。

寛延3(1750)年、飛騨屋久兵衛が厚岸の蝦夷檜山えぞひやまの伐採を開始し、宝暦4(1754)年にクナシリ島へ交易船を派遣しました。

安永2(1773)年には松前藩が借金の返済のため、飛騨屋久兵衛にエトモ、アッケシ、キイタツ、クナシリの4場所の夏商場20年間の経営を委譲しましたが、安永3(1774)年から6年間は、クナシリ島ツキノエの妨害のため交易船の派遣を中止しました。天明2(1782)年にツキノエと飛騨屋が和睦して交易が再開され、根室海峡一帯にサケマス漁の漁場が拓かれました。こうして和人の進出がメナシアイヌの社会に影響を強めていきました。

大規模な飢饉が起こった天明5(1785)年～天明6(1786)年、勘定奉行松本秀持と老中田沼意次の策により蝦夷地開拓と交易のため、幕府から山口鉄五郎、青島俊蔵、佐藤玄六郎、最上徳内などの蝦夷地調査隊が派遣されました。天明6(1786)年に蝦夷地見分と御試交易のためシベツに来ていた幕府御用船神通丸が台風のために破船し、五社丸がニシベツ(現、別海町)で沈没すると、田沼意次の失脚も重なってこの事業は中止となりました。この御試交易で、飛騨屋は交易権を1年間停止され経営に影響を受けたため、その後、漁場労働に従事するアイヌからの収奪が激しくなりました。

寛政元(1789)年、飛騨屋の過酷な漁場経営に対してクナシリ・メナシ地方のアイヌが蜂起し、飛騨屋の番屋や船を襲い、その使用人等71人を殺害してしまいました。この争いは「クナシリ・メナシの戦い」と呼ばれ、「コシャマインの戦い」「シャクシャインの戦い」と共にアイヌと和人の三大闘争に数えられる戦いとなりました。松前藩により、戦いの首謀者とされたアイヌ37人の処刑が根室ノッカマップで行われ、飛騨屋久兵衛は請負った5場所を奪われ、阿部屋村山伝兵衛に差配が任されたことで、一応の決着をみました。若い指導者層が処刑されたメナシアイヌは、その後の厳しい統制と漁場労働によって独自の社会・文化が成り立たなくなっ



夷地を松前藩に返還しました。

嘉永6（1853）年、アメリカのペリーやロシアのプチャーチン等が和親・通商・国交・国境確定を求め来航し、安政元（1854）年に幕府は日米和親条約、日魯通好条約等を締結しました。安政2（1855）年に幕府は蝦夷地を再直轄すると、箱館奉行を置いて箱館港を開港するとともに、松前藩と東北4藩（仙台、南部、秋田、津軽）に警備を命じました。安政6（1859）年には、先の4藩に会津・庄内の2藩を加えた東北6藩に対し、蝦夷地を分与して開拓と整備に当たらせました。西別から紋別は会津藩領（網走は警衛地）となり、元陣屋が置かれた標津は会津藩領の中心地となりました。

#### 4) 近代 漁場から大地へ

明治時代になると開拓使の政策で漁場が民間に開放され、漁業に関係する和人が移住し定住人口が増え、標津川河口部などに集落が形成されていきました。特にこの時期、本町に缶詰製造技術が伝えられ、鮭鱒缶詰生産により水産業の近代化が進みました。やがて、鮭鱒の資源は減少し、エビやホタテなど他の水産資源が開発されました。また不安定な水産資源に変わる生産品開発の一環として、明治時代中期以降、大資本家の経営する牧場が野付半島も含めた沿岸部を中心に開拓され、漁閑期の人材・機械を活用した牛肉缶詰生産がはじまりました。これが本町の畜産農業の端緒となります。



写真7 鮭の缶詰ラベル

明治時代末期には、自作農に対して特定地貸与の制度が設けられ、内陸開拓のための殖民区画が設定されます。殖民区画に沿って整備された内陸開拓用道路である甲基線・乙基線をはじめ、大正～昭和初期以降、交通網が順次発展し、内陸部に農業入殖者が増加して開拓が進みました。開拓初期は広大な原生林の伐開が中心であったため、忠類川河口に秋田木材など製材事業者が進出し、林業が隆盛しました。伐開された土地にはやがて農地が広がり、最初は雑穀豆類を中心とした畑作を目指しましたが、度重なる冷害に阻まれ、農業として定着させるには至りませんでした。そこで、既に沿岸部で成功例のあった畜産農業に活路を見出し、酪農を導入することとなりました。畑作から乳牛飼育の酪農へ転換し、乳牛の多頭化、大規模化によって今日の大規模酪農地帯が形成されました。

根釧台地内陸の開拓は、昭和12（1937）年の国鉄標津線の開通以降急速に進み、内陸奥地まで人口が増していきました。これにより、かつて「標津村」として同じ行政区域にあった現在の標津川中～上流域の集落が分村し、昭和21（1946）年に「中標津村」が誕生しました。現在の隣町、中標津町です。

鮭鱒漁は資源減少により長く低迷しましたが、明治24(1891)年に始まったさけます人工ふ化事業が、昭和40(1965)年以降成果を出し始め、また漁業の機械化も後押しし、鮭の水揚量は大幅に伸びました。こうして現在につながる一連の産業が出そろいました。

## (2) 地名

### 1) アイヌ語地名

本町の町名シベツは、アイヌ語の「シペ・ヲツ」=「鮭のいるところ」、あるいは「シ・ペツ」=本当の(大切な)・川」に由来します。江戸時代には「土部津」などいくつかの漢字が充てられていましたが、現在の「標津」が最初に使われたのは幕末で、明治3(1870)年に松浦武四郎が郡名を定めた後、正式に用いられるようになりました。

北海道遺産に選定されているアイヌ語地名は、他にも多く残されており、現在も本町各所の集落名として使われています。主な地名とその由来は別表のとおりです。

表1 標津町内のアイヌ語地名

地名	アイヌ語名	意味
標津(しべつ)	シペ(イペ 食べもの=サケ)-ヲツ(ある所) または シ(本当の)-ペツ(川)	サケのいるところ または主要な川
茶志骨(ちゃしこつ)	チャシ(砦)-コツ(跡)	砦跡 野付半島に向かう分岐点付近に古い時代のアイヌの砦、チャシ跡があることに由来
伊茶仁(いちゃに)	イチャン(産卵場)	サケが産卵するところ
ポー川	由来は定かでないが フル(丘)-ポク(坂)のポク イチャン(産卵場)-ポ(小さい)のポ 2つの解釈がある。	フルポクの場合 遺跡の下を流れる川 イチャニポの場合 伊茶仁川につながる小さい川
忠類(ちゅうるい)	チウ(流れ)-ルイ(激しい)	流れの激しい川
古多糠(こたぬか)	コタン(村)-オカ(あった)	昔村があった場所
薫別(くんべつ)	クンネ(黒い)-ペツ(川)	黒い川 川が黒くなるくらいサケが上る川の意味か?
三本木(さんぼんぎ)	サン(棚の)-ポク(下)-ケ(の処)	魚干し棚があった場所という意味か?
シュラ川	シラウ(虻)-ウシ(多い)	虻の多い川
ウラップ川	ウ(鳥)-ラップ(休む)	鳥が翼を休めるところ

### 2) 現在の地区名

本町は現在、海岸部7地区、内陸部4地区の計11の行政地区に分かれています。海岸部に位置する<sup>はまちゃしこつ</sup>浜茶志骨、標津、伊茶仁、<sup>はまこたぬか</sup>忠類、浜古多糠、薫別、崎無異の7地区は江戸時代に河川

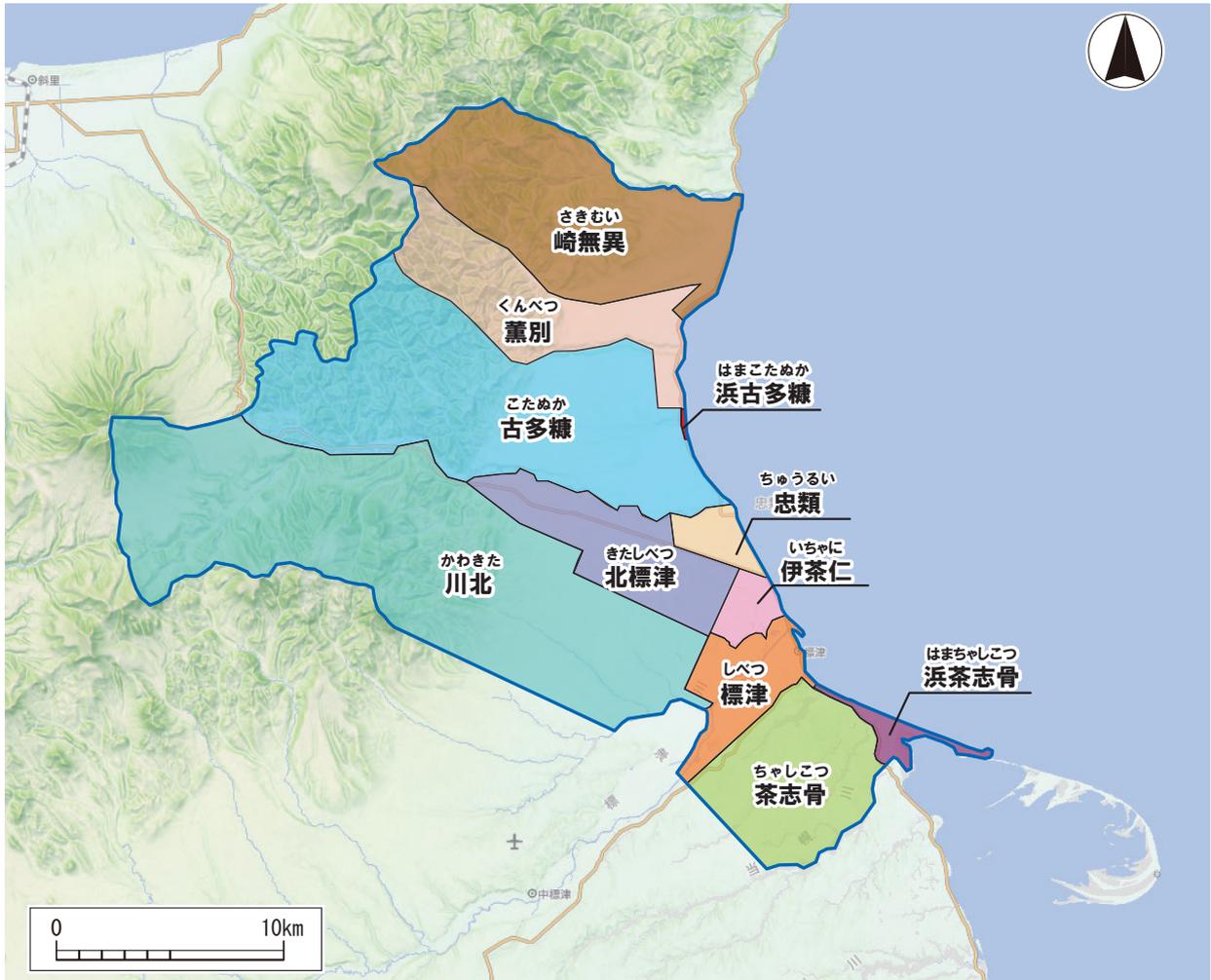


図7 標津町地区図

河口に開設された漁場を起源とする地区名が継承されています。一方、内陸部に位置する、茶志骨、川北、北標津、古多糠の4地区は、明治末期以降の開拓期に形成された集落を起源としています。

### 3 社会的・経済的諸環境

#### (1) 人口の推移

江戸時代の頃、本町の範囲にはアイヌを中心に、漁場を管理する番人らが居住する小集落が散在していました。明治12(1879)年に戸長役場として発足した頃も、アイヌを主体に約250人の人口規模でしたが、以後急速に移住者を増やし、明治29(1896)年頃に1,400人弱に増加しています。明治末期からの殖民政策や、戦後の戦地や北方領土からの引揚者の増加で、さらに人口は増大し、昭和40(1965)年にピークの8,051人を数えました。しかし以後は減少の一途を辿り、令和7(2025)年3月31日の時点で4,731人となっています。

15歳以上65歳未満の生産年齢人口は昭和45（1970）年の5,400人をピークに減少傾向にあり、一方で65歳以上の高齢人口は増加傾向にあります。国立社会保障・人口問題研究所、標津町人口ビジョン及び総合戦略の推計によると、令和27（2045）年頃に生産年齢人口と高齢人口がほぼ同数となり、高齢化が顕著となることが予想されています。また、令和42（2060）年には1,837人まで人口が減少すると予想されています。

人口動態は、出生・死亡による自然増減と、転入・転出による社会増減の2つの要素があります。自然増減は平成14（2002）年までは出生数が死亡数を上回る自然増の状態でしたが、平成15（2003）年に自然減となり、翌年に自然増に回復したものの、平成17（2005）年以降は自然減が続いています。

社会増減の推移をみると、転出数が転入数を上回る社会減が続いており、昭和55（1980）年から平成24（2012）年の間、一度も社会増に転じた年が無く、平均して年間約80人が減少しています。また総人口の減少に伴い、近年は転入、転出共に件数が減少し続けています。転出する主な理由としては、年少期から生産年齢期へ移行する際の進学や就職などによる都市部への人口流出などが考えられます。

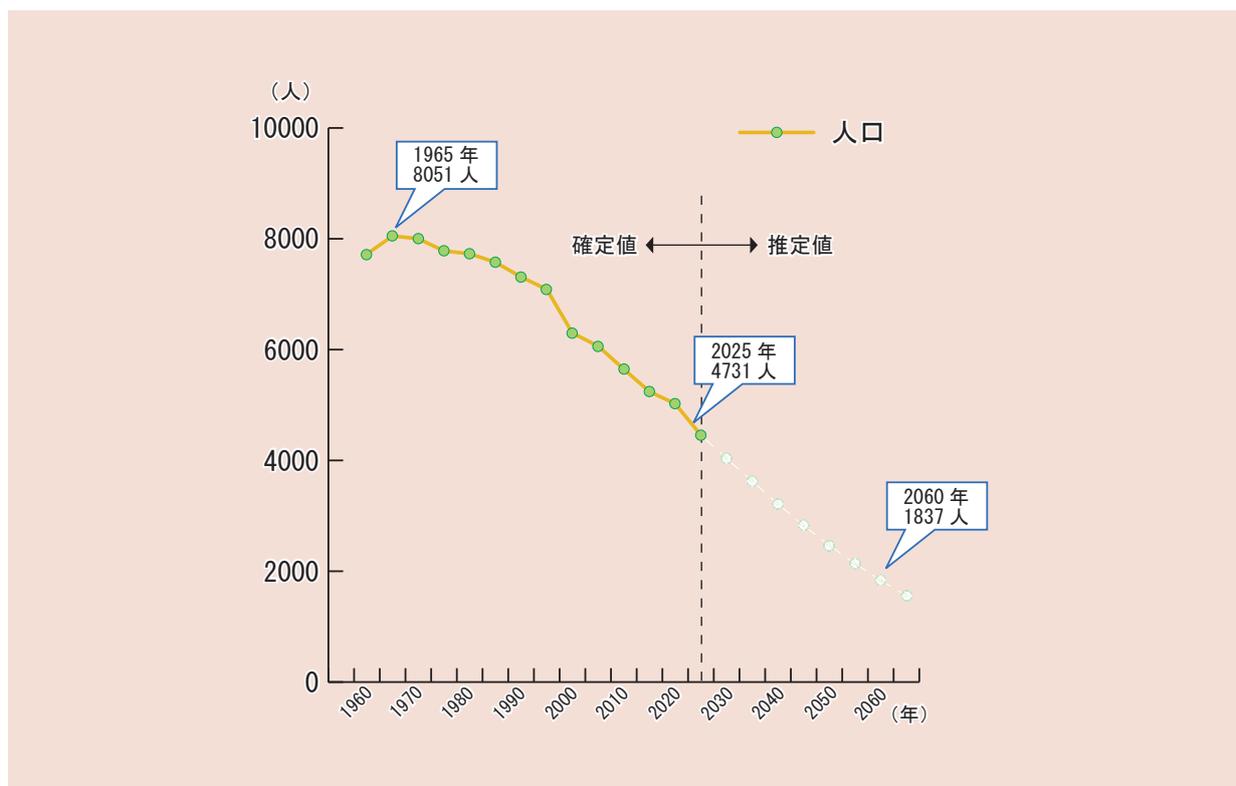


図8 人口推移

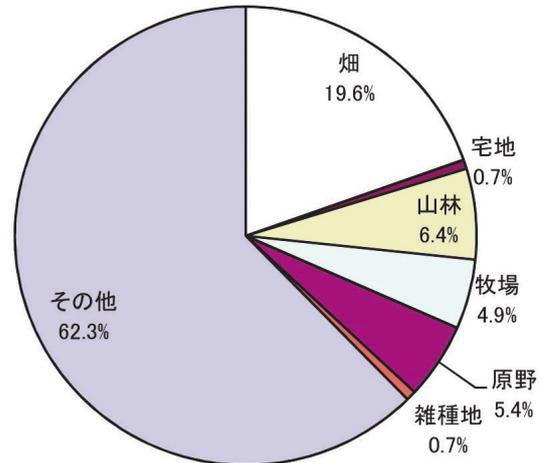
出典：国勢調査、標津町人口ビジョン及び総合戦略（令和3（2021）年～令和4（2022）年）  
 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」（令和7（2025）年以降）

## (2) 土地利用

本町の総面積は 624.69 km<sup>2</sup>で、地目別に見ると、宅地が全体の 0.7%、牧場と畑で 24.5% を占めています。畑の大半は牧草栽培地です。山林は 6.4% ですが、その他に計上する 62.3% の大半が国有林で、町域の 7 割近くを森林が占めています。

標津町の総面積 624.69km<sup>2</sup>  
(令和2年1月1日現在)

地目	面積(km <sup>2</sup> )	割合(%)
畑	122.54	19.6%
宅地	4.13	0.7%
山林	39.82	6.4%
牧場	30.75	4.9%
原野	33.49	5.4%
雑種地	4.46	0.7%
その他	389.50	62.3%
合計	624.69	100.0%



(令和2年固定資産税概要調書より抜粋)

図9 土地利用

## (3) 産業

基幹産業は漁業と酪農です。漁業では、令和5年12月末時点の漁家世帯数 191 戸で、サケを中心に、ホタテ、コマイ、タコ、カレイなどが水揚げされています。また本町には水産加工業者も多く、サケ漁の季節には「サケバイ」と呼ばれる加工場で就労する季節労働者も多くいます。

酪農を中心とする令和5年12月末時点の農業世帯数は 133 戸で、乳用牛頭数は 21,561 頭、肉用牛は 754 頭であり、1 戸あたりの飼育頭数の多い大規模牧場が中心です。

## (4) 交通機関

かつて本町には JR 標津線が運行していましたが、平成元（1989）年 4 月 29 日の最終運行で廃線となり、以後は代替交通機関である路線バスが主な公共交通機関となっています。最寄りの鉄道駅は標茶<sup>しべちや</sup>駅、または釧路駅ですが、本町からの距離は自家用車でもそれぞれ 2 時間程度を要する距離にあります。

車で約 30 分の距離にある中標津町に中標津空港があり、全日空便が新千歳空港に 1 日 3 便、羽田空港に 1 日 1 便が運航されています。また令和 5 年 10 月からは、日本航空便が丘珠空港に 1 日 2 便運行されています。



図10 標津町交通網・諸施設位置図

(5) 博物館施設

本町には博物館類似施設として、標津町ポー川史跡自然公園と標津サーモン科学館の2施設があります。標津町ポー川史跡自然公園は、史跡標津遺跡群伊茶仁カリカリウス遺跡と標津湿原の一体的な保存公開を行うと共に、標津キラリ遺産の保存・活用の推進拠点として、昭和55（1980）年に開園した施設です。標津遺跡群の学術調査成果を中心に、本町の歴史の全体像を紹介しています。また、町内2カ所ある標津キラリ遺産収蔵庫（北標津収蔵庫、薫別収蔵庫）の管理もここでを行っています。標津サーモン科学館はサケ科魚類などの生態と文化を伝える水族館として平成3（1991）年に開館した施設です。日本遺産「鮭の聖地」の物語のストーリーを紹介する展示室を備えています。

## 第3章 標津キラリ遺産の概要と特徴

### 1 これまでの標津キラリ遺産把握調査

#### (1) 標津キラリ遺産の把握調査

本町における標津キラリ遺産の調査状況は巻末資料（資1～6）に示しています。昭和37（1962）年から始まった文化庁による民俗資料緊急調査が最初で、町独自の調査は昭和38（1963）年に実施した標津遺跡群の調査がそのはじまりです。昭和40（1965）年代には標津町史編纂に伴い、有形文化財、民俗文化財などの調査を行いました。昭和52（1977）年の文化庁主催の広域遺跡保存対策調査研究事業の実施もあり、標津遺跡群と標津湿原を中心とする記念物に相当する標津キラリ遺産を対象とした調査を重点的に進めてきました。

そのような中、昭和53（1978）年には、本町で郷土史研究会が設立され、現在、町指定有形文化財となっている古文書『御陣屋御造営日記』の翻刻調査など、主に江戸時代の有形文化財調査が進みました。

その後も標津遺跡群をはじめとした記念物の調査を中心としつつ、学術機関研究者による個別の自然系調査研究や、平成7（1995）年に新規の寄贈を受けた矢島家民俗資料群を対象とした民俗文化財の調査など、個別の調査があります。

平成23（2011）年以降、これまで単発の調査に留まっていた標津湿原を対象に、動物、植物及び地質鉱物を網羅的に調査する天然記念物総合調査を実施し、標津遺跡群や標津湿原以外の文化財の保存・活用を図るため、町民有志と連携した標津番屋屏風の歴史背景調査や、旧標津線に関する聞き取り調査を実施しています。

文化財6類型の内、有形文化財は美術工芸品や古文書の調査が早くから進められてきました。しかし建造物は昭和58（1983）年の漁業番屋の調査だけです。また無形文化財、有形・無形の民俗文化財、名勝地、文化的景観、伝統的建造物群は調査が十分に行われていません。埋蔵文化財は北海道教育委員会的一般分布調査などが行われていますが、河川沿いなどに、未知の埋蔵文化財包蔵地が存在する可能性があります。文化財の保存技術に関しては、令和4（2022）年度から、掛け軸など全国の指定文化財の保存修復に用いられる奈良県吉野町産の和紙「宇陀紙」の原料として、標津町



写真8 御陣屋御造営日記



写真9 同志社女子大聞き取り調査

産のノリウツギが使用され、町としてその原料を安定的に供給する仕組みづくりを進めていますが、その他の要素はいまのところありません。

こうした状況を踏まえ、平成27（2015）年以降、同志社女子大学と連携した町内高齢者への歴史情報の聞き取り調査や、アンケート、ワークショップ等を実施し、未把握の標津キラリ遺産の情報収集に努めています。

## （2）標津キラリ遺産の把握調査の状況

令和7（2025）年3月現在での標津キラリ遺産の把握調査状況は次の表2のとおりです。

表2 標津キラリ遺産の把握状況（令和7年3月現在）

種別	有形文化財								無形文化財	民俗文化財		記念物			文化的景観	伝統的建造物群	埋蔵文化財	文化財の保存技術	その他
	建造物	絵画	彫刻	工芸品	書跡・典籍	古文書	考古資料	歴史資料		有形の民俗文化財	無形の民俗文化財	遺跡	名勝地	動物・植物 ・地質鉱物					
調査状況	△	○	○	○	○	○	○	○	△	△	△	○	△	○	△	△	○	△	△

（○：概ね調査済み、△：調査不足）

## （3）標津キラリ遺産の把握調査に関する課題

標津キラリ遺産の把握調査に関する現状から、次の課題が考えられます。

- ・ 絵画、彫刻等の美術工芸品と、名勝地以外の記念物は、国、町等による調査で、一定の把握がなされ、その後の指定に繋がっていますが、町指定文化財の中には、更に価値を明らかにするために、発掘調査など詳細調査の余地を残すものもあります。
- ・ 建造物、無形文化財、有形・無形の民俗文化財、名勝地、文化的景観、伝統的建造物群、文化財の保存技術、その他の文化財については、国による調査のほか、標津町でも独自の聞き取り調査を行うなどして把握調査を行ってきましたが、簡易な調査に留まっており、十分な把握に至っていません。

## 2 標津キラリ遺産の状況

### (1) 指定等文化財

本町の指定等文化財は合計25件あり、この内2件が国指定の標津遺跡群と標津湿原で、23件が町指定です。北海道指定文化財はありません。

町指定文化財は、有形文化財9件、民俗文化財1件、記念物13件で、無形文化財は無く、文化的景観、伝統的建造物群も現状では条例に定めがありません。有形文化財の内訳は、絵画1件、工芸品2件、古文書1件、歴史資料5件で、建造物は含まれていません。民俗文化財は、信仰に関する風俗慣習の有形の民俗文化財1件です。記念物の内訳は、遺跡3件、動物・植物・地質鉱物10件で、名勝地に属するものではありません。動物・植物・地質鉱物は、記念の木（過去の植樹、植栽によりいまに残る樹木で、土地の歴史を象徴するもの）9件、化石1件です。文化財の保存技術の選定、記録作成等の措置を講ずべき無形文化財、無形の民俗文化財はありません。

表3 町内指定等文化財件数

令和7年3月現在

類型		国指定・選定	道指定	町指定	国登録	合計	
有形文化財	建造物	0	0	0	0	0	
	美術工芸品	絵画	0	0	1	0	1
		彫刻	0	0	0	0	0
		工芸品	0	0	2	0	2
		書跡・典籍	0	0	0	0	0
		古文書	0	0	1	0	1
		考古資料	0	0	0	0	0
		歴史資料	0	0	5	0	5
無形文化財		0	0	0	-	0	
民俗文化財	有形の民俗文化財	0	0	1	0	1	
	無形の民俗文化財	0	0	0	0	0	
記念物	遺跡	1	0	3	0	4	
	名勝地	0	0	0	0	0	
	動物・植物・地質鉱物	1	0	10	0	11	
文化的景観		0	-	-	-	0	
伝統的建造物群		0	-	-	-	0	
合計		2	0	23	0	25	

表4 町内指定等文化財一覧

No	指定者	指定区分	資産名称	指定年
1	国指定	史跡	標津遺跡群（伊茶仁カリカリウス遺跡・古道遺跡・三本木遺跡）	昭和51年指定、昭和54年・平成10年・平成20年追加指定
2	国指定	天然記念物	標津湿原	昭和54年指定、平成8年・平成16年追加指定
3	町指定	歴史資料	会津藩士の墓	昭和60年指定
4	町指定	工芸品	旧国泰寺香炉	昭和60年指定
5	町指定	絵画	釈迦涅槃図・千紫萬紅図	昭和60年指定
6	町指定	歴史資料	天保の石燈籠	昭和60年指定
7	町指定	古文書	御陣屋御造営日記	昭和60年指定
8	町指定	歴史資料	松鶴図絵馬	昭和60年指定
9	町指定	工芸品	文政の鰐口	昭和60年指定
10	町指定	歴史資料	龍雲寺の馬頭観音菩薩	平成14年指定
11	町指定	歴史資料	標津神社の明治の石燈籠	平成29年指定
12	町指定	民俗文化財	標津神社の四爪鉄錨	平成29年指定
13	町指定	史跡	旧根室標津駅転車台	平成14年指定
14	町指定	史跡	川北海軍航空基地（掩体壕・戦闘指揮所）跡	平成14年指定・平成27年追加指定
15	町指定	史跡	タブ山チャシ跡	平成29年指定
16	町指定	天然記念物	薫別説教所の山桜	昭和47年指定
17	町指定	天然記念物	川北神社の赤松	昭和47年指定
18	町指定	天然記念物	忠類神社の山桜等	昭和47年指定
19	町指定	天然記念物	標津小学校のハルニレ	昭和47年指定
20	町指定	天然記念物	川北運動場の山桜等	昭和47年指定
21	町指定	天然記念物	川北特別教授場の山桜等	昭和47年指定
22	町指定	天然記念物	戸長桜	昭和47年指定
23	町指定	天然記念物	旧藤野牧場のカラマツ	平成14年指定
24	町指定	天然記念物	サケ属化石	平成29年指定
25	町指定	天然記念物	旧古多糠駅通所跡のアカマツ・スギ	平成29年指定

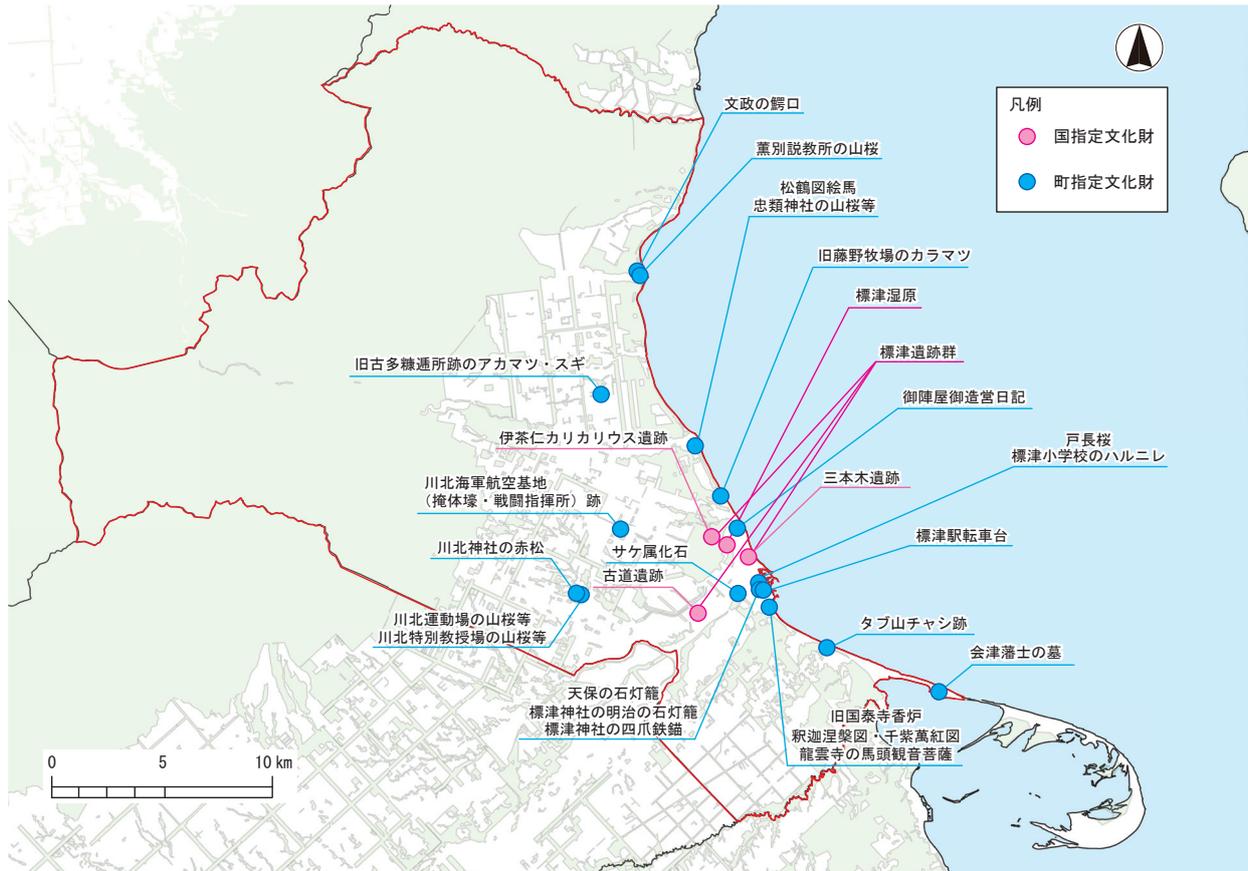


図 11 指定文化財分布図

## (2) 世界遺産暫定一覧表記載候補に関連する概要

平成 18 年度、19 年度に文化庁から発せられた世界遺産暫定一覧表記載資産候補の照会に対し、標津町は北海道、北見市との連名により、「北海道東部の窪みで残る大規模竪穴住居跡群」の資産名称で提案を行いました。本町から提案にあげた資産は史跡標津遺跡群です。この提案については、平成 20 年度の文化庁通知により、世界遺産暫定一覧表記載には至りませんでした。記載候補のカテゴリーⅡに位置づけられました。現在は北海道とも連携し、構成資産と資産価値説明の再整理を進めています。

## (3) 日本遺産『「鮭の聖地」の物語～根室海峡一万年の道程～』の概要

「鮭の聖地」の物語～根室海峡一万年の道程～は、標津町を中心に、根室市、別海町、羅臼町の 1 市 3 町に所在する 38 件の構成文化財に基づく地域ストーリーで、令和 2 (2020) 年に日本遺産に認定されました。縄文時代から近代まで、根室海峡沿岸地域の一万年の歴史を、人と鮭との関わりに焦点をあて、1 つのストーリーとしてまとめられています。

このストーリーにおいて、標津キラリ遺産は標津遺跡群やタブ山チャシ跡などの遺跡と、標津神社の奉納品など 16 件が構成文化財に含まれており、特に標津遺跡群はストーリーの根幹となる重要な要素となっています。

## ～ストーリー概要～

北海道最東の海、根室海峡。この地では遥か一万年の昔から、絶えず人々の暮らしが続いてきました。その支えとなったのは、大地と海とを往来し、あらゆる生命の糧となった鮭です。毎年秋に繰り返される鮭の遡上という自然の摂理の下、当地では人と自然、文化と文化の共生と衝突が起こり、数々の物語と共に、海路、陸路、鉄路、道路という、根室海峡に続く「道」が生まれます。一万年に及ぶ時の流れの中で、鮭に笑い、鮭に泣いた根室海峡沿岸。ここはいまも、人と自然、あらゆるものが鮭とつながる「鮭の聖地」です。

表5 町内の日本遺産構成文化財一覧

名称	指定等の状況	名称	指定等の状況
野付半島	未指定文化的景観	望ヶ丘チャン跡	未指定遺跡
鮭とぼを干す風景	未指定民俗文化財	標津神社とその奉納品	町有形文化財
山漬けの製法	未指定民俗文化財	会津藩士の墓	町有形文化財
鮭飯寿司の文化	未指定民俗文化財	会津藩陣屋跡	未指定遺跡
サケ属魚類の化石	町天然記念物	海辺の牛舎跡	未指定有形文化財
標津遺跡群伊茶仁カリカリウス遺跡	国史跡	標津線関連資産群	町史跡
根室海峡沿岸の鮭・鱒遡上河川	未指定天然記念物	根釧台地の酪農建造物群	未指定有形文化財
タブ山チャン跡	町史跡	根釧台地の格子状防風林	未指定文化的景観

## (4) 北海道遺産

北海道遺産とは、「次世代に引継ぎたい北海道ならではの宝物」です。豊かな自然や北海道に生きてきた人々の歴史、文化、生活・産業など様々な有形無形の価値の中から、平成13(2001)年10月の第1回選定を含め、令和7年3月現在、計4回の選定審査が行われ、総計74件が北海道遺産に登録されています。

本町には、根釧台地の格子状防風林、アイヌ語地名、アイヌ文様、野付半島と打瀬舟、アイヌ口承文芸、サケの文化、松浦武四郎による蝦夷地調査の足跡が所在します。

## (5) 未指定文化財

本町で把握している未指定文化財は令和7年3月時点で428件あります。このうち有形文化財が149件、埋蔵文化財包蔵地が137件と多くを把握しています。有形文化財の多くは、主に平成8年～平成15年にかけて本町で購入、または寄贈を受けるなどで収集された絵画を中心とする美術品です。埋蔵文化財包蔵地は、行政や大学等の研究者による調査で把握されたものが数多くあります。また、「その他」として、伝承や伝統的文様など法定の文化財各類型に直接当てはまらないもの30件を、町民への聞き取り調査等で把握しています。

表6 未指定文化財の把握状況

令和7年3月現在

類型		合計	
有形文化財	建造物	7	
	美術工芸品	絵画	108
		彫刻	7
		工芸品	11
		書跡・典籍	5
		古文書	4
		考古資料	3
		歴史資料	4
無形文化財		0	
民俗文化財	有形の民俗文化財	7	
	無形の民俗文化財	33	
記念物	遺跡	52	
	名勝地	4	
	動物・植物・地質鉱物	7	
文化的景観		7	
伝統的建造物群		1	
埋蔵文化財		137	
文化財の保存技術		1	
その他		30	
合計		428	

#### (6) 標津キラリ遺産の周辺環境

そのほか、これまでの調査では認識されてこなかった標津キラリ遺産や、将来に向けて保存すべき標津キラリ遺産を把握するため、平成27(2015)年から聞き取り調査やアンケート調査、ワークショップを重ねてきました。

これらの調査で「町民それぞれが大切に思うもの」「誇りに思うもの」「将来に残したいもの」などが数多く寄せられ、中には文化財の各類型に当てはめることが難しいものもあります。「体験」「地域活動」「イベント」「食関係」「風景・場所」「印象」として区分したこれら町民が大切に思うものを、「標津キラリ遺産の周辺環境」として扱い、令和6(2024)年3月31日現在115件を把握しています。

### 3 標津キラリ遺産

本計画では、指定等・未指定の文化財を、「標津キラリ遺産」と称することとしています。標津キラリ遺産は、令和7(2025)年3月現在、指定文化財25件、未指定文化財428件を把握しており、リストを巻末資料に添付しています。以下にその概要を紹介します。

## (1) 有形文化財

### 1) 建造物

指定文化財、登録文化財はありません。未指定文化財は7件で、「片山家木造漁業番屋」「旧根室標津駅日通倉庫」「標津橋」など、主に昭和40（1965）年以降の建造物です。

### 2) 絵画

指定文化財は1件で、龍雲寺が所蔵する町指定の「釈迦涅槃図・千紫萬紅図」が該当します。登録文化財はありません。未指定文化財は108件で、清水克美や細見浩など郷土の画家、版画家の作品があります。

### 3) 彫刻

指定文化財、登録文化財はありません。未指定文化財は7件で、米坂ヒデノリの「風の墓標」「回帰」などがあります。

### 4) 工芸品

指定文化財は7件で、「文政の鰯口」や、「天保の石燈籠」「松鶴図絵馬」など、主に江戸時代の頃の神社への奉納品があります。登録文化財はありません。未指定文化財は11件で、「又十刻印入漆塗り重箱」のように明治時代に遡るであろう歴史的品のほか、米坂ヒデノリの銅像「回帰（5体）」など現代美術作品があります。

### 5) 書跡・典籍

指定文化財、登録文化財はありません。未指定文化財は5件で、小梨和の「道可道非常道」など、郷土の書家の作品があります。

### 6) 古文書

指定文化財は1件で、幕末に会津藩が陣屋を建設した際の日記である「御陣屋御造営日記」が該当します。登録文化財はありません。未指定文化財は4件で、「矢島家資料アイヌ語日本語対照表」や、「合田商店史」があります。

### 7) 考古資料

指定文化財、登録文化財はありません。未指定文化財は3件で、「縄文の漆塗装飾品」「縄文のヒスイ製勾玉」などがあります。

## 8) 歴史資料

指定文化財、登録文化財はありません。未指定文化財は4件で、「旧標津線 C11 型蒸気機関車車両」や「旧根室標津駅関連資料群」などがあります。

## (2) 無形文化財

指定、登録、未指定共に、これまでに把握されている無形文化財はありません。

## (3) 民俗文化財

### 1) 有形の民俗文化財

指定文化財は1件で、北前船寄港地の信仰にまつわる「標津神社の四爪鉄錨」が該当します。登録文化財はありません。未指定文化財は7件で、「現代に生きるアイヌ民具」や「矢島家由来アイヌ民俗資料群」などがあります。

### 2) 無形の民俗文化財

指定文化財、登録文化財はありません。未指定文化財は18件で、「標津神社祭」「川北神社祭」や、「仮装盆踊りの文化」「とどわら太鼓」「川北太鼓」「標津音頭」など、地域の祭事や芸能関連のほか、「鮭とばの製法」「山漬けの製法」「鮭飯寿司の製法」など地域の食文化にまつわる技術があります。



写真10 鮭とば

## (4) 記念物

### 1) 遺跡

指定文化財は4件で、国指定に「標津遺跡群（伊茶仁カリカリウス遺跡・古道遺跡・三本木遺跡）」があり、町指定に「旧根室標津駅転車台」「川北海軍航空基地（掩体壕・戦闘指揮所）跡」「タブ山チャシ跡」があります。登録文化財はありません。未指定文化財は52件で、窪みで残る竪穴住居跡や、チャシ跡を中心とした中世以前の遺跡のほか、「標津神社」「殖民軌道線路跡」「旧標津線線路跡」などがあります。



写真11 タブ山チャシ跡

### 2) 名勝地

指定文化財、登録文化財はありません。未指定文化財は4件で、サクラマスの遡上を観察できる「金山峡谷」や、「見返りギツネの眺望（残雪の遠音別岳）」などがあります。

### 3) 動物・植物・地質鉱物

指定文化財は11件で、国指定の「標津湿原」のほか、町指定には「サケ属魚類の化石」や、土地の歴史にまつわる記念の木である「標津小学校のハルニレ」「旧藤野牧場のカラマツ」などがあります。登録文化財はありません。未指定文化財は7件で、「カリウスアザミ自生地」「川北温泉」などがあります。

### (5) 文化的景観

指定等文化財はありません。未指定文化財は7件で、畜産業の歴史とも関わる「野付半島」や「格子状防風林」のほか、「川北乙基線から見える武佐岳の山並み」など、地域の開拓や産業の歴史を経て形成された景観があります。

### (6) 伝統的建造物群

指定等文化財はありません。未指定文化財は1件で、標津市街に見られる昭和40（1965）年以降サケ漁が最盛期を迎える中で建築された「標津市街に残る昭和の蔵群」があります。

### (7) 埋蔵文化財

未指定文化財に137件あります。本町では昭和48（1965）年以降、町内を流れる各河川流域での埋蔵文化財分布調査を実施しており、調査で確認した遺跡のうち、窪みで残る竪穴住居跡やチャシ跡を除いた遺物包蔵地を、この区分に含めています。

### (8) 文化財の保存技術

未指定文化財に1件あり、「和紙原料ノリウツギの持続可能な生産」が該当します。ノリウツギは、掛軸など絵画等の文化財保存に用いる「表具用手漉和紙（宇陀紙）製作」に不可欠の原料で、本町では毎年、宇陀紙製作の選定保存技術者に対し、ノリウツギを供給しています。

### (9) その他

未指定文化財に45件があります。「タブ山チャシ跡の伝承」「金山伝説」などの伝承や、「アイヌ語地名」「秋田木材にまつわる歴史」など伝承・地名・歴史に関するもの、「アイヌ文様」といった伝統的文様に関するもの、「ホタルの生息環境」など環境に関するもの、「いくら」や「鮭飯寿司」など食資源に関するものがあります。

表7 文化財分類図による標津町の文化財代表事例

	植物・動物・地質	縄文～中世	江戸時代
有形文化財		<p>縄文の漆塗装飾品</p>  <p>縄文のヒスイ製勾玉</p> 	<p>町 天保の石燈籠</p>  <p>町 文政の鰐口</p>  <p>町 旧国泰寺香炉</p>  <p>町 松鶴図絵馬</p>  <p>町 会津藩の墓</p>  <p>会津藩造営日記</p>  <p>標津番屋屏風</p> 
民俗文化財		<p>鮭とぼを干す風景</p> 	<p>矢島家由来アイヌ民族資料群</p> 
記念物	<p>国 標津湿原</p>  <p>忠類川</p>  <p>ポー川</p>  <p>標津川</p>  <p>町 サケ属魚類の化石</p> 	<p>国 伊茶仁カリカリウス遺跡</p>  <p>国 古道遺跡</p>  <p>町 タブ山チャシ跡</p>  <p>国 三本木遺跡</p>  <p>望ヶ丘チャシ跡</p> 	<p>会津藩陣屋 (ホニコイチャシ跡)</p>  <p>会津藩陣屋跡</p>  <p>標津神社</p> 
文化的景観			

明治～大正		昭和		
<p>町 戸長桜</p>  <p>町 千紫萬紅図</p> 	<p>町 釈迦涅槃図</p>  <p>町 明治の石燈籠</p> 	<p>会津藩士 顕彰碑</p> 	<p>町 龍雲寺の 馬頭観音像</p> 	
<p>鮭いずし</p> 	<p>町 標津神社の 四爪鉄錨</p> 	<p>とどわら太鼓</p> 		
<p>町 忠類神社の 山桜等</p> 	<p>町 旧薫別説教所 の山桜</p> 	<p>町 旧藤野牧場 のカラマツ</p> 	<p>町 旧古多糠駅通 所の赤松・杉</p> 	
<p>町 川北神社 の赤松</p> 	<p>町 川北運動場 の山桜</p> 	<p>町 旧川北海軍航空 基地戦闘指揮所</p> 	<p>ギャンブルル 屋根の牛舎</p> 	
<p>町 川北特別 教授場の山桜</p> 	<p>町 旧標津小学校 のハルニレ</p> 	<p>町 旧根室標津線 駅転車台</p> 	<p>旧標津線 線路跡</p> 	<p>川北駅跡の ディーゼル車両</p> 
		<p>格子状 防風林</p> 	<p>【凡例】 国 国指定 町 町指定</p>	

## 第4章 標津町の歴史文化の特性

### 1 標津町の歴史文化を培った歩み

標津キラリ遺産は、地域の自然環境と密接なつながりを持ち、特に縄文時代から現在まで続く鮭漁との深い関わりの中で残されたものが多くを占めています。また、地域の人々の思いを反映する地域活動や印象といった、これまでの文化財の枠に含まれないものも数多く見出されています。

これら標津キラリ遺産が伝える本町の歴史文化の歩みは、以下のように整理できます。



写真 12 忠類川に遡上したサケ

#### ① 歴史文化形成の基盤

本町の歴史文化の形成の基盤は、本町の地形・地質の上に成り立つ生態系を含めた自然環境です。根室海峡の「海」、知床から連なる「山」、標津川・忠類川など海峡に注ぐ無数の「川」、根釧台地の「大平原」があります。そこには「標津湿原」をはじめとする環境で育つ植物や、陸海空の動物のつながりが生み出す生態系が存在します。この生態系のつながりの象徴が、川で生まれ、海に旅立ち、再び生まれた川へと帰ってくる鮭です。鮭は、陸と海の間での物質循環を促し、多様な動物の糧となり、生態系全体に関わってきました。およそ300万年前のものと推定されている町指定天然記念物「サケ属魚類の化石」が示すように、鮭は太古から本町の自然環境と共にありました。



写真 13 根室海峡から見る国後島

時代	-
概要	鮭がつなぐ生態系と、そこに生育・生息する動植物。
関連する主な標津キラリ遺産	サケ属魚類の化石、標津湿原、標津川・忠類川ほか河川、野付半島、金山峡谷
関連する人物や歴史など	-

## ② 鮭に支えられ一万年

太古から続く鮭に象徴される生態系に、およそ1万年前に人間が加わりました。無数の湧水が存在する伊茶仁川・ポー川流域は、鮭の産卵場として適しており、かつては多くの鮭が遡上していました。毎年遡上の季節になると、根室海峡沿岸一帯から鮭を求め、ここに多くの人々が集まり、皆で鮭漁を行っていました。そして各地から持ち寄った物資と情報を交換し、交流を深めたと考えられています。この暮らしのスタイルが縄文時代前期からアイヌ文化期（13～18世紀）まで、数千年にわたり毎年繰り返されたことで形成されたのが、大規模な竪穴住居跡群が窪みで残る「標津遺跡群」です。標津遺跡群に集まった人々がどこからやって来たかは、海峡に注ぐ各河川の河口付近に残る、「タブ山チャシ跡」をはじめとしたチャシ跡群の存在により推測できます。チャシ跡は中世から近世のアイヌの遺跡で、その周辺には必ず標津遺跡群と共通の文化の竪穴住居跡があり、古くから人々の集落が形成されていたことがわかります。標津遺跡群と海峡沿岸の遺跡は、当時の人々の生活圏の連なりを読み取ることができます。

また、標津遺跡群では、あらゆる時代の竪穴から鮭の骨がみつき、鮭の利用を長期にわたって続けられる程、自然と調和した、持続可能な暮らしが営まれていたことがわかります。



写真14 標津遺跡群の竪穴住居跡

時代	縄文～中世
概要	毎年秋、鮭を求めて各地から集まる人々の、長い自然との共生の歴史。
関連する主な標津キラリ遺産	標津遺跡群、標津チャシ跡群（ヲンネチャシ跡、タブ山チャシ跡、ホニコイチャシ跡、望ヶ丘チャシ跡）
関連する人物や歴史など	-

## ③ 幕末、会津藩士が育てた産業の灯火

江戸時代、本州から進出した和人が、標津の地に鮭鱒漁の漁場を拓きます。この頃の場所請負人飛騨屋久兵衛が創祀した社が、いまの「標津神社」の前身です。また町内海岸部の集落の社には、江戸時代に拓かれた漁場に由来する奉納品が残されています。当時の漁場ではアイヌを酷使した経営が行われていたため、アイヌと和人が衝突し、クナシリ・メナシの戦いが起こります。この時に制作された肖像画が、ツキノエをはじめとする12名のアイヌを描いた「夷酋列像」です。クナシリ・メナシの戦いと同じ頃、千島列島を南下してロシア人も根室海峡沿岸にやってきました。当時、アイヌと和人、ロシア人が、根室海峡沿岸で接触し、衝突と交流を繰り返しました。そして江戸時代末期、対ロシアの国境警備のため、会津藩が標津にやって

きます。「会津藩士の墓」はこの時、標津で亡くなった人々の墓です。当時代官として標津に赴任した会津藩士南摩綱紀なんまつなりのりは、アイヌと和人が共に開拓に臨む社会の実現に向け奔走し、鮭漁を基盤とする水産のまちの礎を築きました。

そして会津藩が去った後の明治時代、最新の缶詰製造技術が伝わると、根室海峡沿岸の水産業は大きく栄え、急速に人口を増やしました。しかし一方で天然資源に頼った鮭鱒漁は、明治30（1897）年頃には資源が減少し、漁業者は新たな缶詰原料を求め、エビやホタテの漁獲のほか、漁閑期を活かした牛肉生産に着手します。これが後の内陸開拓の端緒となりました。



写真15 会津藩士南摩綱紀

時代	近世～明治前半
概要	アイヌ、和人、ロシア人の三つ巴の接触と交流を経て築かれた水産のまちの礎。
関連する主な 標津キラリ遺産	アイヌ語地名、標津チャシ跡群、標津神社、松鶴図絵馬、文政の鰐口、御陣屋御造営日記、会津藩陣屋跡、会津藩士の墓、龍雲寺文化財群、藤野缶詰工場跡
関連する 人物や歴史など	ツキノエ、飛騨屋久兵衛、南摩綱紀

#### ④ 鮭の物語は大地へと続く

鮭鱒資源の減少をきっかけに、根室海峡沿岸地域の発展には、不安定な水産に代わる安定した産業の確立が求められました。そこで注目されたのは、内陸に広がる広大な根釧台地での農地開拓です。明治時代末期には、根釧台地の内陸開拓を担う新たな入殖者を積極的に招き入れるようになります。駅通や殖民軌道、国鉄標津線など、内陸交通網を順次整備したことで、内陸各地に開拓集落が形成されました。「旧根室標津駅転車台」は、標津に敷かれた鉄道の名残です。こうした内陸交通を利用して入殖した人々は、当初、穀物や豆類を栽培する穀菽農業を行っていましたが、度重なる冷害に妨げられ、開拓は思うように進みませんでした。この問題解決のヒントとなったのが、既に沿岸部で漁業者が成功させていた畜産農業です。広大な根釧台地での農業定着のために導入されたのは、酪農という選択肢でした。穀菽農業から酪農への大転換を行った結果、わずか100年で根釧台地の隅々まで開拓が及び、現在の酪農地帯が形成されました。こうして根釧台地奥部まで開拓の鍬が及んだ結果、現在の地上に表れたのが、明治時代に計画された殖民区画に沿って残された「格子状防風林」です。



写真16 旧標津線車両

時代	明治後半～昭和40（1965）年
概要	天然の鮭資源が減少した時代、鮭漁に代わる新たな産業開拓のため、人々が奔走した挑戦の時代。
関連する主な 標津キラリ遺産	標津駅通所跡、旧根室標津駅転車台、旧標津線 SL、旧標津線線路跡、旧標津線川北駅跡、旧標津線ディーゼル車両、格子状防風林、酪農景観、酪農建造物、甲基線・乙基線
関連する 人物や歴史など	秋田木材、ヒグマによる被害の歴史

### ⑤ いまも鮭は暮らしとともに

昭和40（1965）年代、さけます人工ふ化事業の成果が表れ、鮭鱒資源が復活します。前年比2倍という驚異的な水揚量を繰り返し、やがて全国一の水揚を誇る程になりました。毎年12月になれば民家の軒先に干される「鮭とば」や、江戸時代から継承される「山漬け」など、熟成させ旨味を増す鮭の保存法、さらに家ごとに受け継がれた味を持つ「鮭飯寿司」など、いまも本町に伝えられる一尾を余すところなく使い切る鮭の食文化は、鮭が獲れなかった時代も、人々の間で脈々と受け継がれてきた伝統の文化です。1万年にわたる、本町での人々の暮らしは、常に鮭との関わりがありました。鮭に笑い、鮭に泣いた歴史を歩み、アイヌが鮭誕生の場とする知床を背にする本町の歴史文化は、人も自然も、あらゆるものが鮭とつながる「鮭の聖地」の源流といえます。



写真17 鮭飯寿司

時代	昭和40（1965）年～
概要	鮭の人工ふ化事業が効果を表し、鮭漁が劇的に復活した時代。
関連する主な 標津キラリ遺産	鮭とばの製法、鮭飯寿司の製法、標津市街に残る昭和の蔵群
関連する 人物や歴史など	自然を守る文化

## 2 標津町の歴史文化の特性

根室海峡沿岸を「鮭の聖地」と呼ぶ由来は、アイヌの伝承でこの地域が鮭の誕生の地と位置づけられていることにあります。根室海峡沿岸の歴史の内、本町の歩みを振り返ると、本町は「鮭の聖地一万年の源流の地」と捉えることができます。そして本町の歩みは、鮭を手掛かりにみることによって、自然、歴史、産業が1つにつながり、1万年におよぶ歴史文化をわかりやすく整理できます。

このような視点で整理した本町の歴史文化には、以下の3つの特性を見出せます。

【特性1】 自然と調和した歴史文化

本町の歴史文化は、自然との密接なつながりの中で育まれました。海、山、川、大平原が織りなす地形・地質とそこに生きる動植物の中で、鮭は太古から地域の生態系を象徴する存在であり、人々も鮭を利用する暮らしを数千年にわたり継続してきました。



写真 18 伊茶仁カリカリウス遺跡の竪穴窪み

【特性2】 水産のまち誕生を促した交流

本町の歴史文化は、異文化交流を経て育まれました。江戸時代のアイヌ、和人、ロシア人による接触と交流など、友好的なものだけではなく、その交流を経たからこそ、和人とアイヌが共に開拓に臨む水産のまちが誕生し、いまに続くまちの礎が築かれました。



写真 19 幕末会津藩の歴史を伝える標津番屋屏風

【特性3】 新たな産業文化を生み出した開拓精神

本町の歴史文化は、強い開拓精神の下で育まれました。鮭の資源が減少した明治時代中期以降、人々は試行錯誤しながらいまに残る様々な産業を確立します。その1つが、冷涼な気候に阻まれる中、広大な根釧台地を切り拓いて築き上げた酪農産業です。



写真 20 根釧台地開拓を象徴する格子状防風林

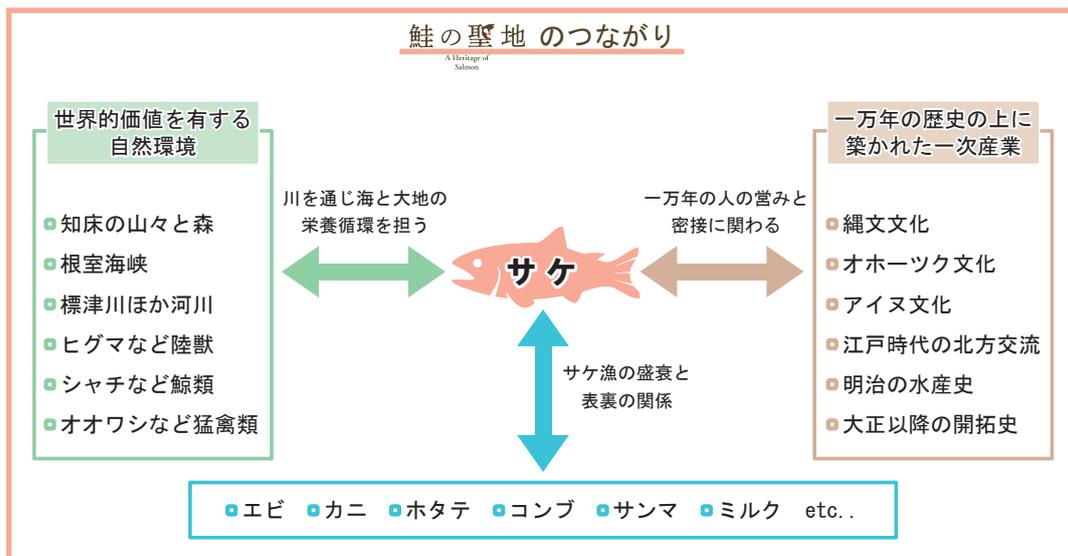


図 12 「鮭の聖地」のつながり模式図

## 第5章 標津キラリ遺産保存・活用の基本理念と方針

### 1 標津キラリ遺産保存・活用の基本理念

#### 基本理念

#### 「鮭の聖地」一万年の源流継承による持続可能なまちづくり

～「知床の方の海で神様が袋の中の魚の骨や鱗を海にばらまくと、  
それがみるみる鮭の姿に変わって人々の暮らす村々へとやってくる」～

「鮭の聖地」と呼ばれる由来となったこのアイヌ伝承を裏付けるかのごとく、本町には数千年にわたり鮭の利用に重点を置き、自然と調和した暮らしの痕跡を残す標津遺跡群が存在します。さらに異なる文化が接触・交流する中で生まれた鮭漁のまちの文化や、鮭が獲れなくなった時代があったからこそ形成された内陸の酪農地帯の文化など、人と鮭との関わりの中で形成された歴史文化が存在します。そして人と鮭との関わりは、かたちを変えながらもいまでも本町の暮らしの中に脈々と受け継がれています。

令和2（2020）年に日本遺産として認定された『鮭の聖地』は、根室海峡沿岸の自治体1市3町にまつわる歴史文化のストーリーです。鮭にこだわる人々の歩みを綴ったこのストーリーにおいて、本町はその歩みが始まった源流の地といえます。

標津キラリ遺産の保存・活用の基本理念として、鮭の聖地の源流であり、いまでも鮭にこだわるまちづくりが継承され続けていることを重視し、『「鮭の聖地」一万年の源流継承による持続可能なまちづくり』を据えます。

この理念に基づき目指すまちづくりを進めるため、標津キラリ遺産の指定等による保護措置や、防災・防犯対策など、文化財行政が担うべき役割を果たしていきます。

## 2 標津キラリ遺産保存・活用の基本方針

「鮭の聖地一万年の源流継承による持続可能なまちづくり」を基本理念とした、本計画の推進のための基本方針は以下のとおりです。

### 基本方針

- 標津キラリ遺産のさらなる充実
- 持続可能な標津キラリ遺産保存・活用体制の強化
- 標津キラリ遺産を通じた標津町のブランド力強化

#### (1) 標津キラリ遺産のさらなる充実

本町の歴史文化の魅力は標津キラリ遺産が存在することで支えられています。標津キラリ遺産は、これからも新たな資産の発見により、歴史文化の魅力が深まるだけでなく、町民が標津キラリ遺産と接する新たな機会を得ることが期待されます。そこで把握調査の実施による資産の発見を目指し、基本方針の第1に、「標津キラリ遺産のさらなる充実」を設定します。

#### (2) 持続可能な標津キラリ遺産保存・活用体制の強化

人口減少の時代に標津キラリ遺産の保存・活用の取組を持続させるには、担い手の継続的な確保が重要です。そこで標津キラリ遺産の保存・活用を担う体制づくりを目指し、基本方針の第2に、「持続可能な標津キラリ遺産保存・活用体制の強化」を設定します。

#### (3) 標津キラリ遺産を通じた標津町のブランド力強化

本町のブランド力を、歴史文化の面から強化していくには、その基礎となる標津キラリ遺産の価値について、その情報を深める調査を行うと共に、確実に保存し、整備活用して広く内外に周知することが重要です。そこで標津キラリ遺産の調査・保存・活用による地域のブランディングを目指し、基本方針の第3に、「標津のブランド力強化」を設定します。

### 3 標津キラリ遺産保存・活用に関する町民の意識

標津キラリ遺産の保存・活用体制の現状を整理するにあたり、町民の意識を確認しておく必要があります。本計画作成にあたり、令和元（2019）年度に標津キラリ遺産に関わる町民団体の代表者に聞き取り調査を実施したところ、以下のような意見・要望を得ました。

町民からの意見・要望
既知の遺跡周辺で希少植物等の自生地が残されている場合は、町の文化財指定などを検討してほしい。
河川管理、森林管理の行為が文化財指定地に影響を及ぼす場合もあるため、行政内関係者の情報共有体制を緊密にした方がよい。
文化財の価値を伝わりやすいストーリーとして編集するとよい。
保存・活用の取組そのものを地域の広報に活かせるようにしてほしい。
町内を通過する人が立ち寄りやすい場所で、標津町の文化財の魅力を総合的に情報発信できる方法を検討してほしい。
従来の町民ガイドだけでなく、より専門性を有したインタープリターの養成を検討してほしい。
持続可能な保存・活用が図れるよう、観光客から得たガイド料など収入の一部を、文化財の保存・活用資金に充てる仕組みを作ることができるとよい。

以下では従来から認識していた課題に町民の意見を踏まえ、標津キラリ遺産保存・活用の課題と方針を整理します。

## 4 標津キラリ遺産保存・活用の課題

### (1) 標津キラリ遺産のさらなる充実に関する課題

#### 1) 調査が十分に行き届いていない標津キラリ遺産の存在

標津キラリ遺産は、本町が長年保存・活用に力を入れてきた標津遺跡群・標津湿原に加え、文化財部局と町民団体の連携による調査で把握された文化財で構成されています。しかし町内にはまだまだ未発見の標津キラリ遺産候補が存在することは確実であり、特に建造物、無形文化財、有形・無形の民俗文化財、名勝地、文化的景観、伝統的建造物群、文化財の保存技術については簡易な調査に留まっており、その把握に向け、さらに調査を重ねる必要があります。

#### 2) 家庭レベルに埋もれた標津キラリ遺産候補の存在可能性

標津キラリ遺産の候補は、町民の各家庭に埋もれている可能性があります。家庭レベルまで含めた調査は行政だけでは不可能で、町民団体の力を借りても限定的です。知らない内に家庭に眠る標津キラリ遺産候補が失われることを防止するために、きめ細かな把握調査を行う手法の構築が必要です。

### (2) 持続可能な標津キラリ遺産の保存・活用体制の強化に関する課題

#### 1) 標津キラリ遺産の保存・活用の担い手不足

本町では長年行政を中心に標津キラリ遺産の保存・活用が進めてきましたが、平成 21 (2009) 年度以降、町民団体との協働による活動の機会が増えてきました。しかし協働する町民団体の構成員は高齢化が進み、次第に活動のペースが鈍りつつあります。特に屋外でのガイド活動や、標津キラリ遺産周辺の草刈など環境整備活動でその傾向が顕著であることから、若い世代が保存・活用の担い手として加わってもらい、持続可能な取組としていく必要があります。

#### 2) 民間所有の標津キラリ遺産の管理の不安

本町の指定文化財には、行政が直接管理するものだけでなく、町内会や個人が管理しているものも多くあります。このうち、特に町内会管理のものは、町内会役員が代わる際に、標津キラリ遺産の管理が引き継がれないおそれがあることから、個別の指定等文化財の管理指針を提示し、防災、防犯対策を強化する必要があります。

### 3) 標津キラリ遺産保存・活用資金の柔軟性不足

標津キラリ遺産を保存・活用するための資金は、行政の財政措置で対応しているのが現状です。しかし町民との協働により標津キラリ遺産の活用を進めることで、整備対象とする個々の標津キラリ遺産の対象件数が増えることが想定され、行政の財政措置では、きめ細かく柔軟な対応が行えないことが懸念されます。標津キラリ遺産の保存・活用を柔軟に対応できるよう、行政以外の新たな財源確保が求められます。

## (3) 標津キラリ遺産を通じた標津町のブランド力強化に関する課題

### 1) 標津キラリ遺産の価値の固定化への懸念

標津キラリ遺産は、町民にとって価値あるものとしてリスト化されていますが、町民でも異なる人が見た場合や、町外の方からみれば、新たな価値が見出される可能性があります。標津キラリ遺産の魅力を深め、歴史文化の観点から本町のブランド力を高め、価値の固定化を避けるために、継続的な調査を進める必要があります。

### 2) 標津キラリ遺産が有する価値の認知度不足

標津キラリ遺産を通じて本町のブランド力を強化していくためには、個々の標津キラリ遺産が有する価値が多くの人々に共有される必要があります。しかし現状では価値への理解が十分に広まっているとはいえません。標津キラリ遺産の価値をわかりやすく伝えるための仕組みを構築する必要があります。

### 3) 不十分な標津キラリ遺産の保存・活用環境

標津キラリ遺産の価値を広めていくためには、その価値の証拠である個々の標津キラリ遺産を将来に向け継承すると共に、公開活用を図る必要があります。本町には標津遺跡群のように、長年整備を重ねてきた標津キラリ遺産もありますが、町指定文化財や、現在は未指定ですが標津キラリ遺産の価値を伝えるうえで重要な標津キラリ遺産の中には、未整備で一般の方への公開が難しいものも多く存在します。標津キラリ遺産の価値を内外に広めていくためにも、必要な保護・保全措置を実施すると共に、主要な標津キラリ遺産については公開活用のための整備を段階的に進める必要があります。

また有形文化財の中には絵画や古文書等、環境条件が保存に影響を与えるものも存在しますが、本町の古文書類の多くは廃校舎を活用した収蔵庫に保管している状況です。建物自体が古く、安定した保存環境とはいえないため、古文書等を保存するためのより良い環境の確保が必要です。

## 5 標津キラリ遺産保存・活用の方針

### (1) 標津キラリ遺産のさらなる充実に関する方針

#### 1) 多様な主体による標津キラリ遺産候補の情報収集

調査の不十分な標津キラリ遺産候補の把握には、文化財部局だけでは手が足りないことから、把握を目的とする調査は極力、高齢者団体や文化団体等、町民団体の協力を得て行い、文化財部局は把握された標津キラリ遺産の中から、特に重要なものを見出し、大学等専門機関との連携による詳細調査に注力し、官民で役割分担を行ったうえで情報収集を図っていきます。特に建造物、無形文化財、有形と無形の民俗文化財、名勝地など、これまで調査不足であった分野の把握調査を進めます。

#### 2) 教育カリキュラムと連携した未発見標津キラリ遺産の把握

家庭に埋もれた標津キラリ遺産候補の把握には、地域の子どもたちの協力も重要です。子どもたちが自らの家の歴史を調べる過程で、家庭に眠る価値ある標津キラリ遺産候補が発見できるかもしれません。子どもたちの協力を得るために学校での教育カリキュラムと連携した、標津キラリ遺産調査の仕組みを構築する必要があります。

### (2) 持続可能な標津キラリ遺産保存・活用体制の強化に関する方針

#### 1) 標津キラリ遺産保存・活用の多様な担い手確保と仕組みの構築

標津キラリ遺産の保存・活用を持続可能とするには、担い手の体制整備が必要です。そのために、専門職員の配置や、庁内関係部署との連携強化、学校と連携した若い世代の標津キラリ遺産への意識醸成による新たな担い手育成を目指します。また本町の人口減少が進み、若い世代の町外への流出が進む中では、将来町内のみで担い手を確保できなくなる可能性も想定されることから、本町ゆかりの方や町外からの来訪者等、関係人口も含めた保存・活用の体制づくりも目指します。

#### 2) 指定文化財の管理マニュアルの作成

町内会が管理する指定文化財の管理が正しく引き継がれ、持続可能なものとするため、防災・防犯の対策も含めた指定文化財の管理マニュアルを作成し、管理団体との共有を図ります。

#### 3) 標津キラリ遺産活用による新たな財源確保

標津キラリ遺産保存・活用のきめ細かい対応を実現するため、活用によって得られる収入の一部を新たな財源とする仕組みの構築を目指します。

(3) 標津キラリ遺産を通じた標津町のブランド力強化に関する方針

1) 指定等文化財・未指定文化財の保護・保全と調査の推進

標津キラリ遺産の価値を高め、歴史文化の観点から本町のブランド力を強化するためには、ベースとなる標津キラリ遺産の理解を深めていくことが重要です。そのために、指定等文化財の詳細調査を推進し、新たな価値の把握に努めると共に、未指定文化財の指定・登録を進めます。

2) ストーリーを通じた標津キラリ遺産の価値の発信

標津キラリ遺産の価値を内外に向け効果的に伝えていくために、共通のストーリーでつながりを有する関連文化財群を設定し、ストーリーを通じた価値の発信を推進します。また多様な情報発信の仕組みを整備します。

3) 標津キラリ遺産保存・活用環境の段階的整備

標津キラリ遺産を将来に継承するため、指定等文化財の保存処理等、各種保存・保全措置を実施します。また標津キラリ遺産の一体的保存を図るため、指定等文化財と関連の深い未指定文化財についても、指定・登録や、保存・活用基準を明示することで、保存の担保を図ります。

標津キラリ遺産の公開活用に向け、本町のブランド力強化に特につながる指定文化財等に対して、パンフレット作成や現地の環境整備、収蔵環境の充実等、必要な整備を段階的に進めます。

## 6 標津キラリ遺産保存・活用に関する措置

本町における標津キラリ遺産の保存・活用に関する課題と方針を踏まえ、計画期間中に実施する措置を次のとおり設定し、基本理念「鮭の聖地」一万年の源流継承による持続可能なまちづくりの実現を目指します。

事業の実施にあたっては、町費、道費、国費（文化庁の各種補助金、新しい地方経済・生活環境創生交付金等）を有効に活用するほか、民間等の資金の活用も検討します。

取組主体については、次のように区分します。

行政：本町の生涯学習課、庁内関係課、近隣自治体等

専門：博物館、地域の有識者、大学の専門機関等

学校：町内小学校、中学校、高校

団体：町民団体、各種団体、協議会、企業等

町民：標津町民

(1) 標津キラリ遺産保存・活用に関する具体的措置一覧

標津キラリ遺産の保存・活用のため、多様な主体の連携の下、未把握の標津キラリ遺産候補の把握や、担い手育成、価値の磨き上げなど、以下の表に掲載した措置を進めます。

No.	事業名 / 事業概要	取組主体	財源	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
<b>標津キラリ遺産のさらなる充実</b>													
A-1	<b>標津キラリ遺産掘り起こし調査事業</b> イベントやアンケート調査等の実施により、特に建造物と無形文化財を中心に未把握の標津キラリ遺産を把握する。	行政 専門機関	町										恒常
A-2	<b>まちあるき学推進事業</b> 民間団体主導でのまちあるきイベント機会等を通じ、標津キラリ遺産を把握する。	行政 団体	民間										恒常
A-3	<b>歴史文化教育カリキュラム構築事業</b> 小学校、中学校、高校と連携し、教育カリキュラムの中で標津キラリ遺産を把握する。	行政 学校	町										恒常
<b>持続可能な標津キラリ遺産保存・活用体制の強化</b>													
B-1	<b>ガイド養成事業</b> 標津キラリ遺産の価値を正しく、わかりやすく伝えられるインタープリターを養成する。	行政(観) 団体	民間										恒常
B-2	<b>ふるさと高校生ガイド養成事業</b> 標津高校と連携し、標津キラリ遺産の価値を伝える高校生ガイドを育成する。	行政 学校	町										恒常
B-3	<b>ふるさと学習推進事業</b> 標津キラリ遺産の価値を語る地域人材を講師に出前授業等を実施し、子どもたちの標津キラリ遺産への意識を高める。	行政 学校	町 民間										恒常
B-4	<b>指定文化財管理マニュアル作成事業</b> 町内会等所有指定文化財の管理を持続可能なものとするためのマニュアルを作成する。	行政	町										恒常
B-5	<b>文化財専門職員等の確保</b> 専門職員配置や、地域おこし協力隊制度活用により行政内文化財保護体制を維持する。	行政	町										恒常
B-6	<b>文化財サポーター受入事業</b> 町外関係人口を巻き込みながら文化財保存・活用の支援者を募る仕組みを構築する。	団体	町 民間										恒常
B-7	<b>標津キラリ遺産 GIS 構築事業</b> 主に不動産標津キラリ遺産を対象に、地図上に落とし込み、庁内関係課で情報共有できる仕組みを構築する。	行政	町										恒常
B-8	<b>標津キラリ遺産トラスト事業</b> 標津キラリ遺産のきめ細かな保存・活用を実現するため、ガイド収入等の一部を財源として活用できる仕組みを構築する。	団体	民間										恒常

No.	事業名 / 事業概要	取組主体	財源	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
標津キラリ遺産を通じた標津町のブランド力強化													
C-1	<b>未指定文化財調査・新規指定事業</b> 未指定文化財について優先順位を明確にした上で必要な調査を実施し、新規指定による保護を目指す。	行政 専門機関	町										
C-2	<b>文化財保護制度強化事業</b> 標津キラリ遺産の保存のため、標津町文化財保護条例を多様な資産の保護に対応できるよう改正する。	行政	町										
C-3	<b>個別標津キラリ遺産保存・活用検討事業</b> 本町に所在する指定文化財等の保存・活用を図るため、必要な課題と方針を整理し、保存活用計画を作成する。	行政	町										
C-4	<b>標津キラリ遺産周辺清掃事業</b> 標津キラリ遺産の多くが残る地域の自然環境を保全するため、指定文化財等の周辺での清掃活動を行う。	行政(水) 団体	町										
C-5	<b>ノリウツギ自生地保全事業</b> 全国の重文等に指定された掛軸の修復に不可欠な和紙の原料となるノリウツギの安定供給を図ることで、標津キラリ遺産への意識を高める。	行政(農) 団体 専門機関	国 町 民間										
C-6	<b>標津キラリ遺産保存事業</b> 指定文化財を保存するため、適切な保存処理を施す。	行政	町										
C-7	<b>標津キラリ遺産収蔵環境充実事業</b> 有形文化財を安定した環境で保存できる収蔵庫を確保する。	行政	町										
C-8	<b>町防災総合推進事業</b> 町の防災計画で標津キラリ遺産の防災対策を明記し、町全体で標津キラリ遺産の防災について継続的に検討する。	行政(住)	町										
C-9	<b>日本遺産推進事業</b> 日本遺産認定地域と連携し、認定ストーリーの活用を図る。	行政 団体	道 町 連携市町										
C-10	<b>歴史文化情報発信事業</b> ストーリーを用いた観光情報を発信し、本町のブランド力強化を図る。	行政 団体	民間										
C-11	<b>歴史文化アーカイブ事業</b> 標津キラリ遺産の調査成果をデータベース化し、調査成果を蓄積すると共に、誰もがアクセスできるようにする。	行政 学校	町										
C-12	<b>主要文化財環境整備事業</b> チャシ跡や会津藩関連文化財等、標津キラリ遺産の価値語るうえで特に重要な文化財について、パンフレットの作成や現地の草刈り等公開活用に必要な整備を行う。	行政 団体	道・町・ 民間										

## 第6章 関連文化財群

### 1 関連文化財群の設定

標津キラリ遺産は、地域の自然環境と密接なつながりを持ち、特に縄文時代から現在まで続く鮭漁との深い関わりの中で残されたものが多くを占めています。また、伝承や伝統的文様といった、これまでの文化財の枠に含まれないものも数多く見出されています。これら様々な標津キラリ遺産を効果的に保存・活用していくため、第4章2節で示した3つの歴史文化の特性に基づき、「鮭の聖地の源流を支えた自然環境」「自然と調和した鮭の聖地一万年の源流」「水産のまち誕生・発展の道程」「開拓精神が生み出した新たな産業文化の道程」「海と山を結び暮らしを支えた根釧台地への道程」の、5つの関連文化財群を設定します。



### 特性1 自然と調和した歴史文化

本町の歴史文化は、自然と密接なつながりを持つ中で育まれてきました。その基盤となったのは海、山、川、大平原が織りなす地形・地質とそこに生きる動植物であり、太古からその生態系全体を支え続けた鮭はその象徴です。その「サケ属魚類の化石」「天然記念物標津湿原」「標津川などの河川」「野付半島」をはじめとする文化財群を、「鮭の聖地の源流を支えた自然環境」の関連文化財群として設定します（**関連文化財群1**）。

またこの自然環境の中で、鮭の利用を軸とした暮らしのスタイルが生まれ、数千年にわたり維持され続けてきました。その中心となった「標津遺跡群」をはじめとし、根室海峡に注ぐ河川ごとに残された竪穴群とチャシ跡は、鮭の聖地一万年の源流の始まりを示す証拠であることから、この文化財群を、「自然と調和した鮭の聖地一万年の源流」の関連文化財群として設定します（**関連文化財群2**）。

### 特性2 水産のまち誕生を促した交流

鮭を食料資源の基盤としながら自然と調和した暮らしが続いた本町に、水産のまちが拓かれていくまでには、アイヌ、和人、ロシア人といった異なる文化の接触交流の歴史がありました。その交流は決して友好的なものだけではなく、多くは衝突・軋轢の歴史でもありました。しかしその交流を経たからこそ、和人とアイヌが共に開拓に臨む水産のまちを築くことができたといえます。この異文化交流の上に誕生した水産のまちの発展を伝える標津中心地の文化財群を、「水産のまち誕生・発展の道程」の関連文化財群として設定します（**関連文化財群3**）。

### 特性3 新たな産業文化を生み出した開拓精神

鮭の資源が減少した明治時代中期以降、人々は試行錯誤しながら、新たな産業確立を目指しました。その1つが根釧台地内陸部の開拓です。未開の原野であった根釧台地に開拓の鋤が入り、全国から多くの入殖者がやってきましたが、本町の冷涼な気候に阻まれ、農業の定着に多大な困難を要しました。この打開策として導入されたのが、既に漁業者が副業で成功させていた畜産農業の1つの酪農でした。この酪農の導入を契機に、わずか100年で広大な根釧台地奥地までの開拓を成功させたのです。「川北神社の赤松」や「旧川北教授場の山桜」「根釧台地の酪農建造物群」など、川北地区を中心とした内陸部の文化財群を、「開拓精神が生み出した新たな産業文化の道程」の関連文化財群として設定します（**関連文化財群4**）。

また、内陸開拓の成功には、人や物資を輸送する交通網の整備は欠かせないものでした。昭和12(1937)年に全線開通した国鉄標津線を走る蒸気機関車が鳴らす汽笛の音は、入殖した人々を勇気づけたといわれています。「旧根室標津駅転車台」や「標津線線路跡」など、根釧台地内陸交通にまつわる文化財群を、「海と山を結び暮らしを支えた根釧台地への道程」の関連文化財群として設定します(関連文化財群5)。



図13 関連文化財群の空間的な広がり・つながり



図 14 関連文化財群の地理的分布

## 2 各関連文化財群の詳細と保存・活用に関する措置

### (1) 関連文化財群1「鮭の聖地の源流を支えた自然環境」

#### ア 関連文化財群のストーリー

川で生まれ大海へと旅立ち、再び生まれ育った川へと帰る鮭は、大地と海とを往来し、あらゆる生命の糧となることで、生態系全体を象徴する存在でした。太古から続く鮭が遡上する環境は、標津の歴史文化を育む形成基盤となっています。

本町の歴史文化の形成基盤となった自然環境は、いまでも人々の心の拠り所として重要な位置を占めています。その豊かさと価値を守り伝え、広く発信します。

#### イ 構成文化財と保存・活用の課題・方針

##### ■構成文化財

名称	指定区分	類型
伊茶仁カリカリウス遺跡	国	史跡
標津湿原	国	天然記念物
サケ属魚類の化石	町	天然記念物
金山峡谷	未指定	名勝地
茶志骨川河口湿原	未指定	動物、植物、地質鉱物
標津川流域湿原群	未指定	動物、植物、地質鉱物
カリカリウス遺跡のミズナラ巨木	未指定	動物、植物、地質鉱物
カリウスアザミ自生地	未指定	動物、植物、地質鉱物
標津川	未指定	その他（環境）
ポー川	未指定	その他（環境）
忠類川	未指定	その他（環境）
サケの獲れる環境	未指定	その他（環境）
野付半島	未指定	文化的景観
和紙原料ノリウツギの持続可能な生産	未指定	文化財の保存技術

##### ●史跡標津遺跡群・天然記念物標津湿原における自然環境保全・再生の取組の推進

史跡標津遺跡群・天然記念物標津湿原は過去40年間にわたって史跡等への指定による保存措置と、遊歩道整備による公開活用措置が行われてきました。しかし多くが行政主導の取組であったことから、町民が史跡等の価値の保存に関わる機会はありませんでした。

そのため、「史跡標津遺跡群・天然記念物標津湿原保存活用計画」に基づき、指定地とその周辺の自然環境保全・再生に向け、標津湿原の乾燥化を防ぐ措置を継続すると共に、第2次となる総合調査を、町民も関わる仕組みの下で実施していきます。また指定地の植生転換や河川環境を改善し、開拓以前の景観再生を図ります。

●鮭鱒遡上河川の保全

近年、マイクロプラスチックによるサケ・マスへの影響が懸念されています。サケ・マス遡上の姿は、本町の重要な文化的景観の1つであることから、環境汚染により遡上が見られなくなることは避けなければなりません。

鮭鱒が遡上する環境を未来に残すため、標津川や野付半島をはじめとする本町の価値ある自然環境の景観保全に向け、河畔林の再生やゴミの除去を継続します。

●選定保存技術者の和紙づくりを支えるノリウツギ自生環境の保全

現在本町では、全国の文化財保存に用いられる手漉き和紙の原料となるノリウツギを、奈良県吉野町の選定保存技術者の下に供給しています。この和紙づくりを支えることは、日本全国の文化財を支えることとなりますが、その原料として不可欠なノリウツギが絶えるとその基盤が揺らいでしまいます。

ノリウツギを絶やすことなく、継続的・安定的に供給するため、その自生環境を保全すると共に、栽培・再生産の仕組み構築を進めます。

ウ 保存・活用に関する措置

No.	事業名 / 事業概要	取組主体	財源	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
1-1	<b>標津遺跡群イオル再生事業</b> 史跡標津遺跡群・天然記念物標津湿原周辺の自然環境を開拓以前の姿に再生するため、ポー川への鮭遡上やシマフクロウの営巣復活やポー川河畔林の再生を目指す。	行政 団体	国・町	→ 恒常									
1-2	<b>標津湿原保全対策事業</b> 天然記念物標津湿原の保全を図るため、動物、植物、地質鉱物に関する総合的な調査を行い、過去の調査結果との比較を踏まえ、適切な保存対策を定める。	行政 団体 学校	国・町	→									
1-3	<b>標津川河川清掃事業</b> 標津キラリ遺産の多くが残る地域の自然環境を保全するため、河川の清掃活動を行う。	団体	民間	→ 恒常									
1-4	<b>野付半島清掃事業</b> 標津キラリ遺産の多くが残る地域の自然環境を保全するため、野付半島の清掃活動を行う。	団体	学校	→ 恒常									
1-5	<b>ノリウツギ自生地保全事業</b> 全国の重文等に指定された掛軸の修復に不可欠な和紙の原料となるノリウツギの安定供給を図ることで、標津キラリ遺産への意識を高める。	行政（農） 団体	町 民間	→ 恒常									

関連文化財群 1 「鮭の聖地の源流を支えた自然環境」



## (2) 関連文化財群2「自然と調和した鮭の聖地一万年の源流」

### ア 関連文化財群のストーリー

鮭が支える生態系に、いまから一万年、人類が関わり始めました。標津の人々は鮭の利用に重点を置いた暮らしのスタイルを築き、以来数千年にわたり、時代を超えて自然と調和した暮らしを維持し続けたのです。

根室海峡沿岸でいまでも続く鮭にこだわる人々の暮らしは「標津遺跡群」を起点に始まりました。標津遺跡群は鮭の聖地一万年の歴史文化の源流の地であり、その価値を守り伝え、地域の歴史文化の象徴として広く発信します。

### イ 構成文化財と保存・活用の課題・方針

#### ■構成文化財

名称	指定区分	類型
伊茶仁カリカリウス遺跡	国	史跡
標津湿原	国	天然記念物
タブ山チャシ跡	町	史跡
ホニコイチャシ跡	未指定	遺跡
フンネチャシ跡・フンネ堅穴群遺跡	未指定	遺跡
望ヶ丘チャシ跡	未指定	遺跡
ペギシリ山第1遺跡	未指定	遺跡
ペギシリ山第2遺跡	未指定	遺跡
ペギシリ山第3遺跡	未指定	遺跡
ペギシリ山第4遺跡	未指定	遺跡
縄文の漆塗装飾品	未指定	考古資料
縄文のヒスイ製勾玉	未指定	考古資料
標津遺跡群の出土品	未指定	考古資料

#### ●史跡標津遺跡群の追加指定・本質的価値向上に向けた調査研究の推進

史跡標津遺跡群は広域遺跡保存対策調査研究により、遺跡群のすべてを保存すべきとする方針が示されていますが、現在史跡等の指定により保存が図られている範囲は遺跡群全体の半分に留まっています。また初期の指定区域は、十分な調査が行われないまま史跡指定がなされたことで、遺跡の内容を説明するための情報が不十分な状態にあります。

そのため、広域遺跡保存対策調査研究で示された方針の実現に向け、標津遺跡群未指定遺跡の追加指定と既指定遺跡の本質的価値向上のための発掘調査を、標津高校や関係する大学等と連携し継続します。

#### ●史跡標津遺跡群の本質的価値発信

史跡標津遺跡群の窪みで残る大規模堅穴住居跡群は、価値ある遺跡ですが、その内容は見ただけではわかりません。

遺跡群の本質的価値を広く伝えていくために、調査成果から明らかになった情報をわかりやすく伝えられるガイドを、町民ガイドや地域おこし協力隊制度を活用して育成し、併せて海外に向けて発信するための英語版紹介映像など、情報発信を強化する必要があります。

#### ●チャシ跡群保存・活用の推進

タブ山チャシ跡をはじめとするチャシ跡群は、標津遺跡群と共に本町の歴史文化を語る上で重要な遺跡ですが、指定等による保存が図られている遺跡は一部であり、また民有地のため公開活用にも配慮が必要な状況にあります。

チャシ跡群の適正な保存・活用を図るため、土地所有者と協議のうえ、喫緊に必要な整備を行うと共に、中長期的な展望を見据えた調査研究方針や公開活用ルールを定めた保存活用計画の作成を進めます。またチャシ跡の魅力を広めるために、伝承をベースとした絵本製作など、価値発信のためのツールづくりを進めます。

#### ●堅穴住居跡群保存・活用方針の作成

本町には標津遺跡群のほかにも地表面に窪みで残る堅穴住居跡群を特徴とする遺跡が存在します。また町外にも、オホーツク海沿岸を中心に同種の堅穴群が確認されています。これらの中には標津遺跡群を理解する上でも重要な遺跡も存在しますが、保存・活用の方針は明確にされていません。

オホーツク海沿岸に分布する堅穴群の中での、本町に残る堅穴住居跡群の学術的価値を明らかにし、適切な保存・活用を図るための指針を定めていきます。

#### ●標津遺跡群出土品の保存・活用の推進

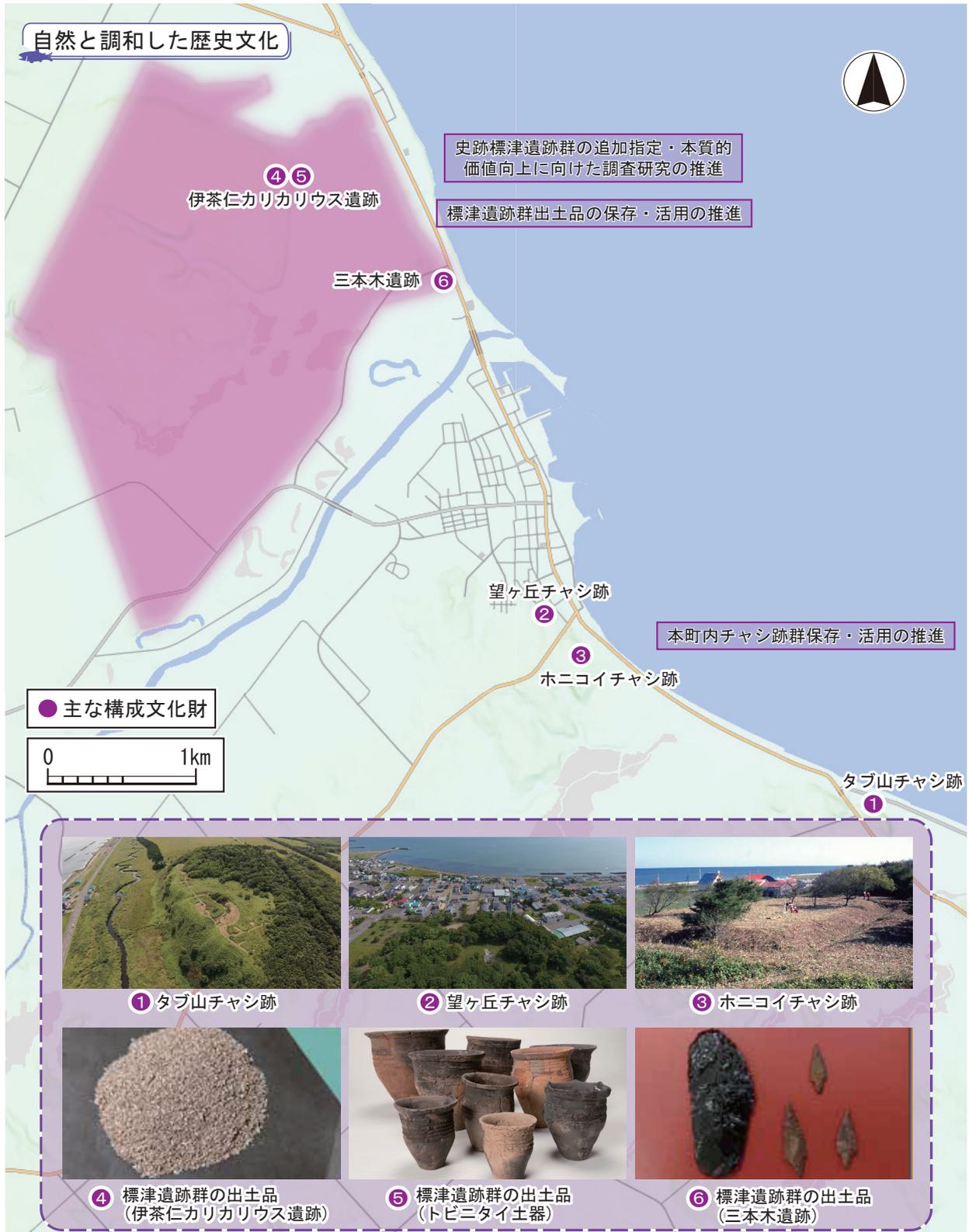
標津遺跡群は縄文時代からアイヌ文化期まで、極めて長期にわたり人々の暮らしが営まれた遺跡群ですが、その暮らしの詳細はまだ不明な点が多くあります。

遺跡の情報がより詳細に分かれれば、公開活用の場面で活かされ、遺跡群の価値の普及に役立つことから、出土品を対象とした調査研究を進め、標津遺跡群への理解を深めます。また出土品を確実に保存するために収蔵環境の改善を図ります。

## ウ 保存・活用に関する措置

No.	事業名 / 事業概要	取組主体	財源	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
2-1	<b>標津遺跡群ガイドプログラム持続化事業</b> 地域おこし協力隊制度等を活用し、標津遺跡群ガイドプログラムの担い手を確保する。	行政	国・町										恒常
2-2	<b>史跡指定地内容把握調査事業</b> 史跡標津遺跡群の価値を深めるため、指定地の発掘調査を行う。	行政 学校 専門機関	国・町										
2-3	<b>未指定遺跡内容把握調査事業</b> 標津遺跡群の追加指定に向けて、未指定遺跡の発掘調査を行い、遺跡の内容を把握する。	行政 学校 専門機関	国・町										恒常
2-4	<b>出土品調査研究事業</b> 史跡標津遺跡群の価値を深めるため、過去の発掘調査で出土した資料を再調査する。	行政 専門機関	国・町										恒常
2-5	<b>チャシ跡群保存・活用検討事業</b> 本町に所在するチャシ跡の総合的な保存・活用を図るため、必要な課題と方針を整理し、保存活用計画を作成する。	行政 専門機関	町										
2-6	<b>堅穴群保存・活用検討事業</b> 史跡標津遺跡群の価値を町内他遺跡や他市町の類似する資産と共に、共通の基準で保存・活用する課題と方針を整理し、保存活用計画を作成する。	行政 専門機関	道・町										
2-7	<b>タブ山チャシ跡絵本製作事業</b> チャシ跡の価値の普及啓発に向け、チャシ跡にまつわる伝承を題材とした絵本を作成する。	行政 地域団体	町										
2-8	<b>史跡標津遺跡群本質的価値海外発信事業</b> 史跡標津遺跡群の本質的価値を海外に向けて発信するため、英語ナレーションによる紹介映像を作成し、外国人向けの情報発信を行う。	行政	国・町										恒常
2-9	<b>出土品収蔵施設整備事業</b> 教育施設再整備の過程でできる余剰スペースを活用するなどの方法により、出土品の周三施設を整備する。	行政	国・町										

関連文化財群 2 「自然と調和した鮭の聖地一万年の源流」



### (3) 関連文化財群3「水産のまち誕生・発展の道程」

#### ア 関連文化財群のストーリー

江戸時代に入ると、標津の鮭を巡る人々の動きが活発になり、アイヌ、和人、ロシア人の三つ巴の衝突と交流が起こります。この交流を経て、江戸時代末期、北の国境警備のために会津藩士が標津に派遣されました。会津藩士南摩綱紀は、この地でアイヌと和人が共に臨む蝦夷地開拓を目指し、いまにつながる水産のまちの礎を築きました。

水産のまち誕生の背景には、良かれ悪かれ異文化の交流が深く関わっていました。異文化を理解し、交流を重ねることの重要性を継承するため、標津神社をはじめとする標津キラリ遺産を通じて、標津川以北の地域における開拓の原点となった標津市街地の誕生と発展の歩みを広く発信していきます。

#### イ 構成文化財と保存・活用の課題・方針

##### ■ 構成文化財

名称	指定区分	類型
文政の鰯口	町	工芸品
天保の石燈籠	町	歴史資料
松鶴図絵馬	町	歴史資料
旧国泰寺香炉	町	工芸品
会津藩士の墓	町	歴史資料
御陣屋御造営日記	町	古文書
釈迦涅槃図・千紫万紅図	町	絵画
明治の石燈籠	町	歴史資料
標津神社の四爪鉄錨	町	有形の民俗文化財
戸長桜	町	天然記念物
又十刻印入漆塗り重箱	未指定	工芸品
会津藩頭彰碑	未指定	歴史資料
矢島家資料アイヌ語日本語対照表	未指定	古文書
現代に生きるアイヌ民具（マキリ・アバリ等）	未指定	有形の民俗文化財
矢島家由来アイヌ民俗資料群	未指定	有形の民俗文化財
標津神社祭	未指定	無形の民俗文化財
鮭とばの製法	未指定	無形の民俗文化財
山漬けの製法	未指定	無形の民俗文化財
鮭飯寿司の製法	未指定	無形の民俗文化財
いくらの製法	未指定	無形の民俗文化財
いくら	未指定	無形の民俗文化財
鮭とば	未指定	無形の民俗文化財
鮭山漬け	未指定	無形の民俗文化財
鮭飯寿司	未指定	無形の民俗文化財
標津神社	未指定	遺跡
漁業の姿	未指定	文化的景観

### ●標津神社や龍雲寺の標津キラリ遺産を活かした本町の歴史文化の保存・活用推進

標津地区の小中学校では、地域の産業の現場を知る社会科見学が既に行われていますが、その産業を基盤に形成された町の歴史はあまり知られていません。同様に、本町を紹介する場面でも、本町の歴史文化の魅力は十分に活用されておらず、その魅力を伝えられる人材も不足しています。また、龍雲寺所蔵の千紫万紅図などの絵画や標津神社所蔵の明治の石燈籠など、本町の歴史文化を証明する標津キラリ遺産の中には、劣化が進行しているものもあります。

本町の歴史について子どもたちが理解を深めるために、標津地区の小中学校のふるさと教育において標津キラリ遺産を活かしたカリキュラムを造成し、地域の歴史文化に理解ある人材の育成を図ります。また歴史文化を活かした標津町内まちあるき観光プログラムを造成し、本町の歴史を広く一般に向けて伝えていきます。劣化が進行している龍雲寺と標津神社が所蔵する標津キラリ遺産については、未来に継承するため、レプリカ制作や保存処理等により保存を図ります。

### ●鮭漁の姿・鮭の食文化を活かした標津町の魅力向上

本町の鮭漁や鮭の食文化は、歴史的な歩みを経ていまに続く産業・暮らしの姿です。しかし本町の歴史文化の魅力が十分に理解されていないため、鮭漁や鮭の食文化の魅力も半減した状態で認識されています。

現在に定着した鮭漁の姿や鮭の食文化の歴史的背景への理解を深められるよう、既存の鮭漁の現場見学や鮭の食文化継承のプログラムによりストーリー性を持たせ、継続させていきます。また歴史文化にちなんだ商品開発による標津中心地の魅力向上を図ります。

### ●ポー川史跡自然公園収蔵品を活かした町内歴史文化の発信

標津地区の歴史文化は魅力的なものですが、標津市街地の姿は大きく改変されており、その魅力を感じにくくなっています。

標津市街地の歴史文化を伝えるため、本町にまつわる収蔵品を活用し、標津地区の学校での教育やまちあるき観光プログラムの充実を図ります。

## ウ 保存・活用に関する措置

No.	事業名 / 事業概要	取組主体	財源	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
3-1	<b>標津まちあるき学推進事業</b> 民間団体主導で標津地区でのまちあるきイベント機会等を通じ、標津キラリ遺産候補を把握する。	行政 団体	民間										恒常
3-2	<b>標津地区歴史文化教育カリキュラム構築事業</b> 標津小学校、標津中学校と連携し、教育カリキュラムの中で歴史文化への学びを深める仕組みを構築する。	行政 学校	行政										恒常
3-3	<b>ふるさと高校生ガイド養成事業</b> 標津高校と連携し、標津キラリ遺産の価値を伝える高校生ガイドを育成する。	行政 学校	行政										恒常
3-4	<b>龍雲寺標津キラリ遺産保存事業</b> 龍雲寺が所蔵する「千紫万紅図」「釈迦涅槃図」等指定文化財を保存するため、レプリカを製作するなど適切な保存処理を施す。	行政 団体	道・町										
3-5	<b>標津神社標津キラリ遺産保存事業</b> 標津神社が所蔵する「明治の石燈籠」等指定文化財を保存するため、適切な保存処理を施す。	行政 団体	道・町										
3-6	<b>水産のまち魅力創出事業</b> ストーリーを象徴する地域生産品を活かした食のメニュー開発と提供を通じて、生産品から標津キラリ遺産の魅力を伝える仕組みを構築する。	団体	民間										
3-7	<b>水産のまちガイドプログラム構築事業</b> 既存の観光ガイドプログラムや食資源をストーリーで関連付け、水産のまちの歴史文化を伝えるガイドプログラムを構築する。	団体	民間										恒常
3-8	<b>水産のまち関連資料展示公開</b> ポー川史跡自然公園収蔵品を活用した展示等の手法により、水産のまちに関する標津キラリ遺産の魅力をよりわかりやすく伝える。	行政 団体	民間										恒常

関連文化財群 3 「水産のまち誕生・発展の道程」



#### (4) 関連文化財群4「開拓精神が生み出した新たな産業文化の道程」

##### ア 関連文化財群のストーリー

明治時代の缶詰技術導入は、標津の水産業を発展させる一方で、天然資源の鮭の減少を招きました。この鮭が獲れなくなった時代、人々は新たな産業を生み出すため、試行錯誤を繰り返します。この時誕生した産業の1つに酪農があります。入殖者は厳しい自然条件に果敢に挑み、ついに広大な根釧台地開拓に成功したのです。

未開の原野であった広大な根釧台地は、わずか100年で開拓されました。その原動力となったのは入殖者の開拓精神です。新たな産業を切り拓く挑戦の心を継承するため、「根釧台地の酪農建造物群」をはじめ、内陸部の暮らしの歩みを伝える標津キラリ遺産の価値を守り、広く発信していきます。

##### イ 構成文化財と保存・活用の課題・方針

###### ■構成文化財

名称	指定区分	類型
旧川北教育所の山桜	町	天然記念物
旧川北運動場の山桜	町	天然記念物
川北神社のアカマツ	町	天然記念物
合田商店史	未指定	古文書
乳製品	未指定	無形の民俗文化財
川北神社祭	未指定	無形の民俗文化財
仮装盆踊りの文化	未指定	無形の民俗文化財
川北乙基線から見える武佐岳の山並み	未指定	文化的景観
牧草ロールの風景	未指定	文化的景観
根釧台地の酪農景観	未指定	文化的景観
格子状防風林	未指定	文化的景観

###### ●格子状防風林ほか文化財群が織りなす酪農景観の保存・活用の推進

酪農地帯は北海道東部から北部にかけて広く分布していますが、鮭漁の盛衰を背景に形成された酪農地帯は根室地域に限られます。しかし現在の酪農地帯の歴史的背景は十分に認知されていません。

そこで内陸部の歴史文化への理解を深めるため、川北地区の学校カリキュラムの中で標津キラリ遺産の価値に触れるプログラムを創出します。また広域に広がる酪農地帯の景観を活用するため、観光協会によるサイクリングルート設定等により、効果的なまちあるき活用法を検討します。

###### ●文化財群が伝える開拓精神継承と発展の推進

内陸部集落の発展は、新たな挑戦を重ねた歴史の象徴でもありますが、その歴史を伝えることのできる方は少ない状況にあります。

開拓精神を次世代に継承していくために、標津キラリ遺産が伝える歴史文化を通じて、開拓精神を伝えるガイド人材育成や、民間主導で新たな標津キラリ遺産候補を調査するまちあるきプログラムを創出します。

ウ 保存・活用に関する措置

No.	事業名 / 事業概要	取組主体	財源	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
4-1	<b>川北地区観光まちあるきプログラム構築事業</b> 民間団体主導で川北地区でのまちあるきイベント機会等を通じ、標津キラリ遺産候補を把握する。	行政 団体	民間										
4-2	<b>川北地区歴史文化教育カリキュラム構築事業</b> 川北小学校、川北中学校と連携し、教育カリキュラムの中で歴史文化への学びを深める仕組みを構築する。	行政 学校	行政										
4-3	<b>川北地区まちめぐり環境整備事業</b> 広域に及ぶ川北地区のまちめぐりを円滑に行えるよう、サイクリングコースの設定など、必要な整備を行う。	団体	民間										
4-4	<b>川北地区まちめぐりガイド育成事業</b> 川北地区の標津キラリ遺産を活かして開拓精神を伝えるガイドを育成する。	行政 団体	民間										

関連文化財群 4 「開拓精神が生み出した新たな産業文化の道程」



第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

第8章

## (5) 関連文化財群5「海と山を結び暮らしを支えた根釧台地への道程」

### ア 関連文化財群のストーリー

鮭が獲れなくなった時代、人々は新たな産業確立を目指し、広大な根釧台地内陸の開拓を目指しました。この時、開拓の起点となった海岸部のまちから内陸部をつなぐ、交通路が整備されます。明治時代の駅通制から、昭和の殖民軌道、そして国鉄標津線へと、人々と物資を運ぶ交通網は順次発展していったのです。

根釧台地内陸開拓を支えた交通網は、海岸部と内陸部をつなぐ「道」として重要な役割を果たしていきました。産業文化を異にする海側、山側それぞれの集落は、「旧根室標津駅転車台」や「標津線線路跡」によって結ばれ、共に発展してきた歩みを継承するため、根釧台地内陸交通にまつわる文化財群の価値を守り、海と山の文化をつないだ歴史文化を広く発信していきます。

### イ 構成文化財と保存・活用の課題・方針

#### ■構成文化財

名称	指定区分	類型
旧根室標津駅転車台	町	史跡
旧古多糠駅通所跡のアカマツ・スギ	町	天然記念物
旧根室標津駅日通倉庫	未指定	建造物
旧標津線 C11 型蒸気機関車車両	未指定	歴史資料
旧標津線キハディーゼル車両	未指定	歴史資料
殖民軌道線路跡	未指定	遺跡
旧標津線線路跡	未指定	遺跡

#### ●旧根室標津駅転車台の整備と保存・活用の推進

旧根室標津駅転車台は、海と山とをつないだ内陸交通遺産の象徴的な標津キラリ遺産です。しかし鉄道が廃線となったことで、その歴史文化を知る人は次第に減っていくことが懸念されます。

地域の成り立ちを後世に伝えていくため、内陸交通遺産の象徴として旧根室標津駅転車台とその周辺を整備し、転車台周辺でのSL動態保存を維持していくための、保存活用計画を作成します。また関連する交通遺産資料の有効活用も含め、鉄道遺産の効果的公開活用を進めます。

## ● 甲基線・乙基線を活かした開拓の道歴史文化伝承の推進

本町に点在する駅通所跡や、殖民区画に沿って整備された開拓道路甲基線・乙基線は、旧標津線関連の交通遺産と共に、海側の標津地区と、山側の川北地区とをつないだ交通網ですが、この歴史を知る人は限られています。

この歴史的価値への理解を深めるため、パンフレット等のツールを整備し、各種社会教育事業と連携させた効果的普及啓発を推進します。また異なる産業文化を基盤とする標津地区と川北地区が、同じルーツを持つことへの理解を深めるため、内陸交通遺産の歴史的価値にちなんで、標津地区・川北地区交流プログラムを創出します。

### ウ 保存・活用に関する措置

No.	事業名 / 事業概要	取組主体	財源	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
5-1	<b>旧根室標津駅転車台保存・活用検討事業</b> 町指定史跡旧根室標津駅転車台の保存・活用に向けた課題と方針を整理し、保存活用計画を作成する。	行政 団体 専門機関	町										
5-2	<b>標津線関連標津キラリ遺産公開事業</b> 旧標津線の関連資料を展示公開する。	行政 団体	町										恒常
5-3	<b>町内交通遺産価値発信事業</b> 旧標津線関連資産や駅通制時代の文化財の価値を発信するため、パンフレット等の情報発信ツールを作成する。	行政 団体	町 民間										
5-4	<b>交通遺産フットパス事業</b> 標津地区と川北地区を結ぶ標津線線路跡をはじめとした交通遺産を歩くイベントを実施し、両地区の交流機会を創出する。	団体	民間										恒常

関連文化財群 5 「海と山を結び暮らしを支えた根釧台地への道程」



1 旧根室標津駅転車台



2 旧標津線キハディーゼル車両



3 旧標津線線路跡



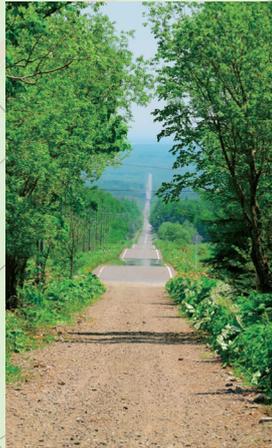
3 旧標津線線路跡



4 旧根室標津駅関連史料群



5 旧古多糠駅通所のアカマツ・スギ



6 乙基線(天空への道)

## 第7章 標津キラリ遺産保存・活用の推進体制

### 1 標津キラリ遺産の保存・活用を支える取組と体制

第3章で概要に触れた標津キラリ遺産について、その保存・活用の課題を整理するうえで、現在の標津キラリ遺産を支える体制について確認しておきます。本町では、行政のほか、町民団体などにより、標津キラリ遺産の保存・活用に関わる活動が行われています。

#### (1) 行政の取組

本町では昭和45(1970)年に標津町文化財保護条例を制定し、文化財調査委員会が設置され、行政事務の一環としての指定等文化財を保護する取組が始まりました。また昭和52(1977)年の文化庁主催の広域遺跡保存対策調査研究事業を契機に教育委員会に専門職員が配置され、標津遺跡群と標津湿原を中心に、指定等文化財の保存・活用の取組が、現在まで進められています。

昭和55(1980)年に開園したポー川史跡自然公園は、標津遺跡群・標津湿原を一体的に保存・公開すると共に、標津キラリ遺産の情報発信施設として、本町の標津キラリ遺産の保存・活用をけん引する拠点施設となっています。

ほか標津町農林課では森林組合等と連携し、他地域の文化財を支えるための取組も進められています。令和4(2022)年から本格的に始まったノリウツギ採取事業は、国の選定保存技術である奈良県吉野町の表具用手漉和紙(宇陀紙)製作に必要な糊の原料として活かすためのものです。宇陀紙は掛軸などの文化財修復に欠かせない和紙で、その製作にはノリウツギから抽出される糊が欠かせません。



写真21 ノリウツギ

#### (2) 専門機関等の取組

標津キラリ遺産に関しては、これまでに専門機関等の取組の事例があります。同志社女子大学は、平成27(2015)年度から町教委と協定を結び、地域の歴史文化をテーマとした聞き取り調査を行っています。また北海道大学考古学研究室は、平成30(2018)年以来、毎年本町で行う発掘調査の際、学生数名の派遣に協力頂いています。このほか、根室市歴史と自然の資料館、別海町郷土資料館、羅臼町郷土資料館は、平成29(2017)年度から本町と連携して日本遺産推進の取組を行っています。

### (3) 町内の学校の取組

標津キラリ遺産に関する学校の取組には、北海道立標津高等学校による、天然記念物標津湿原での侵入樹木除去作業など保全活動があります。このほか、町内小中学校においては、ふるさと学習の一環として、漁業体験、酪農体験等の授業が行われており、標津キラリ遺産の一端に触れる機会が創出されています。

### (4) 地域団体の取組

#### 1) 歴史・産業にまつわる標津キラリ遺産の保存・活用の取組

昭和 53 (1978) 年に設立された「標津町郷土史研究会」の活動が始まりで、これによって有形文化財や遺跡の町指定が進みましたが、会員の高齢化等によって平成 4 (1992) 年頃に会の活動は終了しました。

平成 14 (2002) 年に、町民による「標津町観光ガイド協会」が設立され、当初は主に新巻づくり体験や鮭の水揚げ見学などのプログラムを通じ、地域産業にまつわる文化遺産普及啓発の取組を進めていましたが、平成 22 (2010) 年からは標津遺跡群・標津湿原のガイドなど、多様な活動に取り組んでいます。

平成 23 (2011) 年に、江戸時代末期の会津藩にまつわる標津キラリ遺産を対象とした調査研究団体「標津町歴史文化研究会」が設立され、町指定文化財「会津藩士の墓」の整備や、歴史的背景についての調査研究、普及啓発が進められました。その活動を通して、会津若松市をはじめ、全国の会津藩にまつわる団体とのつながりが生まれています。

平成 28 (2016) 年に、「標津転車台保存会」が設立され、町指定文化財「旧根室標津駅転車台」の整備が行われ、以前文化ホール前に置かれていた SL C11 224 を転車台の場所に移設するなど、各種普及啓発の取組が行われています。



写真 22 鮭の荷揚げ見学



写真 23 ガイドの様子



写真 24 会津藩士の墓

令和4（2022）年から、標津町観光協会が中心となり、標津キラリ遺産を手掛かりに標津中心地を歩く、「まちあるきプログラム」の調査研究が進められています。

## 2) 自然環境や景観にまつわる標津キラリ遺産の保存・活用の取組

平成21（2009）年に、「標津町ポー川史跡自然公園外来生物対策会」が設立され、標津湿原などで外来種セイヨウオオマルハナバチやウチダザリガニの防除活動を継続的に実施しています。

平成27（2015）年に、「標津の森を守る会」が設立され、標津遺跡群伊茶仁カリカリウス遺跡での安全対策のため、密生したアカエゾマツ林の枝払いや、林床のササ刈を行って見通し良くし、不意のヒグマとの遭遇を避けるための対策を進めています。

平成28（2016）年に、「標津野の植物の会」が設立され、本町市街地周辺や野付半島を中心に希少植物の分布調査を行っています。

## (5) 個人による標津キラリ遺産の保存・活用の取組

本町では、個人でも地域の歴史文化を記録する取組が行われています。その1つが昭和初期からのまちの姿を写真に収める取組です。昭和40（1965）年代以前に個人で写真機を所有する人はまだ少なかったため、往時のまちなみや建物の様子を知り、現在のまちなみと比較しながら歩くまちあるきの催し等を開催する上で貴重な資料となっています。

また昔の暮らしの中で使用された道具を収集している方もおり、その中には北方領土から引き揚げた際に島から持ち帰ったものもあり、引揚者が高齢化する中、そのエピソードの込められた品は、語り部の催し等で活用できる重要な資料となっています。

## 2 計画の推進体制

本計画第5・6章に記した標津キラリ遺産の保存・活用の措置を、標津町教育委員会ポー川史跡自然公園を中心に庁内関係部局や関係機関と連携して進めます。

また日本遺産事業については、本町を含む根室管内4市町のシリアル型認定であることから、認定自治体や各市町の関係機関・団体と共同して取り組みます。

なお事業実施にあたり、保存・活用のさらなる多様化が進むことが予想されます。多様化する事業の主管課の役割や組織体制のあり方については、適宜見直しを重ねながら体制を維持していきます。

## 行政

### 標津町教育委員会

#### 生涯学習課

・業務内容：社会教育施設全般の管理、文化財の保存と活用、日本遺産関連事業など

#### ポー川史跡自然公園

・業務内容：史跡標津遺跡群・天然記念物標津湿原の公開活用  
 ・職員3名（うち学芸員2名：管理職（埋蔵文化財担当）1名、植物担当学芸員1名）

#### 管理課

・業務内容：教育施設・学校全般の管理、文化財関係事務補助

### 首長部局

#### 企画政策課

・業務内容：各種補助制度の申請窓口、広報発行、ふるさと納税等に関すること

#### 住民生活課

・業務内容：地域防災に関すること、その他戸籍等住民サービス全般

#### 商工観光課

・業務内容：商業、観光の振興に関すること

#### 農林課

・業務内容：農地、森林、自然環境、ヒグマ対策に関すること

#### 水産課

・業務内容：水産業の振興に関すること

#### 建設水道課

・業務内容：公共工事設計・入札、町道管理、普通河川管理等に関すること

## 専門機関

### 標津サーモン科学館

・業務内容：サケ科魚類を中心とした水族館の運営、日本遺産の情報発信、町内を中心とした魚類調査研究など

## 専門機関（文化財関係委員会）

### 標津町文化財調査委員会

・審議事項：標津町の文化財行政、町指定文化財の指定について  
 ・委員の職名：委員長1名、副委員長1名、委員3名  
 ・委員の属性：NPO代表、サーモン科学館、元郷土史研究会、アイヌ協会、町内会

### 標津町文化財保存活用検討委員会

・審議事項：標津町の文化財全般の保存・活用について

### 標津遺跡群・天然記念物標津湿原活用整備委員会

・審議事項：史跡・天然記念物を中心とした町内文化財の保存、活用、整備に関する専門的事項について  
 ・委員の職名：委員長等を設けず委員3名  
 ・委員の属性：史跡、天然記念物、考古・民俗

## 教育機関

### 標津町立標津小学校

- ・業務内容：標津、伊茶仁、忠類、薫別、茶志骨各地区の小学生受入校

### 標津町立標津中学校

- ・業務内容：標津、伊茶仁、忠類、薫別、茶志骨各地区の中学生受入校

### 標津町立川北小学校

- ・業務内容：川北、北標津、古多糠各地区の小学生受入校

### 標津町立川北中学校

- ・業務内容：川北、北標津、古多糠各地区の中学生受入校

### 北海道立標津高等学校

- ・業務内容：主に標津町、中標津町、羅臼町域からの高校生受入校

## 地域団体等

### NPO 法人自然・文化遺産保存活用ネット

- ・業務内容：文化財周辺の草刈り等整備

### NPO 法人野付・エコネットワーク

- ・業務内容：野付半島での鳥類をはじめ自然環境保護活動等

### 標津町観光ガイド協会

- ・業務内容：ポー川史跡自然公園内を含む町内でのガイドツアー受入れ

### 標津転車台保存会

- ・業務内容：町指定文化財旧根室標津駅転車台がある SL ひろばの整備、活用

### ポー川史跡自然公園外来生物対策会

- ・業務内容：町内でのセイヨウオオマルハナバチやウチダザリガニ等の防除活動

### 標津の森を守る会

- ・業務内容：史跡標津遺跡群指定地内の森林保全のための環境整備

### 標津町歴史文化研究会

- ・業務内容：幕末会津藩北方警備を中心とした歴史の調査研究、会津藩士の墓周辺の環境整備等

### 標津アイヌ協会

- ・業務内容：町内アイヌ関係遺跡の先祖供養、アイヌ刺繍の普及啓発等

## 都道府県や域外の関係機関等

### 北海道教育庁生涯学習推進局文化財・博物館課

・業務内容：北海道内の文化財の指定、埋蔵文化財の取り扱いなど

### 北海道環境生活部文化局文化振興課

・業務内容：縄文世界遺産に関する事、文化財の活用に関する事

### 根室市歴史と自然の資料館

・業務内容：根室市内の文化財の保存・活用に関する事

### 別海町郷土資料館

・業務内容：別海町内の文化財の保存・活用に関する事

### 羅臼町郷土資料館

・業務内容：羅臼町内の文化財の保存・活用に関する事

### 中標津町社会教育課学芸係

・業務内容：中標津町内の文化財の保存・活用に関する事

### 鮭の聖地メナシネットワーク

・業務内容：日本遺産の保存・活用に関する事

## 3 標津キラリ遺産を保存・活用するための体制整備の方策

### (1) 官民協働による保存と活用推進に向けて

#### 1) 官民協働の現状と課題

#### ○標津町のまちづくりの基本姿勢

本町の置かれている状況は、これまでの懸命な取組をしても、なお、産業経済や生活環境、若者定住、少子高齢化などといった多くの課題に直面しており、特に歯止めの利かない人口減少が大きな課題となっています。また、水産業の秋サケ漁の不振や、飼料高騰による酪農業への影響など、基幹産業の持続可能性にも不安が絶えない状況にあります。

こうした危機感に立ち向かうべく、平成23(2011)年度に策定された本町のまちづくり計画である、「ふるさと新生プラン・ステップⅡ」では、自分たちの地域は自分たちの責任と行動で創り上げるといふ、協創(ともに考え)と協働(ともに汗する)による町民主体のまちづくりを基本とした「町民が主人公」のまちづくりを目指し、各種戦略プランが示されました。

第5章「標津キラリ遺産保存・活用の基本理念と方針」において記載したように、「史跡標津遺跡群・天然記念物標津湿原を核に、標津キラリ遺産群の価値をつなげた一体的な保存・活用を実現できる官民協働体制の充実」が、協創と協働による町民主体のまちづくりの考え方の

下での、本町の標津キラリ遺産の保存・活用のあり方といえます。

#### ○標津キラリ遺産の効果的な保存・活用のための行政システムの改善

本町の行政システムは、いわゆる縦割りの行政組織であり、従来の文化財行政は文化財担当部局のみの対応に留まっていました。そのため、本来多面的な価値を有する標津キラリ遺産を通じた、多様な保存・活用への展開が不十分であったことは否めません。

標津キラリ遺産の多様な保存・活用を図るには、行政内他部局の施策も含めた総合的实施を目的とした部局横断の連絡体制を設ける必要があります。また行政のみならず、町民や学校との協働体制を促す仕組みづくりも重要です。

#### ○行政内連絡組織設置の課題

多様な標津キラリ遺産の保存・活用を図るため、部局横断の連絡組織を設けたとしても、実効性の無い体制であっては無駄な会議を増やすだけで終わってしまいます。連絡体制をかたちだけでない、実効性あるものにするには、各部局の業務と標津キラリ遺産との関わりの明確化や、各部局業務の質を高める標津キラリ遺産の保存・活用法を例示し、自分事として標津キラリ遺産の保存・活用を捉えていける環境づくりが大切です。

#### 2) 官民協創・協働で取り組む標津キラリ遺産の保存・活用の基本姿勢

行政だけでなく、町民や学校も含めた官民協働で標津キラリ遺産の保存・活用に取り組むには、その意義・意味について地域全体で共有されることが重要です。

標津キラリ遺産はいまある地域形成の歩みを伝える証拠であり、地域の潜在的アイデンティティを象徴するものです。地域のコミュニティを維持し、持続可能なまちづくりを目指す上で、標津キラリ遺産の保存・活用は重要な役割を果たすといえます。このような意義・意味を共有しながら、標津キラリ遺産の保存・活用に取り組むことを基本姿勢とします。

#### 3) 役割分担・相互補完による取組の推進

官民協働による標津キラリ遺産の保存・活用を進めるには、標津キラリ遺産に関わる多様な関係者がそれぞれの立場・役割を活かし、相互に補完し合いながら取り組むことが求められます。

#### ○行政の役割

標津キラリ遺産の保存・活用を進める中で、文化財の指定等や保存・活用に関する施策、基盤となる施設については、行政が主体となって整備する必要があります。

標津キラリ遺産の保存・活用施策の実施にあたっては、標津キラリ遺産の多面的価値に応じ

て総合的な施策を立てることが重要です。従来の縦割りのな役割分担のほかに、横断的な連絡体制を設けるなど、効率の良い企画立案・施策推進のための連絡調整の場が求められます。

また官民協創・協働による標津キラリ遺産の保存・活用を進めるには、地域の歴史文化を活かすことによる地域の将来像と、その実現に向けた課題を示し、町民による課題解決に向けた主体的取組をコーディネートする役割を果たす存在が重要です。この役割は、当面、行政が担う必要がありますが、より多様化する標津キラリ遺産の保存・活用に対応するためにも、いずれは地域に担い手を育成することが求められます。その際、人口減少が進むことで地域内からコーディネーター人材を育成することが困難な場合は、地域外から人材を呼び込む施策も重要です。

さらには人口減少により縮小する町財政を支えるためにも、ふるさと納税を活かし、地域外の支援者による財源確保も重要です。

こうした地域外から本町を支えてくれる関係人口を創出するためにも、歴史文化を活かした地域のブランド力向上施策を積極的に進めることが求められます。

#### ○町民の役割

地域に眠る未発見の標津キラリ遺産の把握や日々の保存管理には、地域団体や学校など、広い意味での町民との協働が不可欠です。特に持続可能な標津キラリ遺産の保存・活用を進める上では、子育て中の現役世代への情報発信や将来の担い手育成などに、学校の役割が重要となります。しかし本町の学校に配置される教職員は、町外出身の若い世代が多く、標津キラリ遺産を十分に活かすには知識と経験が不足しています。コミュニティスクールの枠組みを活かしながら、地域の個人・団体が、標津キラリ遺産に関する学校での子供たちの学びを支えることが求められます。

#### ○企業の役割

企業も本町まちづくりの担い手の一員として、企業活動を通じて標津キラリ遺産の保存・活用に貢献することが重要です。特に元々「観光地」ではなかった本町で観光振興を図るには、歴史文化に根差した持続可能な観光を確立させることが必要です。そのためにも、標津キラリ遺産に関する情報発信や、社会貢献としての標津キラリ遺産の周辺整備など、観光に携わる企業の積極的な標津キラリ遺産の保存・活用の取組が求められます。その際、標津キラリ遺産の保存・活用に企業が関わることで、単に本町の観光振興だけでなく、企業自体のブランド力向上にもつながることが期待されます。

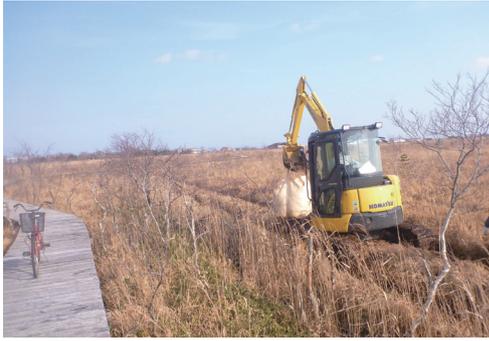


写真 25  
地元企業の地域貢献による湿原保全  
のための排水溝埋め立て作業



写真 26  
鮭の聖地メナシネットワーク  
設立総会

#### ○ NPO 等の役割

現在、本町には標津キラリ遺産の保存・活用を主な目的に掲げる団体（NPO 法人自然・文化遺産保存活用ネット）と、自然環境保護を主な目的に掲げる団体（NPO 法人野付・エコネットワーク）の計 2 つの NPO 団体が存在します。こうした団体は、目的を持って活動する組織として、個人やサークル等以上に重要な役割を果たす存在です。特に行政の標津キラリ遺産の保存・活用の取組は予算に縛られ機動性に欠けるため、それを補完し、行政と共に標津キラリ遺産の保存・活用の担い手として活動することが期待されます。またクラウドファンディング等、寄付金による資金調達の受け皿となり、標津キラリ遺産の保存・活用を推進する民間独自の財源確保も期待されます。

NPO 団体のほか、標津キラリ遺産の保存・活用に関わる団体として日本遺産の取組を推進する鮭の聖地メナシネットワークが存在します。この団体は根室管内の認定市町広域の協議会であることから、認定市町と連携した標津キラリ遺産の保存・活用を進める上で重要です。

#### 4) 官民協創・協働の体制づくり

##### ○ 標津キラリ遺産の保存・活用の場面に応じた施策推進機会の設定

標津キラリ遺産の保存・活用の場面は、大きくは「発見」「調査・研究」「計画」「実行」「維持管理」の 5 つに分けられます。またそれぞれの場面に応じて、共通のまちづくりの将来像の下、多様な町民が、それぞれ主体的に活動を推進していくには、関係者同士が相互に取組や課題を共有するための以下の機会を設けることが重要です。

標津キラリ遺産 保存・活用の諸場面	A 情報共有機会	B 町民主体の 活動継続機会	C 民間レベルの 熟議を行う機会	D 標津キラリ遺産政策 立案・実行への町民 参加機会
①「発見」	○		○	
②「調査・研究」	○		○	
③「計画」	○	○	○	○
④「実行」	○	○		○
⑤「維持管理」	○	○		○

### A. 情報共有機会

行政が進める施策の進捗を町民が知ることは、町民の主体的活動を促す上で重要であり、以下の点を考慮した機会創出を図ります。

- ・広報誌や新聞地方面への記事掲載依頼、インターネット、SNS等、各世代が好む各種メディアを通じた情報公開の充実を図っていく。
- ・情報公開にあたっては、標津キラリ遺産中心の情報だけでなく、例えば給食や観光、社会教育行事など、他分野の施策においても標津キラリ遺産を関連付け、多様な情報公開を検討する。
- ・インターネットやSNSの活用になじめない高齢者中心の町民団体の活動も広く共有できるよう、行政が情報公開のプラットフォームを担う環境づくりに努める。

### B. 町民主体の活動継続機会

標津キラリ遺産の多面的な価値を活かすには、町民団体等による主体的活動が不可欠なことから、その活動を持続可能なものとするための機会創出を図ります。

- ・行政の相談窓口を明確化し、必要に応じて技術指導や資金調達方法等のアドバイスを行える環境づくりに努める。
- ・個々の標津キラリ遺産に対する制限事項等を誰もが理解できるよう整理し、町民自らが保存・活用のアイデアを創出できるよう、特に活用機会が多い指定文化財について、個別の文化財保存活用計画を作成する。

### C. 民間レベルの熟議を行う機会

町民団体それぞれが互いに研鑽し、より質の高い標津キラリ遺産の保存・活用の推進を促すため、民間レベルでの熟議の機会創出を図ります。

- ・普段から標津キラリ遺産の保存・活用に関わりのある町民や、標津キラリ遺産に関心のある町民を集めたワークショップを定期的実施し、標津キラリ遺産の保存・活用に関する多様なアイデアや課題を、町民相互で共有する機会を設ける。

- ・町民主体の質の高い活動を促すため、外部有識者や実践者を招いてのセミナー等を定期的  
開催する。

#### D. 標津キラリ遺産政策立案・実行への町民参加機会

標津キラリ遺産政策の立案や行政による保存・活用施策の実行に対し、町民の意見が反映されるための機会創出を図ります。

- ・文化財調査委員会、文化財保存活用検討委員会など、町民が委員として出席する会議を定期的  
に開催し、標津キラリ遺産政策の現状と課題を共有すると共に、標津キラリ遺産政策を改  
善、評価する場を設ける。

#### ○標津キラリ遺産保存・活用支援団体の担い手育成

標津キラリ遺産の多面的な価値を活かす取組の幅を広げるには、その価値を理解した上で、  
保存・活用のための課題把握から計画、実行までを責任持って担える団体の存在が重要です。  
現状、本町にはそこまでの責任を負えるだけの団体は存在しませんが、その担い手を育成する  
ためにも、個々の標津キラリ遺産の保存活用計画を、候補団体と協働で定めていくことが求め  
られます。

## 第8章 標津キラリ遺産の防災・防犯について

### 1 標津キラリ遺産の防災・防犯に関する課題

#### (1) 防災の現状と課題

令和4（2022）年3月改定の「標津町地域防災計画」では、本町で想定される災害として、風水害、雪害・凍害、冷害、地震・津波災害、大事故等による災害等が示されています。これら各種災害に対し、標津キラリ遺産を所管する教育委員会では、標津キラリ遺産の災害予防のための防災思想の普及や防災力強化等の徹底を図り、災害応急対策のために標津キラリ遺産の損失・損傷防護措置や二次災害防止措置、復旧措置を講ずることとしています。これを踏まえ、本町では町管理の標津キラリ遺産のうち、公園として整備公開されている国指定史跡・天然記念物については防火管理計画において災害時の役割分担を定め、毎年関係者で机上訓練や、消防設備点検の機会に合わせて機器使用方法の確認を行っています。またその他の町有標津キラリ遺産についても、担当者が定期的に確認し、防災上のリスク管理を行っています。民有の標津キラリ遺産については、毎年1回現地確認を行い、所有者に対し文化財防災思想の普及啓発に努めています。

近年、全国各地で火災被害や地震・大雨等による被害が頻発している状況にあり、本町も千島海溝沿い巨大地震の被害想定区域内に位置し、またこれまでの遺跡発掘調査でも、過去数千年周期で大規模な地震が起きた痕跡を確認していることから、巨大地震の発生は近い将来必ず起こるものとして、予防策を講じる必要があります。

#### (2) 防犯の現状と課題

本町の動産指定文化財は、町有のものは標津町ポー川史跡自然公園内の歴史民俗資料館に、民有のものは各所有者が管理しています。本町での盗難事件の事例は、指定文化財ではありませんが、平成6（1994）年度に標津町歴史民俗資料館内の展示物盗難事件があり、この事件を契機に同館に防犯カメラが設置されています。しかし設置された防犯カメラも古くなっており、更新が必要な時期にあります。また、現在までに事例はありませんが、天然記念物標津湿原には高山系植物をはじめ希少植物が自生しているため、これらの盗難も懸念されます。

### 2 標津キラリ遺産の防災・防犯に関する方針

#### (1) 防災の方針

町有、民有に関わらず、標津キラリ遺産の総合的防災対策やその体制を明確化するため、標

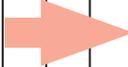
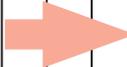
津キラリ遺産の防災対策について本町の防災計画への明記や、庁内関係課で情報共有できる仕組みを構築します。また文化庁が定めた「国宝・重要文化財（建造物）等の防火対策ガイドライン」および「国宝・重要文化財（美術工芸品）を保管する博物館等の防火対策ガイドライン」を参考としながら、「文化財危機管理マニュアル」を新たに作成し、防災対策・体制の明確化を目指します。その際、町指定文化財や未指定文化財について万全な防災対策を図れるよう、これらに非常事態が発生した場合に、北海道を通じて「文化財防災センター」へレスキュー要請することをマニュアルに盛り込みます。

## （2）防犯の方針

標津キラリ遺産を盗難や毀損等から守るため、文化庁が平成 27（2015）年 4 月に通知した「文化財の防犯対策について」に基づき、定期的な見回りを実施すると共に、指定文化財所有者者に対しても防犯思想の普及啓発に努めます。また、本町が管理者である指定有形文化財等については、盗難防止のため、管理施設に既設の老朽化した防犯カメラについて、更新を行います。

## 3 標津キラリ遺産の防災・防犯に関する措置

前節に整理した課題を踏まえ、防災・防犯に関する措置を以下のとおり示します。

No.	事業名 / 事業概要	取組主体	財源	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
<b>防災に関する措置</b>													
1	<b>町防災総合推進事業</b> 町の防災計画で標津キラリ遺産の防災対策を明記し、町全体で標津キラリ遺産の防災について継続的に検討する。	行政	町										恒常
2	<b>指定文化財危機管理マニュアル作成事業</b> 町内会等が所有する指定文化財の防災対応マニュアルを作成する。	行政	町										恒常
3	<b>標津キラリ遺産 GIS 構築事業</b> 主に不動産文化財を対象に、地図上に落とし込み、庁内関係課で情報共有できる仕組みを構築する。	行政	町										
<b>防犯に関する措置</b>													
1	<b>標津キラリ遺産パトロール</b> 指定文化財について定期的に見回りを行う。	行政 団体	町・道										恒常
2	<b>標津キラリ遺産防犯カメラ整備</b> 指定有形文化財の管理施設の防犯カメラを更新する。	行政	町										

# 卷末資料

## 1 既存の調査

No.	調査内容	調査年	( 関連情報 報告書等 )	文化財分類																	
				有形文化財		無形文化財		民俗文化財		記念物		伝統的建造物群 文化的景観	埋蔵文化財	文化財の保存技術	その他の周辺環境						
				建造物	美術工芸品	演劇	音楽	工芸技術	無形の民俗文化財	有形の民俗文化財	史跡					名勝	天然記念物				
1	民俗資料緊急調査	S37 ~ S39	文化庁実施								●	●									
2	三本木遺跡試掘調査	S38	北構保男 1992 「標津町三本木オホーツク遺跡試掘調査概報」『しべつの自然・歴史・文化』1										●								
3	町内遺跡分布調査	S38																			●
4	標津川湿原分布調査	S38													●						
5	標津町史第一巻編纂調査	S40 ~ S43	標津町 1968 『標津町史』		●						●	●	●	●							
6	歴史資料保存調査	S40 ~	文化庁実施		●																
7	民家緊急調査	S41 ~ S52	文化庁実施	●																	
8	全国遺跡地図	S41 ~ H2	文化庁実施																		●
9	中近世城館遺跡・近世大名家墓所調査	S41 ~	文化庁実施										●								
10	伊茶仁 B 遺跡発掘調査	S46 ~ S47																			●
11	記念の木指定に係る調査	S47													●						
12	集落町並み予備調査	S47 ~ S52	文化庁実施																		●
13	標津湿原植生調査	S48 ~ S49													●						
14	植生図・主要動植物地図	S48 ~ S57	文化庁実施												●						
15	町内遺跡分布調査	S49 ~ S50	標津町教育委員会 1975 『標津町埋蔵文化財分布図』																		●
16	民俗文化財分布調査	S49 ~ S59	文化庁実施									●	●								



No.	調査内容	調査年	( 関連情報 報告書等 )	文化財分類														
				有形文化財		無形文化財			民俗文化財		記念物		文化的景観	伝統的建造物群	埋蔵文化財	文化財の保存技術	その他の周辺環境	
				建造物	美術工芸品	演劇	音楽	工芸技術	無形の民俗文化財	有形の民俗文化財	史跡	名勝						天然記念物
35	江戸時代文化財資料調査	S60			●													
36	標津湿原周辺生物調査	S60～											●					
37	三本木遺跡試掘調査	S62										●						
38	シュラ川6遺跡発掘調査	S62	標津町教育委員会 1988『シュラ川第6遺跡』														●	
39	標津湿原植生調査	S62	標津町教育委員会 1988『標津町川北湿原植生調査報告書』										●					
40	伊茶仁チシネ第1竪穴群発掘調査	S63															●	
41	標津湿原鳥類標識調査	S63～	藤井薫 1993「ポー川史跡自然公園における鳥類標識調査」『しべつの自然・歴史・文化』2										●					
42	古道2遺跡発掘調査	H1															●	
43	伊茶仁チシネ第3竪穴群遺跡発掘調査	H1															●	
44	民俗芸能緊急調査	H1～	文化庁実施						●	●								
45	近代化遺産(建築物等)総合調査	H2～	文化庁実施	●														
46	標津町内アオサギ営巣地調査	H2～7	松永克利 1998「北海道東部標津町のアオサギ営巣地について」『しべつの自然・歴史・文化』7										●					
47	町内古老への聞き取り調査	H3								●	●	●	●					
48	サケ属魚類の化石調査	H4	上野輝彌 1992「北海道東部の標津町伊茶仁沖で採集されたサケ科魚類の化石」『しべつの自然・歴史・文化』1										●					
49	アイヌ語地名の調査	H4	山田秀三 1993「メナシ地方のアイヌ語地名-標津を起点として-」『しべつの自然・歴史・文化』2							●								
50	近代和風建築総合調査	H4～	文化庁実施	●														
51	建造物修理用資材需給等調査		文化庁実施															●

No.	調査内容	調査年	( 関連情報 報告書等 )	文化財分類														
				有形文化財		無形文化財		民俗文化財		記念物		文化的景観	伝統的建造物群	埋蔵文化財	文化財の保存技術	その他の周辺環境		
				建造物	美術工芸品	演劇	音楽	工芸技術	無形の民俗文化財	有形の民俗文化財	史跡						名勝	天然記念物
52	合田商店史翻刻調査	H5	矢吹弘照 1997「合田商店史を読む(解説)」『しべつの自然・歴史・文化』6	●														
53	伊茶仁カリカリウス遺跡測量調査	H6	梶田光明 1996「標津町伊茶仁カリカリウス遺跡の調査」『しべつの自然・歴史・文化』5									●						
54	標津湿原植生調査・泥炭調査	H6～H7										●						
55	旧矢島家民俗資料調査	H7		●							●							
56	伊茶仁川・ポー川トビケラ相調査	H7～H8										●						
57	近代遺跡調査	H8～	文化庁実施									●						
58	伊茶仁チシネ第3 堅穴群遺跡周堤墓発掘調査	H9	梶田光明 1998「環状土籬の調査 伊茶仁チシネ第3 堅穴群遺跡」『しべつの自然・歴史・文化』7														●	
59	標津川河口カモメ類の調査	H9	藤井薫 1997「標津川河口のカモメ類について」『しべつの自然・歴史・文化』6									●						
60	近代文化遺産総合緊急調査(近代歴史資料)	H9～	文化庁実施	●														
61	伊茶仁ふ化場第1 堅穴群遺跡発掘調査	H10															●	
62	古道6 遺跡発掘調査	H11															●	
63	標津湿原ミズゴケ・スゲ類調査	H11										●						
64	農林水産業に関連する文化的景観の保護に関する調査研究	H12～H15	文化庁実施										●					
65	昭和前半期文化財資料調査	H14		●								●	●			●		
66	伊茶仁カリカリウス遺跡測量調査・発掘調査	H15～H23										●						
67	採掘・製造、流通・往来及び居住に関連する文化的景観の保護に関する調査研究	H17～H19	文化庁実施										●					
68	標津湿原ヤチヤナギ個体群調査	H20										●						

No.	調査内容	調査年	( 関連情報 報告書等 )	文化財分類														
				有形文化財		無形文化財			民俗文化財		記念物		文化的景観	伝統的建造物群	埋蔵文化財	文化財の保存技術	その他の周辺環境	
				建造物	美術工芸品	演劇	音楽	工芸技術	無形の民俗文化財	有形の民俗文化財	史跡	名勝						天然記念物
69	標津川河岸遺跡群発掘調査	H20															●	
70	標津湿原クロミノウグイスカグラ遺伝的調査	H21											●					
71	近代の庭園・公園等に関する調査研究	H21～H23	文化庁実施										●					
72	標津湿原地下水位調査	H22～											●					
73	標津川河口左岸2遺跡発掘調査	H23															●	
74	標津番屋屏風歴史背景調査	H23～		●										●				
75	名勝に関する総合調査(所在調査)	H23～H24	文化庁実施														●	
76	標津湿原総合調査	H25～H27												●				
77	旧標津線に係る聞き取り調査	H26																
78	町内高齢者への歴史情報聞き取り調査	H27～R1							●	●	●	●	●					●
79	新規文化財指定に向けた町内文化財調査	H27～29		●						●	●	●						
80	ポー川河岸3遺跡発掘調査	H28～R3															●	
81	日本遺産申請に向けた町内文化財調査	H28～		●					●	●	●		●					
82	望が丘森林公園植物相調査	H28～																
83	マイ文化遺産アンケート調査	R1																●
84	標津町史第3巻編纂調査	R1～		●					●	●	●	●						●
85	ポー川河岸2遺跡発掘調査	R4～															●	

## 2 標津キラリ遺産リスト

分類	番号	名称	指定	指定区分	自然	古代	中世	近世	近代	現代	
A. 指定文化財											
1. 有形文化財	建造物	—	—								
	美術工芸品	1	釈迦涅槃図・千紫万紅図	○	町指定						●
2		文政の鯛口	○	町指定					●		
3		天保の石燈籠	○	町指定					●		
4		松鶴図絵馬	○	町指定					●		
5		旧国泰寺香炉	○	町指定					●		
6		会津藩士の墓	○	町指定					●		
7		明治の石燈籠	○	町指定					●		
8		龍雲寺の馬頭観音像	○	町指定					●		
9		御陣屋御造営日記	○	町指定					●		
2. 無形文化財	—	—									
3. 民俗文化財	有形の民俗文化財	10	標津神社の四爪鉄鉾	○	町指定					●	
4. 記念物	史跡	11	伊茶仁カリカリウス遺跡	○	国指定				●		
			古道遺跡	-	国指定				●		
			三本木遺跡	-	国指定				●		
		12	タブ山チャシ跡	○	町指定				●		
		13	旧根室標津駅転車台	○	町指定				●		
	14	旧川北海軍航空基地(掩体壕・戦闘指揮所)	○	町指定				●			
		名勝	—	—							
	天然記念物	化石	15	サケ鱒魚類の化石	○	町指定	●				
		記念の木	16	戸長桜	○	町指定				●	
		記念の木	17	旧標津小学校のハルニレ	○	町指定				●	
		記念の木	18	旧薫別説教所の山桜	○	町指定				●	
		記念の木	19	忠類神社の山桜等	○	町指定				●	
		記念の木	20	旧藤野牧場のカラマツ	○	町指定				●	
		記念の木	21	旧川北教育所の山桜	○	町指定				●	
記念の木		22	旧川北運動場の山桜	○	町指定				●		
記念の木		23	川北神社のアカマツ	○	町指定				●		
記念の木		24	旧古多機駅跡跡のアカマツ・スギ	○	町指定				●		
5. 文化的景観	—	—									
6. 伝統的建造物群	—	—									
B. 未指定文化財											
1. 有形文化財	建造物	26	片山家の木造漁業番屋							●	
	絵画	27	野付の牛舎跡								●
28		旧根室標津駅日通倉庫								●	
29		木村家のギャンブレル屋根牛舎								●	
30		田上義也設計建造物群(図書館・川北公民館・旧標津幼稚園)								●	
31		町内河川に掛かる橋								●	
32		標津橋								●	
33		OUC								●	
34		ERP								●	
35		Er (b)								●	
36		PIZ								●	
37		ZON (b)								●	
38		LEN								●	
39		全道展ポスター原画								●	
40		河口辺り								●	
41		初秋のトドワラ								●	
42		蘭花								●	
43		氷上の人								●	
44		エゾノコリンゴ								●	
45		オオイタドリ								●	
46		オオカサモチ								●	
47		ワインのある静物								●	
48		川北近郊								●	
49		しまふくろうとふゆのつき								●	
50		きたきつねのゆめ								●	
51		おおはくちょうの空								●	
52		門 建長寺								●	
53		詩仙堂つつじの庭								●	
54		男と女(5)								●	
55		ぼくとアルベス兄ちゃん(1)								●	
56		ぼくとアルベス兄ちゃん(2)								●	
57		休むロバ								●	
58		にわとり								●	
59		まつり								●	
60		北の市場								●	
61		冬の坂道								●	
62		さい果ての海								●	
63		巖北の春								●	
64		ぼれいしよ畑と武佐山								●	
65		巖峰梯風景								●	
66		池畔青嵐								●	
67		静物								●	
68		フキノトウ								●	
69		オオマチヨイグサ								●	
70		雪融けのクマザサ								●	
71		コゴミとシヤク								●	
72		ルビナス								●	
73		エゾニューウ								●	
74		ミスパシヨウ								●	
75		北海道版画協会作品集1999								●	
76		エゾノリュウキンカ								●	
77		魔屋の庭								●	
78		シャクナゲツツジ								●	
79		ツタウルシ								●	
80		晩夏のポピー								●	
81		フクジュソウ								●	
82		チシマフクロソウ								●	
83		オオウバユリ								●	
84		ヤマブドウ紅葉								●	
85		コクワ								●	
86		根銅原野の夕焼け								●	
87		自生ケシ								●	
88		エゾノコリンゴ II								●	

分類	番号	名称	指定	指定区分	自然	古代	中世	近世	近代	現代		
b. 未指定文化財												
1. 有形文化財												
1. 有形文化財	絵画	89	牧舎・夏							●		
		90	三色すみれ							●		
		91	標津の風景							●		
		92	静物・パン							●		
		93	R O S E S							●		
		94	metropolis							●		
		95	ミスバショウ II							●		
		96	金山の滝(忠類川)							●		
		97	一月北岬							●		
		98	標津岳と花							●		
		99	吹雪のあと							●		
		100	斜里岳遠望							●		
		101	ヤシの実を割る男							●		
		102	冬の山							●		
		103	氷上の白鳥							●		
		104	ねむろの四季(早春)							●		
		105	ねむろの四季(夏)							●		
		106	ねむろの四季(秋)							●		
		107	ねむろの四季(冬)							●		
		108	コタヌカ '05							●		
		109	初冬 忠類川							●		
		110	卓上静物							●		
		111	島(国後)を望むポー川湿原の木道							●		
		112	冬眠							●		
		113	裏街壁							●		
		114	冬を待つナラワラ							●		
		115	温故知新							●		
		116	春 武佐岳							●		
		117	夏 水辺 オンネトウ							●		
		118	秋 阿寒湖付近							●		
		119	冬 (凍土)							●		
		120	砂丘のほまなす							●		
		121	流氷							●		
		122	冬の本							●		
		123	秋の林							●		
		124	落石の湿原							●		
		125	過疎の浜							●		
		126	ある室内No28(刻)							●		
		127	S-30							●		
		128	Tomorrow							●		
		129	雛							●		
		130	とどわら							●		
		131	水の中より							●		
		132	アジサイ							●		
		133	学び							●		
		134	金山せせらぎの宿							●		
		135	流氷の時							●		
		136	スケソウの港							●		
		137	遠い日 II							●		
		138	イカ干し							●		
		139	夜明けの静寂の太陽							●		
		140	厚床の冬							●		
		彫刻	141	風の墓標							●	
			142	回帰							●	
			143	Deccan '98							●	
			144	コタン・ヌカ '97							●	
			145	抉り出された形 No5							●	
			146	トルソ							●	
			147	ニケ							●	
			工芸品	148	又十刻印入漆塗り重箱							●
		149		観音像							●	
		150		会津藩頭彰碑						●	●	
		151		黒貞陶標							●	
		152		女立像							●	
		153		女							●	
		154		裸婦							●	
		155		裸婦2							●	
		156		作品1999							●	
		157		回帰(5体)							●	
		158	集い(しまふくろう)							●		
		書跡・典籍	159	小梨和 書2							●	
			160	小梨和 書							●	
			161	道可道非常道							●	
			162	曙光開く							●	
			163	杉岡富夫 書							●	
		古文書	164	矢島家資料アイヌ語日本語対照表							●	
			165	合田商店史							●	
			166	昭和のまちなみ写真群							●	
			167	田上義也設計建造物設計書(図書館・川北公民館・旧標津幼稚園)							●	
		考古資料	168	縄文の漆塗装飾品	候補	町候補		●				
			169	縄文のヒスイ製勾玉	候補	町候補		●				
			170	標津遺跡群の出土品				●	●	●		
		歴史資料	171	旧標津線C11型蒸気機関車車両							●	
			172	旧標津線キハディーゼル車両							●	
			173	旧根室標津駅関連資料群							●	
			174	標津の古地図							●	
		2. 無形文化財										
			演劇	—								
			音楽	—								
			工芸技術	—								

分類	番号	名称	指定	指定区分	自然	古代	中世	近世	近代	現代	
B. 未指定文化財											
3. 民俗文化財	有形の民俗文化財	175 神社祭のおみこし								●	
		176 現代に生きるアイヌ民具(マキリ・アバリ等)								●	
		177 矢島家由来アイヌ民俗資料群								●	
		178 忠類大徳殿の仏像								●	
		179 昔の漁業用具								●	
		180 昔の農業用具								●	
		181 昔の商業用具								●	
		無形の民俗文化財	182 川北神社祭								●
			183 あきあじまつり								●
	184 標津神社祭									●	
	185 とどわら太鼓									●	
	186 川北太鼓									●	
	187 ヨサコイ									●	
	188 標津音頭									●	
	189 鮭とほの製法								●		
	190 山漬けの製法								●		
	191 鮭飯寿司の製法									●	
	192 いくらの製法								●		
	193 薫別の地引網								●		
194 仮装盆踊りの文化								●			
195 正月に行うもちつき								●			
196 かんじきをつくる文化								●			
197 みそぎの文化								●			
198 開拓で森を切り開いた分植林する文化								●			
199 春につくる牡丹餅、おほぎ								●			
4. 記念物	遺跡	200 伊茶仁ふ化場第1堅穴群遺跡	候補	国候補		●	●				
		201 伊茶仁ふ化場第2堅穴群遺跡	候補	国候補		●	●				
		202 伊茶仁チンネ第1堅穴群遺跡	候補	国候補		●	●				
		203 伊茶仁チンネ第2堅穴群遺跡	候補	国候補		●	●				
		204 伊茶仁チンネ第3堅穴群遺跡	候補	国候補		●	●				
		205 伊茶仁チンネ第4堅穴群遺跡	候補	国候補		●	●				
		206 アッチャウスチャン跡	候補	国候補		●	●				
		207 伊茶仁川第3堅穴群遺跡	候補	町候補		●	●				
		208 伊茶仁川第4堅穴群遺跡	候補	町候補		●	●				
		209 伊茶仁川第5堅穴群遺跡	候補	町候補		●	●				
		210 オンネ堅穴群遺跡	候補	町候補		●	●				
		211 ボンアッチャウス遺跡	候補	国候補		●	●				
		212 伊茶仁レウミ堅穴群	候補	国候補		●	●				
		213 伊茶仁レウミチャン跡	候補	国候補		●	●				
		214 伊茶仁川第1堅穴群遺跡	候補	国候補		●	●				
		215 伊茶仁川第2堅穴群遺跡	候補	国候補		●	●				
		216 ボー川河岸1遺跡	候補	国候補		●	●				
		217 ボー川河岸2遺跡	候補	国候補		●	●				
		218 ボー川河岸3遺跡	候補	国候補		●	●				
		219 ホニョイチャン跡	候補	町候補		●	●				
		220 ランネチャン跡・ランネ堅穴群遺跡	候補	町候補		●	●				
		221 望ヶ丘チャン跡	候補	町候補		●	●				
		222 元崎無異堅穴群遺跡				●	●				
		223 浜茶志骨堅穴群遺跡				●	●				
		224 古道第2堅穴群遺跡				●	●				
		225 マクベツ川右岸堅穴群遺跡				●	●				
		226 浜茶志骨チャン跡				●	●				
		227 当幌川左岸堅穴群遺跡				●	●				
		228 忠類堅穴群遺跡				●	●				
		229 古多羅左岸堅穴群遺跡				●	●				
		230 古多羅右岸堅穴群遺跡				●	●				
		231 薫別堅穴群遺跡				●	●				
		232 ワカケシュナイチャン跡				●	●				
		233 望ヶ丘堅穴群遺跡				●	●				
		234 薫別第2堅穴群遺跡				●	●				
		235 古多羅川河口堅穴群遺跡				●	●				
		236 サツキ第1チャン跡				●	●				
		237 サツキ第2チャン跡				●	●				
		238 望ヶ丘第2堅穴群遺跡				●	●				
		239 シュラ川チャン跡				●	●				
		240 イツアリキツサキ堅穴群遺跡				●	●				
		241 崎無異遺跡				●	●				
		242 古多羅川チャン跡				●	●				
		243 忠類チャン跡				●	●				
		244 崎無異チャン跡				●	●				
		245 標津神社	候補	町候補					●		
		246 植民軌道線跡	候補	町候補						●	
247 旧標津線跡	候補	町候補						●			
248 川北駅跡								●			
249 川北甲基線								●			
250 川北乙基線								●			
251 標津～忠類間の土壁でできた牧柵								●			
名勝地	252 金山峡谷				●						
	253 薫別の冬の朝の海				●						
	254 望ヶ丘丘陵から望む海				●						
	255 見返りギツネの眺望(残雪の遠音別岳)				●						
	256 茶志骨川河口温泉				●						
動物、植物、地質鉱物	257 標津川流域温泉群				●						
	258 カリカリウス遺跡のミズナラ巨木	候補	町候補						●		
	259 カリウスアザミ自生地								●		
	260 川北温泉								●		
	261 クラップ川の水質				●						
262 ツーキップ川の滝				●							
5. 文化的景観	263 川北乙基線から見える武佐岳の山並み				●						
	264 牧草ロールの風景								●		
	265 漁業の姿								●		
	266 酪農の姿								●		
	267 野付半島				●				●		
6. 伝統的建造物群	268 根柵台地の酪農景観								●		
	269 格子状防風林								●		
	270 標津市街に残る昭和の蔵群								●		

分類	番号	名称	指定	指定区分	自然	古代	中世	近世	近代	現代
B. 未指定文化財										
7. 埋蔵文化財										
	271	会津藩陣屋跡								●
	272	伊茶仁B遺跡				●				
	273	古道第3遺跡				●				
	274	古道第4遺跡				●				
	275	古道第5遺跡				●				
	276	古道第6遺跡				●				
	277	標津川第1遺跡				●				
	278	標津川第2遺跡				●				
	279	武佐川左岸第1遺跡				●				
	280	武佐川左岸第2遺跡				●				
	281	ウラップ川第1遺跡				●				
	282	ウラップ川第2遺跡				●				
	283	ウラップ川第3遺跡				●				
	284	シュラ川第1遺跡				●				
	285	シュラ川第2遺跡				●				
	286	シュラ川第3遺跡				●				
	287	シュラ川第4遺跡				●				
	288	シュラ川第5遺跡				●				
	289	ポー川第1遺跡				●				
	290	ポー川第2遺跡				●				
	291	ポー川第3遺跡				●				
	292	ポー川第4遺跡				●				
	293	当幌河口第1遺跡				●				
	294	当幌河口第2遺跡				●				
	295	当幌河口第3遺跡				●				
	296	当幌河口第4遺跡				●				
	297	当幌河口第5遺跡				●				
	298	当幌川左岸第1遺跡				●				
	299	当幌川左岸第2遺跡				●				
	300	当幌川左岸第3遺跡				●				
	301	当幌川左岸第4遺跡				●				
	302	当幌川左岸第5遺跡				●				
	303	当幌川左岸第6遺跡				●				
	304	マクベツ川第1遺跡				●				
	305	コイトイ遺跡				●				
	306	マクベツ川第2遺跡				●				
	307	マクベツ川第3遺跡				●				
	308	マクベツ川第4遺跡				●				
	309	マクベツ川第5遺跡				●				
	310	マクベツ川第6遺跡				●				
	311	茶志骨川第1遺跡				●				
	312	茶志骨神社南第1遺跡				●				
	313	茶志骨神社南第2遺跡				●				
	314	茶志骨神社南第3遺跡				●				
	315	茶志骨神社南第4遺跡				●				
	316	茶志骨神社南第5遺跡				●				
	317	茶志骨川第2遺跡				●				
	318	茶志骨川第3遺跡				●				
	319	茶志骨川第5遺跡				●				
	320	茶志骨川第6遺跡				●				
	321	茶志骨川第7遺跡				●				
	322	茶志骨川第8遺跡				●				
	323	茶志骨川第9遺跡				●				
	324	茶志骨川第10遺跡				●				
	325	茶志骨川第11遺跡				●				
	326	シュラ川第6遺跡				●				
	327	元崎無異第2遺跡				●				
	328	元崎無異第3遺跡				●				
	329	元崎無異第4遺跡				●				
	330	元崎無異第5遺跡				●				
	331	元崎無異第6遺跡				●				
	332	元崎無異第7遺跡				●				
	333	元崎無異第8遺跡				●				
	334	薫別第3遺跡				●				
	335	薫別第4遺跡				●				
	336	薫別第5遺跡				●				
	337	ワクカケシュナイ遺跡				●				
	338	古多糠川第4遺跡				●				
	339	古多糠川第5遺跡				●				
	340	古多糠第1遺跡				●				
	341	古多糠第2遺跡				●				
	342	古多糠第3遺跡				●				
	343	古多糠第4遺跡				●				
	344	古多糠第5遺跡				●				
	345	古多糠第6遺跡				●				
	346	古多糠第7遺跡				●				
	347	古多糠第8遺跡				●				
	348	古多糠第9遺跡				●				
	349	丸山第1遺跡				●				
	350	丸山第2遺跡				●				
	351	丸山第3遺跡				●				
	352	丸山第4遺跡				●				
	353	望洋台第1遺跡				●				
	354	望洋台第2遺跡				●				
	355	望洋台第3遺跡				●				
	356	望洋台第4遺跡				●				
	357	望洋台第5遺跡				●				
	358	望洋台第6遺跡				●				
	359	忠類第2遺跡				●				
	360	忠類第3遺跡				●				
	361	望ヶ丘第3遺跡				●				
	362	望ヶ丘第4遺跡				●				
	363	標津川第3遺跡				●				
	364	ベギンリ山第1遺跡				●				
	365	ベギンリ山第2遺跡				●				
	366	ベギンリ山第3遺跡				●				

分類	番号	名称	指定	指定区分	自然	古代	中世	近世	近代	現代
B. 未指定文化財										
7. 埋蔵文化財										
	367	ベギシリ山第4遺跡				●				
	368	ふ化場の沢遺跡				●				
	369	ふ化場の沢第2遺跡				●				
	370	ボン古多糠川第1遺跡				●				
	371	角田川第1遺跡				●				
	372	忠類川左岸第2遺跡				●				
	373	シュラ川第7遺跡				●				
	374	シュラ川第8遺跡				●				
	375	古道第7遺跡				●				
	376	古道第8遺跡				●				
	377	ボー川第5遺跡				●				
	378	ボー川第6遺跡				●				
	379	クワップ川第4遺跡				●				
	380	シュラ川第9遺跡				●				
	381	忠類第4遺跡				●				
	382	伊茶仁川第8遺跡				●				
	383	アッチャウス第1遺跡				●				
	384	伊茶仁川第6遺跡				●				
	385	伊茶仁川第7遺跡				●				
	386	標津川河岸5遺跡				●				
	387	標津川河岸1遺跡				●				
	388	標津川河岸6遺跡				●				
	389	標津川河岸2遺跡				●				
	390	標津川河岸3遺跡				●				
	391	標津川河岸7遺跡				●				
	392	標津川河岸4遺跡				●				
	393	標津川第4遺跡				●				
	394	標津川第5遺跡				●				
	395	アッチャウス第2遺跡				●				
	396	アッチャウス第3遺跡				●				
	397	ボー川第7遺跡				●				
	398	崎無異第2遺跡				●				
	399	忠類川左岸第2遺跡				●				
	400	伊茶仁川第9遺跡				●				
	401	標津川河口左岸1遺跡				●				
	402	伊茶仁川第5遺跡				●				
	403	標津川河口左岸2遺跡				●				
	404	標津川河口左岸3遺跡				●				
	405	標津川河口左岸4遺跡				●				
	406	ワカケシュナイ2遺跡				●				
	407	望洋台第7遺跡				●				
8. 文化財の保存技術										
9. その他										
	408	和紙原料ノリウツギの持続可能な生産								
	409	タフ山チャシの伝承								
	410	金山伝説								
	411	アイヌ語地名								●
	412	幕末会津藩北方警備の歴史								●
	413	ヒグマによる被害の歴史								●
	414	秋田木材にまつわる歴史								●
	415	オホーツク文化				●				
	416	開拓の文化								●
	417	自然を守る文化								●
	418	アイヌ口承文芸								●
	419	松浦武四郎による蝦夷地調査の足跡								
	420	伝統的文様								
	421	環境				●				
	422	標津の海				●				
	423	森林				●				
	424	流水				●				
	425	雪				●				
	426	水				●				
	427	ボー川				●				
	428	標津湿原のワタスゲ群落				●				
	429	標津川				●				
	430	標津川を中心とした7河川				●				
	431	野生動物のいる環境				●				
	432	クリオネ				●				
	433	タンチョウ				●				
	434	アヌマス				●				
	435	ホタルの生息環境				●				
	436	ウサギ				●				
	437	川や河川敷の環境				●				
	438	サケの獲れる環境				●				
	439	ノリウツギが自生する環境				●				
	440	食資源								●
	441	いくら								●
	442	鮭とば								●
	443	鮭山漬								●
	444	鮭飯寿司								●
	445	乳製品								●
	446	牛乳								●
	447	標津牛								●
	448	いくら丼								●
	449	ホタテ								●
	450	サケ								●
	451	ブリ								●
	452	エビ								●
	453	海産物								●
	454	山菜								●
	455	じゃがいも								●

### 3 標津キラリ遺産の周辺環境リスト

分類	番号	名称	指定	指定区分	自然	古代	中世	近世	近代	現代
標津キラリ遺産の周辺環境										
体験	1	海釣り								●
	2	ボ-川のキャンプ								●
	3	ボ-川のせんべい焼き								●
	4	忠類川サーモンフィッシング								●
	5	盛んなウインタースポーツ								●
	6	ボ-川カヌ-体験								●
地域活動	7	スポーツの町宣言								●
	8	美しい村								●
	9	ふるさと給食								●
	10	標津小学校赤ちゃん交流会								●
	11	標津小学校家庭学習の取組								●
	12	標津小学校キラリタイムの取組								●
	13	壁新聞学習								●
	14	子育てしやすい環境								●
	15	川北の地域子育て力								●
	16	ボランティア活動								●
イベント	17	福住そばの日								●
	18	鮭・ホタテ・バターの無料配布								●
	19	標津小学校運動会のカムバックサーモン								●
	20	サイエンスフェア								●
	21	お祭り等イベント								●
	22	上田組の行事								●
	23	朝市								●
	24	ロシア交流								●
	25	花火								●
	26	川北薪そばまつり								●
	27	水キラリ								●
	食関係	28	冬まつり							
29		標津番屋での焼肉								●
30		鮭節								●
31		Amieの鮭コロケ								●
32		標津ゴーダチーズ								●
33		標津牛乳アイス								●
34		標津羊羹								●
35		しのだ食堂の料理								●
36		武田の料理								●
37		いしばしの料理								●
38		ラーメンランドの地獄ラーメン								●
39		長谷川菓子舗の三角チョコケーキ								●
40		あかつき食堂の料理								●
41		雨傘のイチゴケーキ								●
風景・場所		42	居酒屋縁の料理							
	43	山本商店のワイン								●
	44	さえるものない広い空				●				
	45	町内のお寺								●
	46	朝日・夕日				●				
	47	夜空の星				●				
	48	知床連山の山並み							●	
	49	四季で変化する山の景色							●	
	50	標津中学校前の桜							●	
	51	美郷団地							●	
	52	メロディーロード							●	
	53	防災道路								●
	54	標津サーモン科学館								●
	55	漁組の直売所								●
	56	北方領土								●
	57	ボ-川史跡自然公園								●
58	北方領土館								●	
59	ニョコフ亭跡								●	
60	プール								●	
61	スケートリンク								●	
62	こども園								●	
63	小学校								●	
64	中学校								●	
65	標津高校								●	
66	SL公園								●	
67	海の公園								●	
68	町内の公園								●	
69	望ヶ丘公園								●	
70	木の公園								●	
71	保育園								●	
72	体育館								●	
73	児童館公園								●	
74	若草公園								●	
75	バスターミナル								●	
76	きれいな芝生(サーモンパーク)								●	
77	川北キツツキの森								●	
78	サーモンパーク展望台からの風景								●	
79	サーモンパーク坂の並木道								●	
80	サーモンパークの池								●	
81	文化ホール								●	
82	あすほる								●	
83	サッカーグラウンド								●	
84	高校のグラウンド								●	
85	金山スキー場								●	
86	長谷川菓子舗								●	
87	しんちゃん商店								●	
88	後藤書店								●	
89	川村水産								●	
90	くすのき温泉								●	
91	川北自然公園								●	
92	川北小学校図書室								●	
93	川北小学校裏の桜								●	
94	川北中学校のグラウンド								●	
95	標津小中学校の鉄棒								●	
96	川北中学校前の巨木								●	

分類	番号	名称	指定	指定区分	自然	古代	中世	近世	近代	現代
標津キラリ遺産の周辺環境										
風景・場所	97	夕暮れの景色								●
	98	まちの飲食店								●
	99	自分の家								●
	100	ピリカの泉								●
	101	ボー川史跡自然公園の景観								●
	102	夕日に照らされた流水								●
	103	国後島の眺望								●
	104	砂利道								●
	105	サーモンパークの遡上コーナー								●
	106	サーモンパークのフウセンウオコーナー								●
	107	サーモンパークのチョウザメコーナー								●
	108	サーモンパークのドクターフィッシュ								●
109	サーモンパークのミニ魚釣り								●	
110	サーモンパークのえさやり								●	
111	サーモンパークのふれあいコーナー								●	
112	図書館の絵本コーナー								●	
印象	113	知床に近い								●
	114	遊ぶところが多い								●
	115	いろいろな設備がある								●
	116	朝日がきれい			●					
	117	きれいな空気			●					
	118	豊かな自然			●					
	119	スポーツ施設が無料								●
	120	優しい・あたたかい町の人								●
	121	お年寄りから子供までみんな仲良し								●
	122	面白い人・楽しい友人								●
	123	ふれあいが多い								●
	124	自由な雰囲気								●
	125	人が少ない								●
	126	静か								●
	127	地域のつながり								●
	128	家を空けるとき施錠しなくても大丈夫な伊茶仁の文化								●
	129	積極的なボランティア活動								●
	130	平和・安全								●

## 標津町文化財保護条例

(昭和45年3月24日条例第12号)

### (目的)

第1条 この条例は、文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「法」という。）及び北海道文化財保護条例（昭和30年北海道条例第83号。以下「道条例」という。）の規定により指定を受けた文化財以外の文化財で、標津町（以下「町」という。）の区域内にあるもののうち重要なものについて、その保存及び活用のために必要な措置を講じもつて町民の郷土に対する認識を深めるとともに教育学術及び文化の向上に資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例で「文化財」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で、町にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの及び考古資料（以下「有形文化財」という。）
- (2) 演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で町にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（以下「無形文化財」という。）
- (3) 衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗、習慣及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で町民生活の推移の理解のため欠くことのできないもの（以下「民俗資料」という。）
- (4) 貝塚、古ふん、都城跡、城跡旧宅その他の遺跡で町にとって歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で町にとって芸術上又は観賞上価値の高いもの、並びに動物、植物及び地質鉱物で町にとって学術上価値の高いもの（以下「記念物」という。）

### (財産権の尊重及び公益との調整)

第3条 標津町教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、この条例の施行にあつては関係者の所有権その他の財産権を尊重するとともに文化財保護と他の公益との調整に留意しなければならない。

### (調査委員会)

第4条 文化財の保護について必要な事項を諮問するため、教育委員会は標津町文化財調査委員会（以下「調査委員会」という。）を置く。

(指定)

第5条 教育委員会は第2条に掲げる文化財のうち、町にとって重要なものを標津町指定文化財（以下「町指定文化財」という。）に指定することができる。

2 前項の規定による指定をするには、教育委員会は予め指定をしようとする文化財の所有者及び権限に基づく占有者（以下「所有者等」という。）の同意を得なければならない。ただし、所有者等が判明しない場合はこの限りでない。

3 第1項の規定により指定をしようとするときは、教育委員会は調査委員会の意見を聞くものとする。

(告示及び指定書の交付)

第6条 教育委員会は前条の規定により町指定文化財に指定したときはその旨を告示し、当該文化財の所有者等に通知しなければならない。

2 教育委員会は、第5条の規定による指定をしたときは、所有者等に指定書を交付しなければならない。

(所有者等の管理義務等)

第7条 町指定文化財の所有者等は、この条例並びにこれに基づいて発する教育委員会の指示、勧告に従い良好な状態のもとに保存し管理するよう努めなければならない。

(管理又は修理に関する指示、勧告)

第8条 教育委員会は、町指定文化財の管理が適当でないため、当該町指定文化財が滅失し、損傷し又は盗難のおそれがあると認めるときはその所有者等に対し、必要な措置を講ずべきことを指示し、若しくは勧告することができる。

2 教育委員会は町指定文化財が損傷している場合においてその保存のため修理を要すると認めるときは所有者等に対して修理すべきことを指示し又は勧告することができる。

(保存施設及び保存地域の設定)

第9条 教育委員会は、町指定文化財の保存のため必要があると認めるときは関係者の同意を得て保存施設又は保存地域を定めて一定の行為を制限し、若しくは禁止し、その他保存に必要な措置を講ずることができる。

(許可事項)

第10条 町指定文化財の所有者等は指定文化財に対して、次に掲げる行為をしようとする

きは予め教育委員会の許可を受けなければならない。

- (1) 現状を変更しようとするとき。
- (2) 保存の方法を変更しようとするとき。
- (3) 町の区域外に移そうとするとき。

(届出事項)

第11条 町指定文化財の所有者等は、次の各号の一に該当するときはすみやかに教育委員会に届出なければならない。

- (1) 町指定文化財について権限の移動を生じたとき。
- (2) 町指定文化財が滅失又は損傷したとき。
- (3) 町指定文化財の所在地が変更したとき。
- (4) 所有者等の氏名、名称及び住所若しくは居所が変更したとき。
- (5) その他教育委員会規則に定める事項に該当したとき。

(公開)

第12条 教育委員会は、町指定文化財の所有者に対し教育委員会の行う公開の用に供するため、町指定文化財の出品展示を求めることができる。

- 2 前項の規定又は展示したことに起因して当該町指定文化財が滅失又は損傷したときは、町は所有者に対してその損害を補償する。ただし、天災又は所有者等の責に帰すべき事由によつて滅失し又は損傷したときはこの限りでない。

(解除)

第13条 町指定文化財が次に掲げる各号の一に該当するに至つた時は、教育委員会はその指定を解除することができる。

- (1) 滅失したとき。
- (2) 著しく価値を失つたとき。
- (3) 国又は道の文化財としての指定を受けたとき。
- (4) 町の区域外に移つたとき。
- (5) その他教育委員会が必要と認めたとき。

- 2 前項の規定により町指定文化財を解除しようとするときは、第5条第1項及び第2項並びに第6条（指定書とあるのを指定解除書と読替える。）の規定を準用する。

(経費の負担)

第 14 条 町指定文化財の管理及び前条の規定による出品又は展示に要する経費は原則として所有者等の負担とする。ただし、所有者等がその負担に堪えないとき、その他特別の事情があるときは、町はその経費の一部又は全部を負担することができる。

(所有者等変更に伴う権利義務の承継)

第 15 条 町指定文化財の所有者等の変更があつたときは、新所有者等は当該町指定文化財に関し、この条例並びにこれに基づいて発する教育委員会の指示勧告その他処分による旧所有者等の権利義務を承継する。

2 前項の場合には旧所有者等は当該町指定文化財の引き渡しと同時にその指定書を新所有者等に引き渡さなければならない。

(罰則)

第 16 条 町指定文化財を損傷し、放棄し又は隠した者並びにその保存に影響を及ぼす行為をして、これを滅失し、損傷し又は滅亡するに至らしめた者には、5 万円以下の罰金又は科料に処する。

(委任規定)

第 17 条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この条例は、昭和 45 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 4 年 3 月 25 日条例第 14 号)

この条例は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

○標津町文化財保存活用検討委員会規程

令和元年5月7日教委規程第1号

標津町文化財保存活用検討委員会規程

(設置)

第1条 標津町文化財保存活用地域計画、史跡標津遺跡群保存活用計画及び天然記念物標津湿原保存活用計画を策定するため、標津町文化財保存活用検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、教育長の諮問に応じ、標津町の文化財・史跡標津遺跡群・天然記念物標津湿原の保存活用計画の内容について調査し、審議又は意見具申を行うものとする。

(組織)

第3条 委員会は、標津町文化財保存活用地域計画検討部会（以下「地域計画部会」という。）、史跡標津遺跡群保存活用計画検討部会（以下「史跡部会」という。）、天然記念物標津湿原保存活用計画検討部会（以下「天然記念物部会」という。）、の3つの部会で構成され、各部会10名以内の委員をもって組織する。

2 委員は次の各号に掲げる者の中から教育長が委嘱する。

(1) 標津町内で活動する文化財保存活用団体代表者

(2) 学識経験者

(3) 関係行政機関の職員

(4) その他教育長が必要と認める者

3 第1項に定めるもののほか、特別な事項を審議するために必要があるときは、臨時の委員を置くことができる。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし再任は妨げない。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1名を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。

(会議)

第6条 委員会会議は、教育長が招集する。

2 委員会会議は、部会会議を基本とし、必要に応じ合同会議を設置する。

- 3 合同会議は、地域計画部会の委員長が議長を務め、地域計画部会不在の会議では史跡部会の委員長がその職務を代行する。
- 4 各部会及び合同会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、標津町ポー川史跡自然公園において処理する。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は教育長が定める。

附則

この規程は、令和元年5月7日から施行する。

## 標津町文化財保存活用地域計画

作成日 令和7年6月13日

認定日 令和7年7月18日

発行 標津町教育委員会

〒086-1632

北海道標津郡標津町北2条西1丁目1番3号

TEL 0153-82-3110